

法学叢書 2-I

法学叢書

行政法 I

行政法總論

興津 征雄

新世社

法学叢書 2-I

法学叢書

行政法 I

行政法総論

興津 征雄

新世社

はしがき

本書は、法学部や法科大学院における学習のための行政法総論の教科書である。本書で行政法を学び始めた読者が司法試験の論文式問題に対応できるレベルまで到達し、その先の課題が展望できるように書かれている。

1998年に筆者が法学部で初めて行政法の授業を受けてから、行政法学習のあり方は様変わりしている。2004年に法科大学院が発足し、2006年から司法試験の出題が改められ、行政法が必修科目となって以来、判例や事例の解説を中心とする学習用教材は質・量ともに大きく向上した。2004年の行政事件訴訟法改正と、その前後から進行していた最高裁判例の積極的な展開とにより、行政救済法とりわけ行政訴訟の訴訟要件の解釈論は飛躍的な進歩を遂げた。こうした変化はもちろん行政法学にとって喜ばしい進化であり、筆者も教育・研究・実務のそれぞれの面における関係者の尽力に敬意を表するものである。

しかし、同時に、筆者は次のような問題意識あるいは危機感を抱いている¹。行政法学は、個々の事例や個別法の仕組みの解説に力を注ぐ反面で、それらを支えるべき法論理の構造を分析し、法制度や判例のあり方に明快で合理的な法律構成を与えるという実定法学の本来の任務を果たしているだろうか。また、昨今の行政法の教科書市場では、コンパクトな分量で簡潔な説明を与えるタイプのものが主流になっているように見受けられるが、解釈論の構造や方法論が提示されないために、学習者に〈行政法は作文問題である〉(試験問題に示された会議録などの誘導に乗って、重要そうな条文や事実をつなぎ合わせて答案にすればよいという趣旨)かのような認識をもたらしてはいないだろうか。

こうした問題意識に基づいて、本書では、法解釈学としての行政法を、筆者なりに描き出すことに意を用いた。そのために、紙幅を費やしてでも思考や推論の過程をなるべく丁寧に言語化することを試みた。その結果として、本書は行政法総論の単独の教科書としては異例の分量となってしまう、学習者を遠ざけないか心配している。しかし、筆者の教育経験によれば、概念の定義から出発し、論理のステップを一つ一つ丁寧にたどっていくことで確かな理解を得る学習者も少なくない。第1章「1.4 本書の構成と読み方」(14頁以下)に記したように、初学者が立ち入る必要のない論点はそれとわかるようにメリハリをつけて書かれており、読者の到達度に応じてさまざま読み方ができるように工夫したつもりである。また、司法試験の論文式問題への対応を考えると、一般的な教科書と事例演習書の解説に書かれていることを一書にまとめ

¹ こうした問題意識は、すでに中川丈久=興津征雄「令和4年司法試験(行政法)の出題に関する疑義」法学セミナー818号(2023年)44頁以下で明らかにしている。

ればおそらくこれくらいの分量は必要となるはずである。〈コスト・パフォーマンスは意外と悪くない〉と読者に思ってもらえることを念ずるばかりである。

本書は、筆者が奉職する神戸大学法学部・法科大学院における筆者の教育実践の成果でもある。抽象的でとらえどころがないと感じられる——筆者自身も学生時代に習得に苦勞した——行政法を、どうすれば学生にわかりやすく教えられるか、そもそも行政法が「わかる」とはどういうことなのかを、ずっと考えながら授業をしてきた。執筆しながら目に浮かび励みとなったのは、筆者の授業に「わかりやすい」という感想をくれ、「先生の教科書が出たら読みたいです」と言葉をかけてくれた歴代の受講者の顔触れである。その後輩たちが聴く今の筆者の授業に多少とも改善されたところがあるとすれば、彼ら・彼女らの寄せてくれたフィードバックのおかげであり、それは本書にも反映されている。

教科書である本書は、これまで筆者に行政法を教えてくださった多くの先生方の学恩の上に成立している。その中でも特に、本書に直接的な影響を与えられた先生のお名前のみを挙げることを、お許しいただきたい。

まず、東京大学大学院在学時以来の恩師である小早川光郎先生である。学生時代に名著『行政法(上)』(弘文堂、1999年)を手にしたときの、透徹した論理と、一貫した視座のもとで構築された堅牢な体系に、行政法学の無限の可能性を感じたことを覚えている。教科書であることを意識して書かれた本書は、先生のような無駄や隙のない叙述を目指すことは最初から断念せざるをえなかったが、包み隠さずに言えば、先生の体系書の行間を埋めてみたいと思ったことも本書の執筆動機の一つである。それが無謀な思い上がりにすぎなかったことは自分が一番よくわかっているが、怖いもの知らずの拙論をずっと受け止めていただいた小早川先生に、本書も感謝の思いとともにお届けしたい。

そして、神戸大学着任以来親しくご指導をいただいている中川丈久先生である。教員としての駆出しの時期に、先生と一緒に法科大学院の行政法の授業を担当できたのは、筆者にとってかけがえのない幸運であった。授業で使用する先生の自作の教材(学生が「電話帳」と呼んで畏れる、1000頁を超える大部のもの)に記された、まだ論文になっていないものも含む先生の見解は刺激的で、先入見を排し「“更地”で考える」²理論の破壊力を思い知った。本書のコンセプトのいくつか(たとえば行政処分の違法事由(第15章・第16章)の説明など)は、もともと中川先生の教材から筆者が学んだものであり、ここにオリジナリティの所在を明らかにしておきたい。

筆者にとって、40代で単著の教科書を世に送ることは、大きな挑戦である。教科書は、ベテランになって行政法の全範囲についてひととおり論文を書いてから、とい

² 中川丈久「行政訴訟としての「確認訴訟」の可能性」民商法雑誌130巻6号(2004年)998頁で用いられている表現。中川先生の思考の特徴を象徴的に言い表した言葉だと思う。

う思いもあった中で、この挑戦に踏み切った背後には、背中を押してくださった方々の存在がある。

井上典之先生は、「法学叢書」の執筆者候補として筆者を新世社にご推薦くださり、筆者に対して早期に教科書を書くように勧められた。西上治先生は、本書の草稿の大部分に目を通され、本書を多くの誤りから救ってくださった。安藤馨先生、宇藤崇先生、竹内真理先生、土井翼先生には、執筆中の悩みや草稿の一部についてそれぞれのご専門の見地からの確かなコメントをいただいた。ここにはお名前を挙げきれない方々を含めて、勤務校の先生方や研究仲間の先生方から専門や世代の壁を超えて日々頂戴している知的刺激に、本書が少しでも応えられていることを願う。

新世社の御園生晴彦さんは、なかなか執筆に取り掛かれないでいる著者に要所で温かい慇懃と激励をくださった。できあがった原稿を少しでも見やすいレイアウトになるように工夫してくださったのは、編集作業を担当された同社編集部の谷口雅彦さんである。本作りは優れた編集者の手綱さばきがあつてのことだと、今回もまた思い知らされた。

本書は教育・学習のための書物ではあるものの、そのベースには当然ながら筆者のこれまでの研究活動があり、行政法学の学問としての前進に少しでも貢献したいという思いも込められている。その意味では本書は筆者の研究成果でもあり、とりわけ執筆段階でJSPS 科研費（19K21677, 20H01422）の支援を受けたことを明記しておく。

最後に私事にわたるが、弁護士である父は、前著『違法是正と判決効——行政訴訟の機能と構造』（弘文堂、2010年）を贈った際に、「次は教科書を楽しみにしている」との言葉をくれた。父が現役のうちその言葉に応えたいという思いが、脱稿に向けての原動力となったことは間違いない。その父と母から受けた恩、そして妻の日頃の援けの上に筆者の職業生活は成り立っている。この場を借りて家族に感謝の気持ちを伝えたい。

2023年7月

興津 征雄

目次

第1章 本書で何を、どうやって学ぶのか 1

- 1.1 設例 1
- 1.2 行政法の対象 3
行政とは / 公益と私益のかかわり / 私人に対する働きかけ（行政作用）
- 1.3 行政法の体系と本書の守備範囲 9
行政法の三分野 / 行政法総論
- 1.4 本書の構成と読み方 14
本書の構成 / 本書の読み方
- 1.5 設例の検討 19

第1部 基礎編：行政法を知る 21

A 行政作用法の前提的知識

第2章 行政の主体と機関 22

- 2.1 法人と機関 22
- 2.2 行政主体 23
行政主体とは / 国・地方公共団体 / 特別行政主体
- 2.3 行政機関 34
二つの行政機関概念 / 組織法的行政機関概念 / 作用法的行政機関概念 / 行政機関の権限とその所在

第3章 行政法の法源と行政内部規定 49

- 3.1 法源と内部規定 49
- 3.2 法源 50
法源の分類 / 成文法源（その1）——憲法・条約・法律 / 成文法源（その2）——命令 / 成文法源（その3）——条例・規則 / 不文法源 / 法の一般原則
- 3.3 行政内部規定 70
概念 / 効果

B 行政作用としての法律関係の形成・確定

第4章 要件と効果 75

- 4.1 法律関係の形成・確定（法効果の発生）の仕組み 75
- 4.2 行政作用による法律関係の変動 77
契約と不法行為 / 行政処分

第5章 法律関係の形成・確定の法的仕組み	86
5.1 序説	86
《要件→効果》のパターン / パターンの類型化	
5.2 第1類型：事実行為の規制	88
許可制 / 下命・禁止 / 届出制	
5.3 第2類型：法的地位・法的能力の規律	94
法的地位・法的能力の創設的付与（設権行為） / 法律行為の効力の規制 / 権利の剥奪・取得（公用取用）	
5.4 第3類型：公益事業の規制	99
規制の趣旨 / 公共事業許可制 / 参入規制と自由化	
5.5 第4類型：金銭債権・債務に関する仕組み	102
序説 / 行政主体による金銭債務の賦課 / 行政主体による金銭給付	

C 行政処分とその過程

第6章 法効果発生要件としての行政処分	111
6.1 行政処分の定義	111
6.2 行政処分の見分け方	111
序説 / 法効果の特定 / 法効果発生原因の特定 / まとめ	
6.3 行政処分を見つけることの意味——法的統制の定型化	121
6.4 瑕疵ある行政処分の効力	123
行政処分の瑕疵 / 行政処分の取消しと無効	
6.5 行政処分の成立・発効・失効	127
行政処分の成立 / 行政処分の発効 / 行政処分の失効	
6.6 行政処分の職権取消しと撤回	132
概念 / 取消権限の根拠・取消権者 / 撤回権限の根拠・撤回権者 / 職権取消し・撤回の要件と制限 / 職権取消し・撤回の手続	
6.7 行政処分の附款	136
附款とは / 種類 / 附款の許容性と限界	
第7章 法の解釈・適用と行政裁量	140
7.1 序説	140
7.2 法の解釈・適用	140
要件・効果の構造の把握 / 処分要件の充足性 / 処分の効果（内容）の選択	
7.3 行政裁量	148
裁量の意義 / 行政裁量の司法審査 / 行政裁量の種類	
7.4 内部基準	162
意義と具体例 / 分類 / 法的性質と「外部化現象」	
第8章 行政手続	172
8.1 行政手続の意義	172
行政手続と行政手続法 / 行政手続の意義・目的 / 行政手続の対象	
8.2 行政処分手続（その1）——序説	176

	処分の類型 / 適正手続3原則 / 手続的瑕疵の効果	
8.3	行政処分手続（その2）——不利益処分	179
	処分基準の設定・公表 / 意見陳述のための手続（広義の聴聞） / 理由の提示	
8.4	行政処分手続（その3）——申請に対する処分の手続	191
	申請権 / 到達主義 / 標準処理期間 / 審査基準の設定・公表 / 理由の提示 / 聴聞手続（広義）の不存在と公聴会 / 複数の行政庁が関与する処分	
8.5	処分等の求め	202
8.6	届出手続	203
	届出の概念 / 到達主義	
8.7	命令等制定手続（意見公募手続）	205
	「命令等」 / 実体規定 / 手続規定	
8.8	行政手続法の適用除外	208
	序説 / 処分・行政指導に関する適用除外 / 命令等に関する適用除外 / 地方公共団体との関係における適用除外 / 「固有の資格」に関する適用除外 / 特別行政主体に関する適用除外 / 個別法による適用除外	
8.9	行政手続と憲法	211
	問題の所在 / 学説 / 判例 / 議論の目的	

D 行政作用の実効性

第9章 強制		216
9.1	法律関係の観念的変動と事実状態の物理的変更	216
	法の世界と事実の世界 / 行政目的の実現と事実状態の物理的変更 / 行政作用の実効性確保	
9.2	行政上の強制執行——序説	221
	民事上の強制執行と行政上の強制執行 / 行税上の強制執行の種類	
9.3	行政上の強制執行（その1）——代執行	225
	概念 / 要件 / 手続・実行 / 費用の徴収	
9.4	行政上の強制執行（その2）——直接強制	233
9.5	行政上の強制執行（その3）——間接強制（執行罰）	233
9.6	行政上の強制執行（その4）——強制徴収	234
	概念 / 国税徴収の仕組み / 滞納処分の準用	
9.7	行政上の強制執行の法律の根拠	236
	法律の根拠の二段階構造 / 法律の根拠の意味と権力的事実行為 / 自主条例は行政上の強制執行の根拠になるか	
9.8	行政上の義務の民事手続による履行強制（司法的執行）の可否	243
	序説 / 金銭債務の場合 / 金銭債務以外の場合	
9.9	即時強制	250
	概念 / 具体例 / 法的統制 / 法律の根拠	
第10章 制裁		258
10.1	行政上の義務違反に対する制裁	258
	意義と類型 / 類似概念との関係 / 制裁に関する法原則	
10.2	行政刑罰	264
	意義 / 刑法・刑事訴訟法との関係 / 直罰と間接罰 / 条例と刑罰 / 非刑罰的処理	

10.3	金銭的措置	270
	過料（行政上の秩序罰）／加算税・加算金（租税法上の制裁）／課徴金	
10.4	行政制裁と刑罰の併科（二重処罰）	282
	問題の所在／判例／罪刑均衡・比例原則による統制	
10.5	制裁的公表	286

第11章 行政調査 287

11.1	行政調査の概念	287
	行政調査とは／関連概念／他法分野との関係	
11.2	行政調査の分類	290
	対象による分類／強制の有無・態様による分類／調査の目的・性質による分類	
11.3	法律の根拠の要否	294
11.4	行政調査の要件・範囲・手続	295
	個別法の規定／判例	
11.5	憲法上の刑事手続の保障	297
	令状主義（憲法35条）／自己負罪拒否特権（憲法38条1項）／行政調査と刑事手続の間の情報・証拠の共用	
11.6	任意調査の限界	307
	行政警察活動と司法警察活動／自動車検問／所持品検査	
11.7	行政調査の瑕疵の効果	313
	行政調査それ自体を対象とする訴訟／調査不協力・調査妨害に対する刑罰／調査結果に基づく後続行為	

E 任意的手法

第12章 行政指導と協定 316

12.1	任意的手法としての行政指導と合意	316
	任意的手法とは／権力的手法との対比／体系上の位置づけ	
12.2	行政指導	318
	行政指導の概念／行政指導の法律の根拠の要否／行政手続法の規定	
12.3	協定	332
	任意的手法としての協定／契約としての協定／協定の法的統制	

F 立法と行政

第13章 法律による行政の原理 340

13.1	法律による行政の原理とは	340
	序説／法の支配と法治国原理／本章の構成	
13.2	法律の法規創造力と法規の概念	343
	法律と命令／法規／法規命令と行政規則	
13.3	法律の優位	353
13.4	法律の留保	354
	法律の留保とは／侵害留保原理／法律の根拠規定の性質／法律の留保の範囲	

第2部 実践編：行政法を使う	377
第14章 行政活動をめぐる紛争類型	378
14.1 行政活動をめぐる紛争とは何か	378
14.2 紛争解決の二つの問題	378
14.3 本案の問題の構造	379
14.4 第2部の構成	380
14.5 救済方法	381
G 基本型：行政処分の違法性	
第15章 個別法の解釈と適用——実体的違法事由（その1）	383
15.1 行政処分の違法性	383
実体的違法事由と手続的違法事由 / 行政裁量と法の解釈・適用の関係 / 要件判断の誤り	
15.2 要件に関する違法性の構造	386
処分要件の分析 / 要件判断の誤り	
15.3 処分要件の解釈の誤り——他事考慮	393
他事考慮とは / ストロングライフ事件 / 住民同意	
15.4 狭義の当てはめの誤り	400
序説 / 過少申告加算税と「正当な理由」	
15.5 附款の違法性	403
附款の許容性と限界 / 違法な附款の効果	
第16章 裁量権の踰越・濫用——実体的違法事由（その2）	407
16.1 序説	407
16.2 行政裁量の有無	408
規定の文言 / 私人の権利 / 考慮要素の性質——総論 / 考慮要素の性質（その1）——組織の内部事項に関する判断 / 考慮要素の性質（その2）——政治的・外交的判断 / 考慮要素の性質（その3）——専門技術的判断	
16.3 行政裁量の司法審査	422
裁量審査の基礎 / 判例の定式 / 判断過程審査 / 裁量審査の審査密度 / 裁量審査の観点 / 他事考慮と裁量の範囲 / まとめ	
16.4 裁量基準と個別事情の考慮	451
裁量基準の審査方法 / 具体例	
第17章 行政手続の瑕疵——手続的違法事由	454
17.1 序説	454
17.2 手続の瑕疵と処分の違法性	455
序説 / 考慮要素 / 手続の瑕疵を理由とする取消しの結果	
17.3 意見陳述手続（聴聞など）	457
判例の分析 / 判断枠組み	
17.4 諮問手続	461

17.5	基準の設定・公表	462
17.6	理由の提示	463
	序説 / 理由提示規定とその制度趣旨 / 理由提示の程度 / 事前手続との関係 / 瑕疵の治癒の否定 / 理由提示の瑕疵の効果	
17.7	内部手続	470
	序説 / 具体例	

H 複合型：一連の過程の中で見つける違法性

第18章 行政計画と処分の違法性		472
18.1	行政計画	472
	行政計画とは / 行政計画の法的効力	
18.2	都市計画の2類型	473
	都市計画法の概略 / 完結型計画（静的計画）——用途地域の指定 / 非完結型計画（動的計画）——都市計画事業 / 都市計画決定の適法性	
18.3	行政計画と行政処分——都市計画以外の例	480
	行政計画と要件解釈——医療計画 / 行政計画と要件裁量——一般廃棄物処理計画	
第19章 行政調査と処分の違法性		483
19.1	序説	483
19.2	調査の結果に基づいて行われる処分	483
	設例 / 検討 / コメント	
19.3	調査服従義務違反を理由とする不利益処分	486
	設例 / 検討	
第20章 行政機関の矛盾挙動をめぐる紛争——信義則		489
20.1	序説	489
	信義則を取り上げる理由 / 信義則の類型	
20.2	施策変更と信頼保護原則	491
	宜野座村工場誘致事件 / 投資のリスク	
20.3	課税と信頼保護原則	494
20.4	時効の主張とクリーン・ハンズ原則	495
第21章 行政処分の職権取消し・撤回の違法性		498
21.1	序説	498
21.2	職権取消しの違法性	498
	職権取消しの要件（その1）——原始的瑕疵 / 職権取消しの要件（その2）——利益考量 / 職権取消しの要件（その3）——不可変更力をもつ行為ではないこと / 職権取消しの効果	
21.3	撤回の違法性	503
	撤回の要件——公益上の必要性 / 撤回事由の類型 / 要件裁量の有無 / 撤回の効果	
21.4	職権取消し・撤回の「制限」論について	506

第22章 個別法上の権限外の規制手法をめぐる紛争	508
22.1 序説	508
22.2 行政指導	509
個別法上の権限の存否 / 行政指導不服従を理由とする不利益的取扱い / 行政指導中の応答留保 / 行政指導権限の不行使の違法性・行政指導の作為義務	
22.3 協定	521
設例 / 契約法上の統制 / 行政法上の統制 / 設例の検討	
22.4 事業者に対する狙い撃ち的な対応	525
行政権の濫用 / 自主条例 / 事業者に対するフェアネス?	
22.5 給水拒否	533
22.6 制裁的公表	534

I 立法行為の違憲性・違法性

第23章 委任立法	535
23.1 概観	535
23.2 授権法の合憲性	536
判例 / 考察	
23.3 委任命令の適法性	540
判断枠組み / 委任規定の文理 / 授権法の趣旨 / 制限される権利・利益の性質 / 命令制定権者の裁量権の趣旨 / 複数の要素の考慮 / 判断過程審査 / 執行命令の適法性 / 再委任の可否	
23.4 委任立法の限界と裁判による救済	556
裁判での主張方法 / 裁判所の権限の限界	
第24章 条例	559
24.1 委任条例と自主条例	559
区別の方法 / 区別の意義	
24.2 条例制定権の限界	563
条例制定権の根拠と限界 / 条例制定権の事項的限界 / 憲法上の法律の留保 / 条例に対する法律の優位——一般論 / 条例に対する法律の優位——判例	

J 違法な行政処分の取扱い

第25章 違法な行政処分の効力の維持	583
25.1 問題の所在	583
25.2 瑕疵の治癒	583
瑕疵の治癒とは / 瑕疵の治癒が認められる例 / 瑕疵の治癒が認められない例	
25.3 違法処分の転換、処分理由の差替え	585
違法処分の転換 / 処分理由の差替え / 両者の関係	

第 26 章 行政処分の違法性の主張方法	588
26.1 問題の所在	588
26.2 〈行政処分は取り消されるまで有効〉の意味 行政処分の瑕疵と法律関係 / 行政処分の公定力	589
26.3 行政処分の無効 序説 / 無効の効果（無効と取消しの違い） / 無効の要件（無効事由）	594
26.4 違法性の承継 序説 / 判例——タヌキの森訴訟 / 判断要素 / 具体例への当てはめ	602
26.5 刑事訴訟における行政処分の効力・違法性の審理 序説 / 違法の抗弁 / 相対的無効 / 訴訟条件としての行政処分の効力	607
26.6 国家賠償請求訴訟における行政処分の違法性の主張	614
第 3 部 基礎編補論：行政法の知識を拡げる	617
K 行政資源の管理とサービス提供	
第 27 章 公物法	618
27.1 序説	618
27.2 公物法の対象 公物の分類 / 公の施設	618
27.3 公物法の法源 公物管理法と財産管理法 / 個別公物管理法が存在しない場合 / 条例	620
27.4 公物管理権と公物管理者 公物管理権 / 公物管理者	622
27.5 公物の成立と消滅 公物の成立 / 公物の消滅	623
27.6 公物上の私権行使の制限 公用制限 / 所有権の移転と公用制限	624
27.7 公物の時効取得	626
27.8 公物管理者による妨害排除請求 問題の所在 / 公物管理権に基づく請求 / 占有権に基づく請求	628
27.9 公物の使用関係と私人の地位 序説 / 公物の使用関係の類型 / 自由使用の問題（道路の通行） / 特許使用の問題（公水の使用）	630
27.10 許可使用の問題 使用許可制の趣旨 / 使用許可制の法律の根拠 / 公物の使用許可は行政処分か / 使用不許可の違法性	636
第 28 章 財産管理・民間委託・サービス提供と契約	643
28.1 行政法における契約 行政法と契約のかかわり / 本章の対象	643
28.2 行政主体による財産の取得と管理 行政資源の取得の仕組み / 財産の管理 / 公共契約に対する法的規律（その 1）——総論 / 公共契約に対する法的規律（その 2）——各論	645

28.3	行政事務の委託	657
	行政主体間の委託 / 民間委託 (その1) — 委任と委託 / 民間委託 (その2) — 公共サービス改革法 / 民間委託 (その3) — PFI法	
28.4	公益的サービスの提供	665
	公益的サービスと給付行政 / 行政主体による公益的サービスの提供 / 民間事業者による公的給付	
第29章 行政情報法		675
29.1	行政情報法とは	675
	本章の対象 / 本章の構成	
29.2	情報公開	678
	情報公開とは / 適用対象と適用規範 / 行政機関 / 行政文書 / 開示請求権 / 不開示情報 / 部分開示 / 公益上の理由による裁量的開示 / 不存在決定と存否応答拒否 / 第三者の手続保障 / 情報公開・個人情報保護審査会 / 情報公開制度と著作権法 / 情報公開の基本理念 / 情報提供との関係	
29.3	個人情報保護	708
	個人情報保護とは / 適用対象と適用規範 / 行政機関等 / 個人情報・保有個人情報・個人情報ファイル / 行政機関等の義務 / 開示・訂正・利用停止請求権 / オープンデータへの対応 / グローバル化への対応 / 個人情報保護委員会 / 情報連携と個人情報保護	
29.4	公文書管理	724
	公文書管理法 / 行政文書 / 管理 / 特定歴史公文書等	
29.5	行政上の秘密の保護	726
	公務員の守秘義務 / 特定秘密保護法	
29.6	公表	729
	問題の所在 / 公表の分類 / 公表の法律の根拠の要否 / 公表の法的統制	
L 特殊な解釈問題		
第30章 公法と私法		740
30.1	序説	740
	公法と私法の分類 / 本章の対象	
30.2	個別法解釈と公法私法二元論	744
	序説 / 土地所有権の帰属と登記 / 公権の属性 / 消滅時効	
30.3	私法関係への公法の適用	752
	記述概念としての公法・私法 / 行政主体の私法上の行為への公法の適用 / 私人間関係への公法の適用	
第31章 法令の効力と適用範囲		769
31.1	序説	769
31.2	法令の効力の発生と消滅	770
	効力の発生—施行 / 効力の消滅	
31.3	法令の時間的適用範囲	773
	経過措置 / 遡及適用	

31.4	法令の場所的適用範囲（その1）——法律の域外適用	779
	序説 / 国際法上の前提 / 域外適用の可否	
31.5	法令の場所的適用範囲（その2）——条例の域外適用	790
31.6	法令の人的適用範囲	791
	序説 / 天皇・皇族 / 相互主義 / 国際法上の管轄権免除	

M 国と地方公共団体

第32章 地方自治法上の関与		795
32.1	序説	795
32.2	関与の意義	795
	関与の類型 / 地方自治法上の関与に含まれないもの	
32.3	法定主義	797
32.4	関与の基本原則	798
	立法指針としての基本原則 / 最小限度の原則 / 一般法主義の原則, 代執行に係る原則, 特定の類型の関与に係る原則	
32.5	地方自治法を根拠とする関与	800
	序説 / 技術的な助言・勧告, 資料の提出の要求 / 是正の仕組み / 代執行	
32.6	公正・透明の原則	804
32.7	係争処理	805
	被関与主体による係争 / 関与主体による提訴——不作為の違法確認訴訟	

司法試験・予備試験問題参照部分索引	809
事項索引	815
判例索引	827

凡 例

【法令・条約名略語】

本文中で法令・条約に言及する場合には、以下の略語を適宜用いた。また、これとは別に、カッコ書で条文を引用する場合には、『ポケット六法』（有斐閣）巻末掲載の「法令名略語」に拠りつつ、推測可能な程度に略語を用いた（民：民法，行手：行政手続法，国公：国家公務員法 など）。

ILO 第 94 号条約	→労働条項（公契約）条約
一般法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
貸金業法	貸金業の規制等に関する法律（2007（平成 19）年 12 月まで）， 貸金業法（同月から）
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
行政機関情報公開法	行政機関の保有する情報の公開に関する法律
行政手続オンライン化法	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
グリーン購入法	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
警職法	警察官職務執行法
景品表示法，景表法	不当景品類及び不当表示防止法
原子炉等規制法	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
公益法人認定法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
公拡法	公有地の拡大の推進に関する法律
公共工事適正化法	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
公共サービス改革法	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
公害健康被害補償法，公健法	公害健康被害の補償等に関する法律
公文書管理法	公文書等の管理に関する法律
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律
雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
国際人権 B 規約	→自由権規約
市場化テスト法	→公共サービス改革法
児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律
自由権規約	市民的及び政治的権利に関する国際規約 ¹
住基法	住民基本台帳法
銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法

¹ International Covenant on Civil and Political Rights (adopted 16 December 1966, entered into force 23 March 1976) 999 UNTS 171.

情報公開法 →行政機関情報公開法

人種差別撤廃条約	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 ²
精神保健福祉法	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
対国民民事裁判権法	外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律
独占禁止法、独禁法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
特定商取引法	特定商取引に関する法律
特定秘密保護法	特定秘密の保護に関する法律
独立行政法人等情報公開法	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律
成田新法	新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法（2004（平成16）年3月まで）、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（同年4月から）
難民議定書	難民の地位に関する議定書 ³
難民条約	難民の地位に関する条約 ⁴
日米安全保障条約	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約
日米地位協定	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
入管法	出入国管理及び難民認定法
入札談合等関与行為防止法	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律
番号法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
被爆者援護法	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
風俗営業法、風営法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
補助金適正化法	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
墓地埋葬法、墓埋法	墓地、埋葬等に関する法律
マイナンバー法 →番号法	
薬機法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
労働条項（公契約）条約	公契約における労働条項に関する条約（ILO第94号条約） ⁵

² International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (adopted 7 March 1966, entered into force 4 January 1969) 660 UNTS 195.

³ Protocol relating to the Status of Refugees (adopted 31 January 1967, entered into force 4 October 1967) 606 UNTS 267.

⁴ Convention relating to the Status of Refugees (adopted 28 July 1951, entered into force 22 April 1954) 189 UNTS 137.

⁵ Convention (No. 94) concerning Labour Clauses in Public Contracts (adopted 29 June 1949, entered into force 20 September 1952) 138 UNTS 207.

【判例】

本文中、判例の引用に際して、最高裁判所を「最」（大法廷は「最大」）、高等裁判所を「高」、地方裁判所を「地」、支部を「支」、判決は「判」、決定は「決」と略した。

年月日は年号を、昭和を「昭」、平成を「平」、令和を「令」と略し、「昭〇.〇.〇」のように表記している。判例集の掲載情報は巻末の判例索引を参照されたい。

また『行政法判例集Ⅰ 総論・組織法〔第2版〕』有斐閣（2019年）、『行政法判例集Ⅱ 救済法〔第2版〕』有斐閣（2018年）、『行政判例百選Ⅰ〔第8版〕』有斐閣（2022年）、『行政判例百選Ⅱ〔第8版〕』有斐閣（2022年）に掲載されている判例について、[判Ⅰ〇][百Ⅰ〇]のように掲載番号を付した。

（例）最大判平4.7.1〔成田新法〕[判Ⅰ4][百Ⅰ113]

【文献略語】

行政法（地方自治法を含む）

教科書・基本書・体系書・注釈書等

阿部・解釈学Ⅰ	阿部泰隆『行政法解釈学Ⅰ』有斐閣（2008年）
阿部・解釈学Ⅱ	阿部泰隆『行政法解釈学Ⅱ』有斐閣（2009年）
阿部・再入門上	阿部泰隆『行政法再入門（上）〔第2版〕』信山社（2016年）
阿部・再入門下	阿部泰隆『行政法再入門（下）〔第2版〕』信山社（2016年）
板垣	板垣勝彦『公務員をめざす人に贈る 行政法教科書』法律文化社（2018年）
伊藤ほか・技法	伊藤建=大島義則=橋本博之『行政法解釈の技法』弘文堂（2023年）
今村	今村成和/畠山武道補訂『行政法入門〔第9版〕』有斐閣（2012年）
宇賀Ⅰ	宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論〔第8版〕』有斐閣（2023年）
宇賀Ⅲ	宇賀克也『行政法概説Ⅲ 行政組織法/公務員法/公物法〔第5版〕』有斐閣（2019年）
宇賀・自治法	宇賀克也『地方自治法概説〔第10版〕』有斐閣（2023年）
宇賀・個人情報	宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』有斐閣（2021年）
宇賀・情報公開法	宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕』有斐閣（2018年）
確井・行政契約	確井光明『行政契約法精義』信山社（2011年）
確井・公共契約	確井光明『公共契約法精義』信山社（2005年）
大島・ガール	大島義則『行政法ガール』法律文化社（2014年）
大橋Ⅰ	大橋洋一『行政法Ⅰ 現代行政過程論〔第4版〕』有斐閣（2019年）
大浜Ⅰ	大浜啓吉『行政法総論 行政法講義Ⅰ〔第4版〕』岩波書店（2019年）
大貫	大貫裕之『ダイアログ行政法』日本評論社（2015年）
岡田Ⅰ	岡田正則『行政法Ⅰ 行政法総論』日本評論社（2022年）
北村・自治体環境	北村喜宣『自治体環境行政法〔第9版〕』第一法規（2021年）
木村	木村琢磨『プラクティス行政法〔第3版〕』信山社（2022年）
行管・行手法	行政管理研究センター編『逐条解説 行政手続法〔改正行審法対応

- 版)』ぎょうせい (2016年)
- 小早川・上 小早川光郎『行政法(上)』弘文堂(1999年)
- 小早川・下Ⅰ 小早川光郎『行政法講義(下Ⅰ)』弘文堂(2002年)
- 小早川・下Ⅱ 小早川光郎『行政法講義(下Ⅱ)』弘文堂(2005年)
- 小早川編・情報公開法 小早川光郎編『情報公開法』ぎょうせい(1999年)
- 櫻井=橋本 櫻井敬子=橋本博之『行政法〔第6版〕』弘文堂(2019年)
- 佐藤・組織法 佐藤功『行政組織法〔新版・増補〕』有斐閣(1986年)
- 塩野Ⅰ 塩野宏『行政法Ⅰ 行政法総論〔第6版〕』有斐閣(2015年)
- 塩野Ⅱ 塩野宏『行政法Ⅱ 行政救済法〔第6版〕』有斐閣(2019年)
- 塩野Ⅲ 塩野宏『行政法Ⅲ 行政組織法〔第5版〕』有斐閣(2021年)
- 芝池・総論 芝池義一『行政法総論講義〔第4版補訂版〕』有斐閣(2006年)
- 芝池・読本 芝池義一『行政法読本〔第4版〕』有斐閣(2016年)
- 条解行政情報 高橋滋ほか編『条解 行政情報関連三法』弘文堂(2011年)
- 条解行手法 高木光ほか『条解 行政手続法〔第2版〕』弘文堂(2017年)
- 杉村・総論 杉村敏正『全訂 行政法講義総論(上)』有斐閣(1969年)
- 須藤 須藤陽子『行政法入門』法律文化社(2022年)
- 首藤=平川編 首藤重幸=平川英子編『行政法総論』成文堂(2022年)
- ストゥ 野呂充=野口貴公美=飯島淳子=湊二郎『行政法〔第3版〕(ストゥ
ディア)』有斐閣(2023年)
- 曾和・総論 曾和俊文『行政法総論を学ぶ』有斐閣(2014年)
- 高木 高木光『行政法』有斐閣(2015年)
- 高橋・行政法 高橋滋『行政法〔第2版〕』弘文堂(2018年)
- 高橋・法曹 高橋滋『法曹実務のための行政法入門』判例時報社(2021年)
- 田中・総論 田中二郎『行政法総論』有斐閣(1957年)
- 田中・上 田中二郎『新版 行政法(上)〔全訂第2版〕』弘文堂(1974年)
- 田中・中 田中二郎『新版 行政法(中)〔全訂第2版〕』弘文堂(1976年)
- 田中・下 田中二郎『新版 行政法(下)〔全訂第2版〕』弘文堂(1983年)
- 中原 中原茂樹『基本行政法〔第3版〕』日本評論社(2018年)
- 橋本・解釈 橋本博之『行政法解釈の基礎「仕組み」から解く』日本評論社(2013
年)
- 橋本・現代 橋本博之『現代行政法』岩波書店(2017年)
- 原・公物 原龍之助『公物營造物法〔新版〕』有斐閣(1974年)
- 原田尚 原田尚彦『行政法要論〔全訂第7版〔補訂2版〕〕』学陽書房(2012
年)
- 原田大・例解 原田大樹『例解 行政法』東京大学出版会(2013年)
- 広岡・代執行 広岡隆『行政代執行法〔新版〕』有斐閣(1981年)
- 藤田・上 藤田宙靖『新版 行政法総論(上)』青林書院(2020年)
- 藤田・下 藤田宙靖『新版 行政法総論(下)』青林書院(2020年)
- 藤田・組織法 藤田宙靖『行政組織法〔第2版〕』有斐閣(2022年)
- 松本・逐条自治法 松本英昭『新版 逐条 地方自治法〔第9次改訂版〕』学陽書房(2017

	年)
村上	村上裕章『スタンダード行政法』有斐閣(2021年)
柳瀬	柳瀬良幹『行政法教科書〔再訂版〕』有斐閣(1969年)
山本・判例	山本隆司『判例から探究する行政法』有斐閣(2012年)
横山編・新基本	横山信二編『新・基本行政法』有信堂高文社(2016年)
横山編・新応用	横山信二編『新・応用行政法』有信堂高文社(2017年)
リークエ	稲葉馨=人見剛=村上裕章=前田雅子『行政法〔第5版〕(LEGAL QUEST)』有斐閣(2023年)

講座・演習書等

現代講座	岡田正則ほか編『現代行政法講座』(I～IV)日本評論社(2014年～2022年)
事例研究	曾和俊文ほか編『事例研究 行政法〔第4版〕』日本評論社(2021年)
新構想	磯部力ほか編『行政法の新構想』(I～III)有斐閣(2008年～2011年)
争点	高木光=宇賀克也編『行政法の争点』有斐閣(2014年)
大系	雄川一郎ほか編『現代行政法大系』(1～10)有斐閣(1983年～1985年)
対話	宇賀克也ほか編『対話で学ぶ行政法』有斐閣(2003年)
論点体系	小早川光郎=青柳馨編『論点体系 判例行政法』(I～III)第一法規(2016年～2017年)

判例教材

判I	大橋洋一ほか編『行政法判例集I 総論・組織法〔第2版〕』有斐閣(2019年)
判II	大橋洋一ほか編『行政法判例集II 救済法〔第2版〕』有斐閣(2018年)
百I	斎藤誠=山本隆司編『行政判例百選I〔第8版〕』有斐閣(2022年)
百II	斎藤誠=山本隆司編『行政判例百選II〔第8版〕』有斐閣(2022年)

隣接法分野の概説書

一般

条文の読み方	法制執務・法令用語研究会『条文の読み方〔第2版〕』有斐閣(2021年)
--------	-------------------------------------

憲法

芦部・憲法	芦部信喜/高橋和之補訂『憲法〔第7版〕』岩波書店(2019年)
佐藤・憲法	佐藤幸治『日本国憲法論〔第2版〕』成文堂(2020年)
宍戸・憲法解釈	宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開〔第2版〕』日本評論社(2014年)

渋谷・憲法	渋谷秀樹『憲法〔第3版〕』有斐閣（2017年）
注釈憲法（2）	長谷部恭男編『注釈日本国憲法（2）』有斐閣（2017年）
注釈憲法（3）	長谷部恭男編『注釈日本国憲法（3）』有斐閣（2020年）
野中ほか・憲法Ⅰ	野中俊彦=中村睦男=高橋和之=高見勝利『憲法Ⅰ〔第5版〕』有斐閣（2012年）
野中ほか・憲法Ⅱ	野中俊彦=中村睦男=高橋和之=高見勝利『憲法Ⅱ〔第5版〕』有斐閣（2012年）
長谷部・憲法	長谷部恭男『憲法〔第8版〕』新世社（2022年）
宮澤・日本国憲法	宮澤俊義／芦部信喜補訂『全訂 日本国憲法』日本評論社（1978年）
渡辺ほか・憲法Ⅰ	渡辺康行=宍戸常寿=松本和彦=工藤達朗『憲法Ⅰ 基本権〔第2版〕』日本評論社（2023年）
渡辺ほか・憲法Ⅱ	渡辺康行=宍戸常寿=松本和彦=工藤達朗『憲法Ⅱ 総論・統治』日本評論社（2020年）

租税法

金子・租税法	金子宏『租税法〔第24版〕』弘文堂（2021年）
谷口・税法	谷口勢津夫『税法基本講義〔第7版〕』弘文堂（2021年）

雑誌

最判解刑	最高裁判所判例解説 刑事篇（法曹会）
最判解民	最高裁判所判例解説 民事篇（法曹会）
重判解	重要判例解説（ジュリスト臨時増刊）（有斐閣）

【司法試験・予備試験】

司法試験（平成18年～平成26年）および同予備試験（平成23年～令和4年）の短答式試験問題（行政法）について、以下の要領で参照記号を付した。

同法H24-40-イ 司法試験平成24年第40問イ

予備R4-17-ア 予備試験令和4年第17問ア

(参考) 宇賀克也『行政法概説 I 行政法総論〔第8版〕』有斐閣(2023年)との対照表

宇賀 I	本書
<p>第1部 行政法の基礎理論</p> <p>序章 行政法の特徴</p> <p>第1章 行政法の法源</p> <p>第2章 行政法の効力</p> <p>第3章 法律による行政の原理</p> <p>第4章 行政法の一般原則</p> <p>第5章 行政法と民事法</p> <p>第6章 行政過程における私人</p>	<p>第1章</p> <p>第3章(3.2)</p> <p>第31章</p> <p>第13章</p> <p>第3章(3.2.6)、第20章</p> <p>第30章</p> <p>該当なし</p>
<p>第2部 行政活動における法的仕組み</p> <p>第7章 行政活動の種類</p> <p>第8章 規制行政における主要な法的仕組み</p> <p>第9章 給付行政における主要な法的仕組み</p> <p>第10章 行政資源取得行政における主要な法的仕組み</p> <p>第11章 誘導行政における主要な法的仕組み</p>	<p>第1章</p> <p>第5章</p> <p>第5章、第27章、第28章(28.4)</p> <p>第28章(28.2)</p> <p>第10章(COLUMN 10-3)、第29章(COLUMN 29-3)</p>
<p>第3部 行政情報の収集・管理・利用</p> <p>第12章 行政情報の収集</p> <p>第13章 行政情報の管理と行政的利用</p> <p>第14章 行政情報の公開</p>	<p>第11章、第19章</p> <p>第29章(29.3、29.4)</p> <p>第29章(29.2)</p>
<p>第4部 行政上の義務の実効性確保</p> <p>第15章 行政上の義務履行強制</p> <p>第16章 行政上の義務違反に対する制裁</p>	<p>第9章</p> <p>第10章</p>
<p>第5部 行政の行為形式</p> <p>第17章 行政基準</p> <p>第18章 行政計画</p> <p>第19章 行政行為</p> <p>第20章 行政契約</p> <p>第21章 行政指導</p>	<p>第3章(3.2.3、3.3)、第7章(7.4)、第23章</p> <p>第18章</p> <p>第6章、第16章、第21章、第25章、第26章</p> <p>第12章(12.3)、第22章(22.3)、第28章</p> <p>第12章(12.2)、第22章(22.2)</p>
<p>第6部 行政手続</p> <p>第22章 行政手続法</p> <p>第23章 行政手続に関するその他の問題</p>	<p>第8章</p> <p>第17章</p>

第1章

本書で何を、どうやって学ぶのか

1.1 設例

本論に先立って、次の【設例 1-1】を見てほしい。この設例は、本書（特に第1部）による学習を通じて解けるようになることを目指す到達目標として示すものである。設例の事実関係と、その下に掲載されている公衆浴場法およびY県公衆浴場法施行条例の条文にざっと目を通してから、それ以降の説明を読んでほしい。

【設例 1-1】 I. Xは、Y県内においてスーパー銭湯の開業を計画している。スーパー銭湯は、公衆浴場法にいう「公衆浴場」に該当するため、同法に基づいて許可を受けなければならない。なお、Y県においては、Y県公衆浴場法施行条例が定められており、新たに公衆浴場を開設する場合には、許可を受けて営業を行っている既存の公衆浴場から100メートル以上離れていることが必要とされていた。下に掲げる公衆浴場法とY県公衆浴場法施行条例の条文を読んで、次の間に答えなさい。

- ① 「公衆浴場」を定義した規定を特定しなさい。
- ② 公衆浴場を経営するために許可を受けなければならないことを定めた規定を特定しなさい。
- ③ 本件において公衆浴場の経営許可をする権限を有する行政庁を特定しなさい。
- ④ 公衆浴場の経営許可の要件および効果を特定しなさい。
- ⑤ 行政庁は、Xの申請を不許可とするにあたり、どのような手続をとらなければならないか。
- ⑥ Xのスーパー銭湯の開業予定地は、既存の公衆浴場から100メートル以上離れていたが、Y県知事は、Xのスーパー銭湯は規模が大きいため、既存の公衆浴場の収益に悪影響を与えかねないことを理由として、Xの申請を不許可とした。この不許可は適法か。

II. Xは、Y県内において、許可を受けてスーパー銭湯を経営している。ところが、その浴槽の湯が濁っていて汚いという通報があったため、Y県の担当職員が立入検査を行ったところ、Xは1ヶ月に1回しか浴槽の排水・洗浄を行っていないことが判明した。そこで、行政庁は、Xに対し、3ヶ月の営業停止命令を行った。下に掲げる公衆浴場法とY県公衆浴場法施行条例の条文を読んで、次の間に答えなさい。

- ⑦ 立入検査の根拠を定めた規定を特定しなさい。
- ⑧ 営業停止命令の根拠を定めた規定を特定しなさい。
- ⑨ 本件において営業停止命令をする権限を有する行政庁を特定しなさい。

第1部

基礎編：行政法を知る

A 行政作用法の前提的知識

第2章 行政の主体と機関

第3章 行政法の法源と行政内部規定

B 行政作用としての法律関係の形成・確定

第4章 要件と効果

第5章 法律関係の形成・確定の法的仕組み

C 行政処分とその過程

第6章 法効果発生要件としての行政処分

第7章 法の解釈・適用と行政裁量

第8章 行政手続

D 行政作用の実効性

第9章 強制

第10章 制裁

第11章 行政調査

E 任意的手法

第12章 行政指導と協定

F 立法と行政

第13章 法律による行政の原理

第2章

行政の主体と機関

2.1 法人と機関

行政組織に限らず、およそ組織の法的な側面について学ぶには、法人と機関の区別を知っておくことが出発点となる。民法（総則）や商法（会社法）でも学んでいるはずだが、確認しておこう。

法人 法人とは、独立の権利主体となる資格（これを権利能力または法人格という）を認められた団体をいう。法人であれば、その名において法律関係の当事者となり、権利を有し義務を負うことができる（民34条）。ただし、自然人が出生により当然に権利能力を有する（民3条1項）のと異なり、団体は、法律の根拠に基づき法律の定める要件を満たした場合でなければ、権利能力（法人格）が認められない（民33条1項）。一般社団法人、一般財団法人、株式会社などが、民事法（一般法人法および会社法）に基づいて設立される法人の例である。

機関 機関とは、一人の自然人または複数の自然人から成る会議体が担う法人組織上の地位であり、法人のために意思を決定し、業務を執行し、またはそれを監督する権限を伴うものをいう。法人の実体は、自然人の集合体（社団の場合）または財産（財団の場合）であり、自然人と同じように精神や肉体を有しているわけではないから、誰か特定の自然人の意思をその法人の意思とみなしたり、特別に設けられた会議で行った決定をその法人の決定とみなしたり、その意思や決定を自然人が法人に代わって実行したりする必要がある。こうした自然人や会議体は、その法人の機関としてその任務を行うことになる。一般社団法人では、社員総会・理事・監事などが機関の例であり（一般法人35条以下）、株式会社では、株主総会・取締役・監査役などが機関の例である（会社295条以下）。

以下、この二つの概念に即して、法人としての行政主体〔→2.2〕と、その機関である行政機関〔→2.3〕について説明する。

第3章

行政法の法源と行政内部規定

3.1 法源と内部規定

法源 法源とは、法の存在形式をいうと定義される。簡単にいえば、どのような規範やルールであれば法として通用するかを示す類型や形式を示すのが法源の概念である。

社会には、さまざまなタイプの規範やルール——一般常識のような社会規範、サークルの会則、スポーツのルールなど——が存在する。その中で、法律は典型的な法源であり、法律に書かれた規範は、その内容によってではなく法律という類型あるいは形式に属することによって、日本において法として通用する。それに対し、野球のルールブックは法源ではないので、そこに書かれたルールは法として通用しない。

〈法として通用する〉というのは、〈法としての効力を有する〉とか〈法たる地位をもつ〉といっても同じことであるが、法的判断・法的評価の根拠や基準となるという意味である。行政活動であれば、それに適合していれば適法、違反していれば違法の評価をもたらす基準である。

法と法でないものの区別 行政法において法源という概念が重要な意味をもつのは、以下の理由による。すなわち、行政活動の実務においては、法に類似する基準やルール（通達やマニュアルやガイドラインなど名称はいろいろ）がさまざまな場面で用いられており、現場の職員の意識としては、法よりも、そうした実務上の基準やルールのほうが重要であるといわれることすらある。しかし、そうした実務上の基準やルールは、以下で説明する法源の類型に該当しない限り、法とは認められず、それゆえ適法・違法を判断する基準にはならないのが原則である。たとえ実務上の基準やルールに従った行政活動でも、それが法に反していれば違法である。したがって、行政活動を法的に評価するには、法と法でないものを区別することが第一歩であり、法源に当たるかどうかが区別の指標となる〔→3.2〕。

とはいうものの、実務上の基準やルールが法的にまったく意味をもたないかという点、そういうわけではない。一定の場合には、実務上の基準やルールに従ったこと、あるいは従わなかったことが、適法・違法の評価に影響を与えることがある。どのような場合にどのような影響を与えるかについては、第7章・第16章などで検討するが、本章では、その前提として、そのような実務上の基準やルールが法源との対比でどのように位置づけられるかについて、基礎的なところを説明する〔→3.3〕。なお、

第4章

要件と効果

4.1 法律関係の形成・確定（法効果の発生）の仕組み

法律関係と法効果 法的観点から行政作用を分析するのに有用なのは、行政作用により関係者の法律関係がどのように形成または確定されるか、あるいは行政作用によりどのような法効果が発生するかに着目することである。

法律関係とは、権利・義務・法的地位の総称である。形成とは、発生・変更・消滅の総称である。同じ意味で「変動」という言葉を使うこともある。確定とは、既存の法律関係に変動が生じるわけではないものの、当該法律関係が存在するものとして、それ以後の法律関係の展開の基礎となることが認められることをいう。法効果とは、そのような意味で法律関係が形成または確定されることをいう。

このうち確定についてはややテクニカルなので、第5章にゆずり〔→COLUMN 5-1 (104～105頁)〕、以下では、法効果の典型である法律関係の形成（変動）を念頭に置いて説明する。

法効果と法律効果 法効果は、民法では「法律効果」と呼ばれることが多い（ただし法令用語ではない）。本書が「法効果」という言葉を使うことにそれほど深い意味があるわけではないが、確定のように民法上の法律行為には見られない効果をも含める意味で、より一般的な「法効果」という言葉を使っている。もっとも、単なる言葉のこだわり以上のものはなく、学習上はそれぞれの違いを気にする必要はない。「法的効果」または単に「効果」ということもある。

《要件→効果》 このような法効果発生仕組みは、《要件→効果》の仕組みにより説明することができる。《要件→効果》の仕組みとは、法律の定める一定の要件に該当する事実が発生した場合に、法律の定める法効果の発生を認める仕組みをいう。行政作用により法律関係が変動する（法効果が発生する）ということは、行政作用上の一定の事実が法律関係の変動原因（法効果の発生要件）として法律の仕組みに位置づけられているということである。なお、この文脈では、「原因」と「要件」は同じ意味と考えてよい。

これは決して行政法に特有の話ではない。読者が民法や刑法の科目ですでに学んで

第5章

法律関係の形成・確定の法的仕組み

5.1 序 説

5.1.1 《要件→効果》のパターン

構文としての基本パターン 行政法学習の第一歩は、第4章で説明した《要件→効果》の構造を踏まえて、具体的にどのような要件が存在する場合にどのような効果が発生するか（誰のどのような法律関係がどのように変動するか）を法令の規定から読みとれるようになることである。具体的な《要件→効果》の組み合わせは法令に応じてさまざまに規定されているので、問題となっている法令（個別法）の規定ごとにケース・バイ・ケースの読み解きが求められる。

とはいえ、個別法における《要件→効果》の組み合わせには一定のパターンがある。基本となるパターンを頭に入れてしまえば、具体的な個別法の規定に接したときに既存のパターンと照らし合わせて読み解きができるので、ゼロから読み解きをするよりも断然効率がいい。第1章で示した語学学習の比喩[←1.3.2 (2) (11～12頁)]を用いれば、ここでいうパターンは構文（文型）に相当する。そのような観点から、本節では行政法上の《要件→効果》の基本パターンを概説する。

法律関係の変動原因 第4章では、法律関係の変動原因（法効果発生要件）を、意思表示型と直接発生型とに分けた[←4.2.2 (3) (81頁)]。以下の説明を読む際にも、この二つの区別を意識しておくことが有益である。

意思表示型には、契約と行政処分が含まれる。このうち、行政処分は行政法に特有の原因として学習上もきわめて重要であり、以下の説明も行政処分に関するものが多くを占める。契約も、行政法上の法律関係の変動原因として重要であるが、詳しくは第12章・第28章で改めて取り上げるので、本章では行政処分の法効果に関する限りで契約に触れるにとどめる。

直接発生型については、第4章で例として挙げた公務員の自動失職[←4.2.2 (3) (81頁)]のほか、個別法の規定例は数多くある。直接発生型の《要件→効果》の仕組みを行政処分によるものから区別して理解できるかは、学習上もポイントとなる。

第6章

法効果発生要件としての行政処分

6.1 行政処分の定義

第4章の検討[←4.2.2(78頁以下)]を踏まえると、行政処分とは、行政庁が法律の根拠に基づいて行う法律関係の変動原因(法効果発生要件)となる一方的意思表示または判断の表示と定義することができる(判例の定義との対比については、後記COLUMN 6-2[→119頁以下]参照)。本章では、この定義を諸要素に分解し、具体的な個別法に基づいて行われる行政庁の行為が行政処分に該当するか否かをどうやって見分けるかを例解する[→6.2～6.3]。

また、第5章で各種の法的仕組みを検討した際に、行政処分が用いられている仕組みについてはそのつど指摘した。本章では、それを踏まえて、各種の法的仕組みの中で用いられている行政処分に共通して認められる制度や性質を検討する[→6.4～6.7]。

6.2 行政処分の見分け方

6.2.1 序 説

構成要素 上述の行政処分の定義のうち、重要な構成要素は次の3点である。

第一に、行政庁による意思表示または判断の表示であること。ここから、行政庁が実力を行使して行う物理的事実行為(物の破壊など)[→9.1.1(2)(217頁)]が除かれる。

第二に、法律関係の変動原因(法効果発生要件)であること。ここから、何も法効果を発生させない行為(行政指導など)が除かれる。

第三に、その法効果が法律の根拠に基づいて行政機関の単独行為(一方的行為)により発生すること。ここから、相手方との合意により法効果を発生させる行為(契約)が除かれる。

手順 このうち、第一点は、当該行為が言語を用いて行う表示行為でさえあればよいので、見分けるのは容易であり、学習上もほとんど問題にならない。以下の説明でも省略する。学習上重要なのは第二点と第三点である。これを再構成すると、行

第7章

法の解釈・適用と行政裁量

7.1 序 説

第4章で述べたように、一般に法律の規定は、一定の要件が充足されると一定の効果が発生するという《要件→効果》の構造をとる[←4.1(75～76頁)]。これは行政法についても例外ではない。行政法上の法効果発生原因のうち、契約・行政処分・直接発生型のいずれもこの構造で理解できる。このうち、契約については、民法の契約法の規定を原則とし、行政法上の特則を組み合わせる形で規律されているが、詳しくは第12章・第28章で述べる。直接発生型については、行政法に特有の法技術が用いられているわけではないので、本書の全体を通じて条文を正確に読み解く力が身につけば、大きな困難はないはずである。したがって、本書ではまとまった章は設けない。

本章では、主として行政処分を念頭に置いて、《要件→効果》の構造をとる法規定の解釈・適用の方法を例解する。また、それと対をなす行政裁量の概念について、基本的な事項を説明する。これらの事項は第15章・第16章においてさらに掘り下げて検討されるが、このあとの章で出てくる行政法上の制度や概念の存在意義を理解するために、この段階でさわりだけでも学んでおくことが有益である。

7.2 法の解釈・適用

7.2.1 要件・効果の構造の把握

設 例 出発点として、以下のような設例を考えてみよう。

【設例 7-1】 一級建築士である X は、Y 県に所在する十数件の建築物について、その設計者として建築基準法令の規定に定める構造基準に適合しない設計を故意に行うことにより、耐震性の不足する構造上危険な建築物を現出させたことが明らかになった。国土交通省では、X に対し、建築士法 10 条 1 項 1 号または 2 号に基づき、懲戒処分を行うことを検討している。あなたは、処分権者である国土交通大臣の補助機関として、懲戒処分案の起案を担当することになった。建築士法の規定をどのように解釈・適用すればよいだろうか。(最判平 23.6.7 [判 I 112] [百 I 117] をベースとした設例)

第8章

行政手続

8.1 行政手続の意義

8.1.1 行政手続と行政手続法

行政手続 第7章で述べたように、行政処分は、根拠法に規定された処分要件に該当する事実を認定し、処分要件に当てはめて、一定の処分を選択するという一連の過程を経て行われる。行政処分以外の行政決定（委任命令の制定・計画の策定・契約の締結など）も、行政処分ほど明確に要件・効果が法定されていないことが多いが、やはり一定の過程を経て行われる。こうした過程は、個別の行政決定を行う過程という意味で、「個別的行政過程」¹と呼ばれたり、「ミクロのプロセス」²と呼ばれたりする（*）。

- * それに対し、複数の行政決定が連続して行われる過程（委任命令→行政処分とか、課税処分→滞納処分とか）は、「連続的行政過程」³と呼ばれたり、「マクロのプロセス」⁴と呼ばれたりする。

個別的行政過程には、行政組織内部における手続——関係部局における協議・担当者による起案・責任者による決裁など——を含めて考えることもできる。しかし、こうした内部手続は行政組織法や行政学の対象であり、本書の扱う行政作用法の直接の関心事ではない。行政作用法の観点からは、行政組織の外部（私人）との間での情報や証拠のやり取りの過程が重要である。こうした外部的な過程において行政機関や関係私人のとるべき措置や行為の手順が制度化されているとき、その制度を行政手続といい、行政手続を規律する法を（実質的意味の）行政手続法という。

行政手続法の法源 行政手続法の主要な法源として、現在では、1993（平成5）年に制定され翌1994（平成6）年に施行された「行政手続法」という題名の法律が存在する。これを形式的意味の行政手続法という。

もっとも、形式的意味の行政手続法は、あらゆる行政手続に適用されるわけではない（適用除外につき後記8.8 [→208頁以下]）。形式的意味の行政手続法に代わり、あるいはそれを補充するものとして、個別法に置かれた手続規定や、地方公共団体の行政手

¹ 小早川・下I 4頁。

² 塩野I 292頁。

³ 小早川・下I 4頁。

⁴ 塩野I 292頁。

第9章 強 制

9.1 法律関係の観念的変動と事実状態の物理的変更

9.1.1 法の世界と事実の世界

(1) 法律関係と事実状態

「観念的」と「物理的」 行政処分は法律関係の変動原因として位置づけられ、行政処分がされることにより法効果が発生する。しかし、ここでいう法律関係の変動や法効果の発生は、いまだ観念的なものととどまる。観念的とは、人の頭の中だけで生じているということであり、世界の状態を物理的に変更するわけではないということである。言語（言葉）の上だけで生じているといってもよい。行政作用の最終的な目的（行政目的）が実現されるためには、法律関係の観念的変動のみならず、事実状態が物理的に変更されることが必要な場合がある（*）。

変動（形成）と確定 第5章で見たとおり、法効果には、法律関係の変動（形成）のほか、確定も考えられる。たとえば課税処分の法効果は納税義務の確定であり〔← COLUMN 5-1（104～105頁）〕、確定した納税義務が任意に履行されない場合に強制徴収による物理的な取立て〔→ 9.6（234頁以下）〕が必要になるのは、変動（形成）の場合と同じである。しかし、本章では単純化のために、単に「変動」という表記を用いるので、適宜読み替えてほしい。

作為義務の場合 たとえば、違法建築物について建築基準法9条1項に基づく除却命令が発せられたケースを考えよう。

除却命令の法効果として、その名宛人である建築主 X は、当該建築物を除却する義務を負う。この義務の発生は、法律関係の形成であるが、いまだ観念的なものであり、法の世界にとどまっている。つまり、当事者および関係機関の間では、〈X は当該建築物を除却しなければならない〉という X の義務に関する規範命題が法的に有効なものとして通用し、以後の法律関係もそれを前提に展開していく。

しかし、そのような義務が課されただけでは当該建築物が事実の世界から消えてなくなってしまうわけではない。建築物の除却が物理的に実行されるには、建築主自身

第10章

制 裁

10.1 行政上の義務違反に対する制裁

10.1.1 意義と類型

制裁の定義 本章では、行政上の義務違反に対する制裁を扱う。制裁の概念については、理論的な対立があるが、最大公約数的な定義を示すと、義務違反に対して法的な否定的評価を示し（つまり、そのような行為がされるべきではなかったことを法的に宣言し）、将来の同種の違反を抑止・予防するために、違反者に対し何らかの不利益を加える制度、といえるだろう¹。

制裁も、制裁による威嚇をもって（制裁を受けたくないという心理に働きかけて）義務不履行を抑止する機能をもつので、行政の実効性確保の手法に位置づけることができる[←9.1.3 (220頁)]。しかし、第9章で扱った義務履行強制（強制執行）が、義務違反を解消する（つまり義務を実現する）ことを目的とする制度であるのに対し、制裁は、義務違反を完了した事実ととらえた上で加えられる措置であり、制裁が科されたからといって義務が実現されたことにはならない点が異なっている[←表9-1 (220頁)]。

制裁を科す 義務は「課す」、刑罰その他の制裁は「科す」と書く。本書では、義務については「賦課」、制裁については「付科」という字を用いている。ただし、金銭納付義務（加算税や課徴金）については、制裁目的の場合でも、「課す」「賦課」と書くことがある。

刑 罰 制裁には、刑罰によるものと、それ以外のものがある。行政上の義務違反に対する刑罰を行政刑罰という。行政刑罰は、基本的な仕組みは刑法および刑事訴訟法が規定し、個別法がそれに対する特則を設けるという構造になっている。そのため、刑法および刑事訴訟法の基礎知識をもった上で学習することが望ましい。

刑罰以外の制裁 刑罰以外の形式による行政制裁には、種々雑多なものがあり、法制度上の統一を欠いている。その中には、そもそも制裁に該当するかどうか争われているものもある。上述の定義は、多くの学説によって制裁に当たるとされている制度に共通の特徴を取り出したものなので、この定義に従って制裁かどうかを判断する

¹ 井田良『講義刑法学・総論〔第2版〕』有斐閣（2018年）6頁は、制裁を「一定の行為に対する否定的評価を表すことをその本質とし、それを科された人に不利益ないし不快を生じさせるもの」と定義する。本文の定義は、これを参考にしている。

第11章

行政調査

11.1 行政調査の概念

11.1.1 行政調査とは

行政調査とは、行政活動に必要な情報またはそれが化体された有体物（証拠資料・証拠物件）を、行政機関が能動的に取得・収集する活動をいう。課税処分を行うために納税者の所得などに関する帳簿書類を調査する税務調査や、法令違反がないかどうかを確かめるために事業場に対して行う立入検査などが行政調査の例である。行政機関は私人の任意の協力により情報の提供を受けることもあれば、私人の意思に反して強制的に情報を収集することもある。どちらも行政調査の概念に含まれるが、法的に問題が大きいのは、いうまでもなく後者である。

行政調査に関する法の規律対象あるいは保護対象は、情報が記録された有体物（媒体）としての証拠資料・証拠物件（の取得）である場合と、その内容としての情報（の利用）である場合とがある（記録媒体と情報の区別については、第29章も参照[→29.1.1 (3) (677頁)]）。いずれを対象とするかによって、法解釈の基礎となる利益考量の構造や、解釈論の射程が異なることがある。従来の議論は両者のいずれを念頭に置いているのか明確でないことがあり、また両者をはっきりと区別することが現実には難しい場合もあるが、理論的には両者の区別を意識しておくことが議論の整理に資するだろう。

11.1.2 関連概念

(1) 調査義務

調査は、行政活動の基礎である。これを行政処分に即していうと、以下のようになる。行政処分を定めた個別法の規定は、一定の要件を充足する事実が存在する場合に、一定の効果（内容）を伴う行政処分を行うことができると定めている[←7.2.1 (141頁)]。たとえば、個別法において、事業場が規制に違反している場合に改善命令や操業停止命令などの行政処分をすることができると定められているとき、ある事業場において違反操業の事実があれば、行政処分の要件が充足され、それらの処分をすることができる。そうすると、当該事業場における操業の実態を調査し、違反操業の事実の存否

第12章

行政指導と協定

12.1 任意的手法としての行政指導と合意

12.1.1 任意的手法とは

本章では、行政処分とは異なり、相手方私人の任意の意思に基づいて行政目的の実現を図る任意的（非権力的）手法を取り上げる。具体的には、行政指導、および、行政主体が私人との間で行う合意である。それぞれの厳密な定義は後に検討することにして〔→12.2.1（318～320頁）、12.3.1（332頁）〕、行政指導と合意のそれぞれについて、簡単な定義と具体例を見ておこう。

行政指導 行政指導とは、行政機関が私人に対して指導・助言・勧告などの働きかけをする行為であって、私人に対する法的拘束力を有しないものをいう（行政手続法2条6号の定義については後述〔→12.2.1（1）（319頁）〕）。法的拘束力を有しない以上、私人は行政指導によって何らかの行為をすることまたはしないことを義務づけられることはなく、行政指導に従わなくても強制や制裁を受けることはない。これが行政処分との大きな違いである。つまり、行政指導は相手方の任意の意思を前提とする行政手法であり、任意的手法に当たる。

たとえば、廃棄物処理法15条1項の許可を受けて産業廃棄物処理施設を設置している事業者に対し、都道府県知事は、法令違反を認めた場合に改善命令や施設使用停止命令をすることができる（同法15条の2の7）。これらの命令は行政処分である。しかし、違反の程度が軽微であって事業者の自主的な善処が見込めるような場合には、あえて行政処分としての命令をするのではなく、事業者に対し違反事実を指摘して是正を促すにとどめる場合がある。これが行政指導である。

合意 合意とは、双方当事者の意思表示の合致をいう。契約が合意の典型である。たとえば、産業廃棄物処理施設を設置する事業者と、地元の地方公共団体とがあらかじめ、施設の使用に際して遵守すべき事項について合意をする場合がその例である。このような合意は、特に「協定」（その中でも公害防止目的で締結されるものは「公害防止協定」と呼ばれる）と呼ばれる。

第13章

法律による行政の原理

13.1 法律による行政の原理とは

13.1.1 序 説

学習上の難しさ 法律による行政の原理とは、行政活動が議会（国会）の制定した法律に基づき、法律に従って行われることを求める原理である。このようにいうと、非常に単純で常識的な原理のように聞こえるかもしれない。しかし、このあと順に説明するとおり、法律による行政の原理は高度に理論的であり、複雑で抽象的な概念操作を含んでいるため、学習上は難所の一つである（と同時に、理論的な刺激に満ちたテーマでもある）。

法律による行政の原理は行政法の基本原理であるため、一般的な教科書では、これに関する章を冒頭近くに置くのが通例である。しかし、学習上の難所がいきなり冒頭に来ると、学習者の心を折りかねないし、それを避けようとするれば複雑な議論を単純化し常識的な内容のみの説明にとどめざるをえない。そのため、本書では、第1章ではごく簡単な言及にとどめた法律による行政の原理を、行政法の考え方にある程度慣れ親しみ、行政活動や個別法の具体的内容についてある程度知識を身につけたこの段階で詳しく取り上げる。

歴史的背景 法律による行政の原理の難しさは、その歴史的背景に由来する。この原理は、もともとはドイツ公法学の古典的学説を戦前の日本の公法学が継受し、現在まで受け継がれているものである。この原理を現在の形に定式化したのは、「ドイツ行政法学の父」¹ オットー・マイヤー（Otto Mayer, 1846-1924）だとされる²。マイヤーが法律による行政の原理（マイヤー自身の言葉づかいでは「法律の支配」）を最初に提唱したのは帝政ドイツの時代であり、またそれを日本の公法学が継受したのは大日本帝国憲法（明治憲法）の時代であり、いずれも立憲君主制下であった。この体制におい

¹ 石川健治「2つの言語、2つの公法学」法学教室 322号（2007年）55頁。

² オットー・マイヤーの「法律の支配」については、塩野宏『オットー・マイヤー行政法学の構造』有斐閣（1962年）111～122頁。

第2部

実践編：行政法を使う

第14章 行政活動をめぐる紛争類型

G 基本型：行政処分の違法性

第15章 個別法の解釈と適用——実体的違法事由（その1）

第16章 裁量権の踰越・濫用——実体的違法事由（その2）

第17章 行政手続の瑕疵——手続的違法事由

H 複合型：一連の過程の中で見つける違法性

第18章 行政計画と処分の違法性

第19章 行政調査と処分の違法性

第20章 行政機関の矛盾挙動をめぐる紛争——信義則

第21章 行政処分の職権取消し・撤回の違法性

第22章 個別法上の権限外の規制手法をめぐる紛争

I 立法行為の違憲性・違法性

第23章 委任立法

第24章 条例

J 違法な行政処分の取扱い

第25章 違法な行政処分の効力の維持

第26章 行政処分の違法性の主張方法

第14章

行政活動をめぐる紛争類型

14.1 行政活動をめぐる紛争とは何か

第2部では、行政活動をめぐって紛争が生じた場合に、行政法を使ってその紛争をどのように解決するかを学ぶ。試験に置き換えていえば、行政活動をめぐる事例問題の解き方を学ぶことでもある。

それでは、行政活動をめぐる紛争はどのような形で現れるのだろうか。次の【設例14-1】を見てみよう。公衆浴場法の条文は、第1章に掲げたものを参照してほしい[←1.1(2頁)]。

【設例 14-1】 Xは、Y県において公衆浴場法2条1項の許可を受けて公衆浴場を営んでいたところ、衛生管理が十分ではなく、同法3条1項に違反するとして、同法7条1項に基づきY県知事より3ヶ月の営業停止命令を受けた。しかし、Xはこの営業停止命令に不服がある。Xは、営業停止命令が違法であるというために、どのような主張をすればよいか。

この【設例14-1】における営業停止命令が、本件の紛争の中心をなす行政活動に当たる。命令を受けたXは、この命令に不服があるという。不服があるとは、この命令を承服していない、この命令はなされるべきではなかった、この命令を争いたいとXが考えていることを意味する。すなわち、このケースにおいては、Xと命令を行ったY県知事との間に、営業停止命令をめぐって紛争が存在することになる。

14.2 紛争解決の二つの問題

この紛争は行政法を使ってどのように解決されるのだろうか。行政法における紛争解決を考える際には、次の二つの問題を区別する必要がある。

本案の問題 第一に、争いになっている行政活動（【設例14-1】では営業停止命令）が適法か違法か、それにより私人の権利が侵害されているかの問題に、決着をつけることである。これを本案の問題という（本案と訴訟要件の区別については、第9章も参照[←9.8.1(243～244頁)]）。

【設例14-1】では、Y県知事はXの公衆浴場の衛生管理が不十分であるという事実を認定し、その事実公衆浴場法3条1項・7条1項という法を適用して営業停止命

第 15 章

個別法の解釈と適用——実体的違法事由（その 1）

15.1 行政処分の違法性

15.1.1 実体的違法事由と手続的違法事由

違法事由の類型 本章から第 17 章まででは、行政処分の違法性、すなわち、行政処分はどのような場合に違法となるか、それをどのようにして判定するかという問題について説明する。本案上の問題の基本となる部分である [← 14.4 (380 頁)]。

行政処分の違法性は、実体法上の違法性と、手続法上の違法性とに区別することができる。

前者は、行政処分の内容（特定の法律関係を形成・確定させる特定の法効果を生じたこと）が法に照らして誤りである場合に認められる¹。処分の要件および効果を定める規範に違反した（法定の処分要件が欠如しているのに処分がされた、法律上生じるべきでない効果が生じたものとして扱われた、など）ことに加えて、比例原則や平等原則などの法の一般原則に違反した場合もこれに含まれる。この意味での違法性をもたらす要素を実体的違法事由という。

後者は、特定の内容の行政処分を行うために経るべき手続（たとえば関係者からの意見聴取など）が行われていなかったり、行われたけれども法の要求する態様ではない不適切なやり方で行われたりした場合に認められる。行政処分を行う際の形式（たとえば処分理由を付記すべきことなど）の不備もこれに含まれる。行政処分を行うために必要な事実関係の調査に不適切な点があった場合（たとえば法令上認められていない方法で証拠を収集したなど）も、広い意味では手続上の違法性の問題である。行政処分の内容（実体）が誤っているか否かにかかわらず認められうる違法性である。この意味での違法性をもたらす要素を手続的違法事由という。

本章および次の第 16 章においては、実体的違法事由のうち、それぞれの処分の根拠法である個別法に定められた要件・効果の誤りに関する違法性を中心に扱う。法の

¹ 小早川・上 287 頁。

第16章

裁量権の踰越・濫用——実体的違法事由（その2）

16.1 序 説

第15章では、法の解釈・適用により行政処分の違法性が判断できる場合（行政裁量がないか、あっても裁量を論じる必要がない場合）について学んだ。本章では、行政裁量が認められ、裁量権の行使のあり方が問題となる場合に、どのようにして裁量判断の違法性を論じていくか、あるいは行政裁量に対する裁判所の司法審査はどうあるべきかについて学ぶ。

行政裁量の一般的意義については、第7章で学んだ[←7.3(148頁以下)]。ポイントだけ振り返ると、行政裁量とは、行政機関が法に羈束（拘束）されずに判断を行う余地をいう。行政裁量の範囲内では、法が一義的・客観的な判断基準を与えていないので、第15章で学んだように法定の処分要件に事実を突き合わせて要件該当性を判断するという手法では、違法性判断がうまくできない。なぜなら、行政裁量が認められる場合には、一つの要件に一つの事実が対応するという構造になっておらず、行政機関が複数の事情を総合的に考慮して、要件該当性の判断や効果の決定をする構造になっているからである。そのため、行政裁量の違法性は、裁量権の行使のしかた（複数の事情の考慮のしかた）が合理性を欠いているために違法であるという論じ方をすることになる。

ある事実があれば適法・なければ違法というデジタルな論証ではなく、判断を全体的・総合的に見て合理的かどうかというアナログな論証になるため、判断者の主観に左右されてしまうような気持ち悪さがある。実際、学生の答案を見ていると、いかなる根拠で合理性がない（またはある）と考えているのか、よくわからないものが間々ある。もっとも、裁量判断の違法性の論じ方は、判例も明確な方法を示しておらず、学説も十分に言語化できていないので、学生のせいばかりとも言いきれない。本章では、判例を軸に裁量統制のあり方をなるべく明快に整理することを試みる。

以下では、行政裁量の有無（法令の規定の適用に際して行政庁に裁量が認められるか否か）[→16.2]と、司法審査の際に裁判所が用いる判断手法[→16.3, 16.4]とに分けて、順に説明する。なお、本章の説明は、第7章の行政裁量の関する一般的な説明を理解していることを前提としているので、理解に不安がある場合には第7章と照らし合わせながら読んでほしい。

第17章

行政手続の瑕疵——手続的違法事由

17.1 序 説

問題の所在 行政手続は、行政処分に至る前段階の手続過程を構成する。それぞれの内容は第8章で説明したとおりだが、それぞれに課された法的規律に違反した場合には、行政手続が瑕疵を帯びることになる。しかし、行政手続は、行政処分そのものではないため、その瑕疵が行政処分の違法事由（取消事由）になるとは、当然にはいえない。本章では、行政手続の瑕疵が行政処分の違法事由になるのはどのような場合かを検討する。手続的瑕疵の効果と呼ばれる問題である〔←8.2.3 (179頁)〕。なお、本章では、違法事由と取消事由は同じ意味で用いる。以下の説明は、第8章を復習してから読むとよい。

適用規定の特定 行政手続の瑕疵を検討する上では、準備作業として、どの規定に基づく手続が問題となるかを特定する必要がある。行政手続法の適用がある処分については、まずもって同法に基づく手続を検討しなければならない。

行政手続法の適用除外事由に当たらないかどうかも確認する必要がある〔←8.8 (208頁以下)〕。行政手続法上の適用除外規定と、個別法に置かれることもある適用除外規定の双方をチェックしなければならない。特に、地方公共団体の機関（都道府県知事や市町村長など）が行う処分については、行政手続法と当該地方公共団体の行政手続条例のいずれが適用されるかを、行政手続法3条3項と条例の規定に照らして確認する必要がある〔←8.8.4 (209～210頁)〕。

行政手続法の適用が除外されるか否かにかかわらず、個別法に手続規定が置かれているかどうかにも目を配る必要がある。個別法上の手続規定は、①行政手続法に代わって適用される（行政手続法が適用除外になる場合）、②行政手続法にない手続を創設する、③行政手続法の規定内容を修正する（手続を加重する場合も軽減する場合もある）などの態様があるので、規定内容をよく確認しなければならない。

第 18 章

行政計画と処分の違法性

18.1 行政計画

18.1.1 行政計画とは

行政計画の概念 行政上、都市計画を筆頭に、「計画」と呼ばれる制度や手段があちこちで用いられている。その中には、法律に根拠を有するものもあれば有しないものもあり、法的拘束力を有するものもあれば有しないものもある。このように行政上の計画には種々雑多なものが含まれている。行政法学は、こうしたもろもろの計画を統一的に把握するために、行政計画という概念を立て、それを「行政活動の目標とそれを実現するための手段を定めたもの」¹などと定義して、考察を行ってきた。教科書でも、「行政計画」と題する 1 章を立てるものが少なくない²。

私人が作成する計画 法令上、「計画」という言葉は、私人が作成するものについても用いられるので、注意が必要である。たとえば、建築確認申請に際して審査対象となる建築物の計画（建基 6 条 1 項）は、私人である建築主が作成する。こうした計画は、当然ながら行政計画には含まれない。

行政計画は一般的な準則として機能する点では委任立法や内部基準に近い性質を有するものの、完全に同じではなく、独立した概念を立てて論じる意味がある。しかし、行政計画が法律関係に与える効果は計画の類型に応じてさまざまであり、中には政策の大きな方針や方向性を示すのみで、個々の法律関係には直接影響を与えないものもある。こうした計画に着目することは、制度設計や政策論の観点からは重要だが、法解釈論としての行政法の見地からは、法効果のあるものもないものもまとめて一つのカテゴリーとして扱うことは、かえって混乱を招きかねない。

本書の立場 そこで、本書では、行政計画を第 1 部において行政法の基本概念として取り扱うことはせず、この第 2 部において、行政計画それ自体あるいはそれに後続する処分の司法審査に意味をもつものに限って取り上げることにした。行政計画の

¹ 高橋和之ほか編『法律学小辞典〔第 5 版〕』有斐閣（2016 年）231 頁。

² 塩野 I 234 頁以下、宇賀 I 345 頁以下など。

第19章

行政調査と処分の違法性

19.1 序 説

本章の対象 第11章では行政調査について説明し、行政調査が違法に行われた場合に、調査の違法性がどのような法的効果をもたらすかについても簡単に検討した[←11.7(313頁以下)]。本章では、そのうち、調査に関して行われる行政処分に焦点を当て、そのような処分がどのような場合に違法になるかを掘り下げて検討する。

具体的には、次の二つのケースを取り上げる。

第一に、調査によって取得収集された証拠資料や情報に基づいて行政処分が行われる場合である(税務調査に基づいて行われる課税処分など)[→19.2]。

第二に、調査の過程において調査目的で行われる報告命令や物件提出命令に従わなかった場合に、準強制調査の強制手段の一環として不利益処分が行われる場合である[→19.3]。

以下、順に説明する。

19.2 調査の結果に基づいて行われる処分

19.2.1 設 例

【設例 19-1】 税務署職員 Y は、納税者 X の経営する店舗に税務調査を行い、国税通則法 74 条の 2 第 1 項に基づいて、X が鍵の付いた引出しに保管している帳簿書類の提出要求を行った。X がこれを拒否したため、Y は、自ら引出しの鍵をこじ開けて、帳簿書類を持ち去った。税務署長は、この帳簿書類に基づいて X の所得額を認定し、X に所得税の課税処分を行った。この課税処分は適法か。

行政調査によって取得収集された証拠資料や情報に基づいて行政処分が行われた場合に、当該行政調査が違法であったら、行政処分の基礎となった証拠資料や情報の価値に影響を与えるか、ひいては行政処分自体が違法となるか、というのがここでの問題である¹。

¹ この問題に関する実務的検討として、大島義則編『実務解説 行政訴訟』(勁草書房、2020年)99～103頁[大島]。

第20章

行政機関の矛盾挙動をめぐる紛争——信義則

20.1 序 説

20.1.1 信義則を取り上げる理由

法の一般原則の2タイプ 第3章で行政法の法源の一種としての法の一般原則について説明し、その種類として、平等原則・比例原則・信義則・権利濫用禁止原則を挙げた〔←3.2.6 (65頁以下)〕。これらのうち、権利濫用禁止原則を除くと(*)、行政権限の行使を対象とする法の一般原則は二つのタイプに分かれる。

* 本書では権利濫用禁止原則を行政権限の行使を対象とする原則としては扱わない〔←3.2.6 (5) (69～70頁)〕。

平等原則・比例原則 一つは、平等原則と比例原則である。これらは、行政と私人のように一方が優越的地位に立って権限を行使する法律関係に特有の法原則であり、行政機関が権限を行使する際に(あるいは権限の根拠となる個別法を解釈・適用する際に)当然に考慮しなければならない法規範である。平等原則や比例原則は個別法に明文で規定されていることもあるが(自治244条3項、警職1条2項など)、明文規定がなくても個別法の中に黙示的に織り込まれているといえる。逆にいうと、平等原則や比例原則が個別法からは独立に適用されたり、平等原則や比例原則により個別法が修正されたりすることは、ほとんどない(*)。第16章で説明したとおり、平等原則や比例原則は行政裁量の統制のために援用されることがある〔←16.3.5 (440頁以下)〕が、それらはまさに個別法による裁量権の授権の趣旨を補充・補強し、具体化する機能を担っていた。

* 第3章で見たとおり、平等原則により個別法の適用が修正されることはないわけではないが〔←3.2.6 (2) (66～67頁)〕、それは例外的な場合にとどまる。あくまでも〈不法に平等なし〉が原則である。

信義則 もう一つは、信義則である。信義則はもともと民法上の法原則であり(民1条2項)、対等な私人間の法律関係を対象に、社会生活上一定の状況において相手方の有する正当な期待や信頼に沿うように行動することを当事者に要請する。行政法においては、信義則もちろん個別法の中に黙示的に織り込まれ、個別法解釈を補充・補強したり、具体化したりするために援用されることがありうる¹。しかし、信義

¹ 中川丈久「行政法における「信義則」と「権利濫用禁止」の概念」法律時報90巻8号(2018年)22頁以下。た

第21章

行政処分の職権取消し・撤回の違法性

21.1 序 説

行政処分の職権取消しと撤回については、第6章で基本的な事項を学んだ〔←6.6 (132頁以下)〕。本章では、それを基礎として、職権取消しと撤回がそれぞれどのような場合に違法となるかを学ぶ。第15章・第16章で説明した個別法の解釈・適用および行政裁量の踰越・濫用の応用問題であり、これらの章で学んだことを前提に考えればおのずと解決できるはずの問題ではある。

しかし、職権取消しも撤回も、第一次的・本来的な行政処分ではないため、個別法において要件が明示的に規定されていない場合が多い。そのため、違法判断にあたっては、個別法の趣旨や仕組みの総合的な解釈や、利益考量が求められることが多く、考え方に工夫を要する。そこで、第15章・第16章を補う意味で本章を設け、職権取消し〔→21.2〕および撤回〔→21.3〕の違法性について、それぞれ説明することにした。

以下の説明は、第6章で職権取消しと撤回について基礎知識を復習してから読んでほしい。

21.2 職権取消しの違法性

21.2.1 職権取消しの要件（その1）——原始的瑕疵

原始的瑕疵 職権取消しの要件は、取消しの対象となる原処分が原始的瑕疵を帯びていることである。ここにいる瑕疵には、違法の瑕疵のみならず不当の瑕疵も含まれる（最判平28.12.20〔辺野古埋立承認取消違法確認〕〔判I 158〕〔百I 84〕）。

何が原始的瑕疵に当たるかは、原処分を定めた個別法の解釈により判断される。原処分の違法性は、実体的違法事由については第15章・第16章、手続的違法事由については第17章の説明をもとに検討すればよい。原処分に違法または不当の瑕疵がないにもかかわらず職権取消しがされると、その職権取消しは違法となる。

裁判所の審理判断の対象 職権取消処分の取消訴訟において原処分の原始的瑕疵の有無が争われる場合に、裁判所は何を審理判断の対象にすればよいかという問題がある。第一の考え方は、裁判所は原処分に原始的瑕疵が存在したか否かを直接審理判断の対象とすればよいとする。第二の考え方は、職権取消処分を行った行政庁（取消

第22章

個別法上の権限外の規制手法をめぐる紛争

22.1 序 説

個別法上の規制権限の限界 これまで再三くりかえしてきたように、法律の根拠なくして私人の権利や自由を規制してはならないのは侵害留保原理の要請である。これは、根拠となる法律がそもそも存在しない場合のみならず、根拠となりうる法律は存在するものの、その要件が充足されていない場合をも含む。第15章で扱ったストロングライフ事件最高裁判決（最判昭56.2.26〔百I 57〕）が示すように、いかに公益上の必要性があっても、法定の要件が充足されていないかぎり、行政庁はその法律の規定に基づく規制権限を行使することはできない〔←15.3.2（394頁以下）〕。

しかし、その反面で、いかに法定の要件が充足されていなくとも、事態を放置しては公益上とりかえしのつかない被害が生じるという場面も考えられないではない。ストロングライフ事件を例にとれば、当時の厚生省はストロングライフの輸入を許すと当該製品が悪用され国民に保健衛生上の被害が生じかねないと主張していた。その主張に十分な根拠があるとすれば（もちろん十分な根拠があるかどうかは別に問題となりうるが）、危険な製品が国内に流入することを拱手傍観しているわけにはいかないとの認識もあったのであろう。実際にその主張どおりにストロングライフによる犯罪被害が生じれば、厚生省の責任が問われることにもなりかねない。

個別法上の権限外の手法 このように個別法上の規制権限の限界と公益上の規制の必要性との板挟みになったとき、行政機関は何ができるのだろうか、また何をすべきだろうか。そこにはどのような法的課題があるのだろうか。そのような状況での行政機関の行動をめぐる紛争が生じた場合に、その紛争は法的にどのように解決されるのだろうか。これが本章で取り扱う問題である。

そのような状況では、行政機関は個別法上の権限を（少なくともそのままの形では）行使することができないため、権限外の手法を模索することになる。そのような手法は、いわば行政機関による実務上の工夫の産物である。その中には、法的な限界の範囲内での創意工夫として積極的に評価されるべきものもあれば、単に権限の欠如を糊塗するための^{ひほう}弥縫策にすぎず、結局は違法としか評価しようのないものもある。本章ではそうした手法を適法なものも違法なものも含めて「個別法上の権限外の規制手法」と総称し、判例で問題となったケースを順に取り上げることにする。一般的な教科書では、そのような手法はそれぞれの行為形式〔←COLUMN 4-1（76～77頁）〕ごとに

第23章

委任立法

23.1 概観

問題の区別 委任立法とは、国会以外の機関が法律の委任に基づいて実質的意味の立法〔←13.2.1 (344頁)〕を行うこと、すなわち法規を定立することをいう〔←3.2.3 (3) (54頁)〕。行政法上は、もっぱら行政機関が制定する命令による法規の定立を指す。本章では、法律と命令の關係に焦点を当てて、委任立法の限界、すなわち委任立法がどのような場合に違法（違憲）・無効となるかという問題を扱う。

この問題は、委任をする側（法律）の合憲性と、委任を受ける側（命令）の適法性とに区別することができる。

授權法の合憲性（白紙委任の禁止） 委任立法の根拠となる法律（「授權法」ということがある）の合憲性は、白紙委任の禁止を内容とする。

委任と授權 どちらも法律による根拠づけを意味し、この文脈では互換的に用いることができる。ただし、「委任立法」「委任命令」「授權法」などは決まった言い方である。「委任規定」は「授權規定」「根拠規定」，「授權法」は「根拠法」などといえることもできる。

立法権限は、憲法上国会が独占的に有している（憲41条）。国会の審議能力の限界や法律実施の必要上、立法の委任を認めざるをえないとはいえ、国会が法律によって自ら定めるべきことを尽くさず、行政機関に白紙委任をするようなことは、立法権限の放棄に当たり、許されない。いいかえれば、国会は、立法の委任をするに当たり、十分な規律密度〔←13.4.3 (2) (362～363頁)〕をもって、委任の対象事項や、委任命令を制定する際の指針や基準が明確に読みとれるように法律を定めなければならない。それを欠く法律の委任規定は、違憲である。また、授權法の委任規定が違憲・無効であれば、それを根拠として制定された委任命令の規定も無効となる（*）。

* これは、委任規定の有効性が、委任命令の有効性の根拠となっているからである。したがって、授權法の委任規定が廃止された場合には、それを根拠として制定された委任命令の規定は、特段の廃止措置がとられなくても、当然に効力を失う（大阪地判昭57.2.19〔近鉄特急〕〔判II 95〕）。

委任命令の適法性 委任を受けた命令（委任命令）の適法性は、授權法の委任規定

第24章

条例

24.1 委任条例と自主条例

24.1.1 区別の方法

(1) 委任条例と自主条例の見分け方

第3章で行政法の法源について説明した際に、地方公共団体がその自主立法権により制定する成文法源として条例を挙げた[←3.2.4 (59頁以下)]。本章では、条例をめぐる行政法上の問題を、特に法律との関係に着目して、解説する。

条例について考える出発点は、第3章でも説明した委任条例と自主条例の区別である[←3.2.4 (4) (61～62頁)]。委任条例とは、法律による個別の委任に基づいて、法律の規定を具体化・補足するために制定される条例である。自主条例とは、法律による個別の委任によらずに、地方公共団体が独自の施策を行うために制定される条例である。第3章でも具体例を挙げて区別を説明したが、ここで再び両者の見分け方をまとめると、以下の点に着目するのが有益である。

- ① 委任条例であれば、必ず法律に条例への委任規定があるはずなので、まず委任規定の有無を確認すること。
- ② 委任条例であれば、条例の規定は委任を受けて法律の趣旨を具体化する趣旨であり、またそれにとどまるはずなので、条例の規定の趣旨を法律との関係で確認すること。以下の点がポイントである。
 - ㊦ 委任条例であれば、《要件→効果》の構造が、**法律的に**完結的に規定されている。つまり、どのような要件を満たした場合にどのような効果が生じるか（どのような処分がされるか、どのような実効性確保措置（強制執行・制裁など）がとられるか）の基本的な仕組みは、法律に規定されている。条例の規定は、処分要件の具体化など、仕組みの一部を補完するにとどまる。
 - ㊧ 自主条例であれば、《要件→効果》の構造が**条例に**完結的に規定されている（ただし、条例が規則に委任することはありうる）。たとえば、処分権限や実効性確保措置や行政調査の規定などが、条例に置かれているはずである。

第 25 章

違法な行政処分 of 効力 of 維持

25.1 問題 of 所在

本章 of 対象 第 6 章で述べたとおり，違法な行政処分は取り消されるべきものであり，職権取消しや争訟取消し of 対象となる [← 6.4.2 (1) (123 頁以下)]。しかし，行政庁 of 行為により違法な行政処分を違法でなくしてしまうことによりその効力を維持する解釈論上 of テクニックがある。本章では，主なものとして瑕疵 of 治癒 [→ 25.2] と違法処分 of 転換 [→ 25.3] を取り上げ，さらに後者に類似する方法として処分理由 of 差替えにあわせて触れる [→ 25.3]。

25.2 瑕疵 of 治癒

25.2.1 瑕疵 of 治癒とは

概念 瑕疵 of 治癒とは，当初処分要件を欠いているがゆえに瑕疵を帯びていた処分が，後に当該要件が追完されたために瑕疵が治癒したとして適法となることをいう。

行政処分 of 違法性は，原則として処分時を基準として判断されるため，処分時において要件を具備していない処分は違法であり，取り消されるべきである。しかし，瑕疵 of 程度が相対的に軽微であり，処分 of 効力を維持すること of 公益上 of 必要性が高い（処分を取り消すこと of 公益上 of 影響が大きい）場合には，事後的に要件が充足されたときに，処分を取り消さずにその効力を維持すべきであると裁判所が判断することがある。この場合に瑕疵 of 治癒が認められる。

要件 どのような場合に瑕疵 of 治癒が認められるかについて，明確な基準が存在するわけではなく，瑕疵 of 程度，欠如している処分要件 of 趣旨・目的，瑕疵 of 治癒を認めても処分 of 公正を損なわないか，瑕疵 of 治癒を認めた場合に失われる原告私人 of 利益，処分を取り消した場合に影響を受ける公益や関係人 of 利益など諸般 of 事情を総合的に考慮して判断される。治癒が認められる瑕疵 of 類型は手続的瑕疵であること

第26章

行政処分の違法性の主張方法

26.1 問題の所在

本章の対象 第6章で述べたとおり、瑕疵ある行政処分は取り消されるべきものであり、職権取消しや争訟取消しの対象となる。しかし、その反面で、行政処分はたとえ瑕疵があっても、その瑕疵が無効事由に当たらない限り、権限のある機関（行政庁または裁判所）によって取り消されるまでは有効である（同H23-22-ア）[←6.4.2(3) (126頁)]。つまり、行政処分の効力を否定するには、取消しという行為（取消処分・取消裁決・取消判決）を必要とするのが原則であり、その例外として無効が位置づけられるという構造になっている。本章は、この構造から派生するいくつかの解釈問題をまとめて取り上げる。

ただし、行政処分の瑕疵や取消しにまつわる問題は、行政救済法とりわけ行政訴訟法と密接にかかわる。そのため、本章の説明は、訴訟制度の知識があったほうが理解しやすい。現に、行政法総論（行政作用法）ではなく行政救済法のパートで説明する教科書もある¹。本書でも、行政救済法を扱う第Ⅱ巻にゆずることも考えた。しかし、行政処分の効力に関する問題である以上、伝統的には行政法総論の問題として扱われており、それに従う教科書が現在でも多数派であること、また本書第Ⅱ巻の刊行がいつになるかわからないことから、第Ⅰ巻第2部の締めくくりとなる本章において、行政救済法への橋渡しを兼ねて取り上げることにする。

なお、本章では、議論の単純化のために、行政庁による取消し（職権取消しおよび審査請求による取消し）は原則として扱わず、訴訟において行政処分の取消しが求められたり瑕疵が主張されたりするケースを念頭に置く。また、行政処分の瑕疵としては、不当性は度外視し、違法性のみを念頭に置く。

本章の構成 以下では、まず、〈行政処分は、無効でない限り、権限ある機関によって取り消されるまでは有効である〉という法現象（一般的に「公定力」の作用と考えられている法現象）について、それが具体的な法律関係や訴訟においてどのような意味をもつのか、そのような法現象は理論的にどのように根拠づけられるかについて説明する[→26.2]。続いて、そこから派生する問題として、行政処分の無効[→26.3]、違法性の承継[→26.4]、刑事訴訟における違法の抗弁[→26.5]、国家賠償請求訴訟に

¹ 中原 269 頁以下・271 頁以下など。

第3部

基礎編補論：行政法の知識を広げる

K 行政資源の管理とサービス提供

第27章 公物法

第28章 財産管理・民間委託・サービス提供と契約

第29章 行政情報法

L 特殊な解釈問題

第30章 公法と私法

第31章 法令の効力と適用範囲

M 国と地方公共団体

第32章 地方自治法上の関与

第27章

公物法

27.1 序説

行き場をなくした公物法 行政主体が直接公の目的に供している有体物を公物という。道路や官公庁の庁舎などがその例である。公物に関する法を公物法という。

筆者より前の世代の研究者が書いた行政法の教科書では、公物法は行政組織法などとあわせて扱われていた¹。ところが、現在では、行政組織法の独立の教科書が出版されることが少なくなったために、公物法は行き場をなくしてしまった感がある²。法学部や法科大学院の行政法の授業においても、時間の関係上、公物法についてまとまった解説をすることは難しい。

しかし、公物法は行政作用法に密接にかかわっており、個別法の解釈の観点からも公物法についてひとつおりの知識があると有用である。本書のこれまでの章においても、公物法にかかわる論点がいくつも出てきていた。そこで、本章では、本書のこれまでの記述との関係を意識して、個別法を読み解くために最低限必要となる公物法の基礎知識を概説する³。

27.2 公物法の対象

27.2.1 公物の分類

公物はいくつかの観点から分類をすることができるが、以下の論述に必要な分類のみ紹介する⁴。公物に限ったことではないが、分類はそれ自体に価値があるのではなく、分類をすることによってどのような意義があるのかに注意する必要がある。

公共用物・公用物 公物の目的に応じた分類として、公共用物と公用物の区別が重

¹ 塩野Ⅲ第4編第3部、宇賀Ⅲ第3編など。

² 行政法総論の教科書で公物法の解説をするものとして、首藤=平川編・第14章〔首藤〕がある。行政法各論の教科書で公物法の解説をするものとして、横山編・新応用第Ⅱ部第5章〔石川敏行〕がある。

³ 公物法に関する最も詳しい体系書として、かなり古くなったが、原・公物がある。

⁴ その他の分類も含め、宇賀Ⅲ 553～570頁参照。

第 28 章

財産管理・民間委託・サービス提供と契約

28.1 行政法における契約

28.1.1 行政法と契約のかかわり

法律関係の変動原因としての契約 行政処分は、行政庁の一方的意思表示（単独行為）により法律関係を変動させる行為であるため、個別の法律の根拠が必要である。それに対し、契約は、当事者間の意思表示の合致（合意）により法律関係を変動させる行為であるため、特別の法律の根拠がなくてもすることができる。厳密に言えば、契約（合意）に法効果が認められるのは、〈契約は守られなければならない（合意は拘束する *pacta sunt servanda*）〉という不文の法規範が包括的根拠として存在するためだと考えることもできるが、いずれにしても明文の法律の根拠が必要ないという点では、行政処分とは異なる法律関係の変動原因である。このことは、私人間の契約のみならず、行政主体が当事者となる契約であっても変わらない。たとえば、行政主体は、執務に使用するパソコンや文房具を購入するために、販売業者との間で売買契約を締結するが、それは特別の法律の根拠に基づくわけではない。

行政処分は行政庁の一方的意思表示によって法律関係を変動させる点において権力的手法であるのに対比して、契約はあくまでも相手方の任意の意思が前提になることから、非権力的（任意的）手法である [← 12.1 (316～317 頁)]。

契約自由の原則の修正 しかし、契約が行政法上の法的仕組みに位置づけられるとき、個別法が、公益保護や、他方当事者である私人の利益保護や、公金の支出の適正化などの目的のために、契約の成立要件や締結手続に制限を加えることがある。たとえば、行政主体が業者との間で物品の購入契約を締結する場合には、相手方となる業者の選定を競争入札によって行うことが求められる [→ 28.2.3 (2) (650～651 頁)]。契約自由の原則（民 521 条）の一つである相手方選択の自由が、行政法の観点から修正されるわけである。こうした個別法上の制限について理解することが、行政法において契約を学ぶ一つの目的である。

私人間の契約 行政法において契約を取り上げる目的は、もう一つある。それは、私人間の契約が、行政目的を実現するための手段として法的仕組みの中に位置づけられていることを学ぶためである。この場合には、行政機関は、契約の当事者としてではなく、行政処分などの権限により私人間の契約に関与する立場として現れる。私人

第 29 章

行政情報法

29.1 行政情報法とは

29.1.1 本章の対象

(1) 行政情報法の内容

行政機関による情報の取扱い 行政機関は行政活動の過程で必要な情報を取得・収集し、保有し、利用する。場合によっては他機関や私人に提供したり、一般に公表したりする。このように行政機関は情報をさまざまな方法・態様で取り扱っている。こうした情報は、行政機関が行う決定の基礎資料とすることが想定されているため、行政機関には必要かつ適切な範囲の情報を過不足なく収集し、その内容の正確性を保つことが求められる。

こうした情報の中には、個人のプライバシーや名誉にかかわる情報、企業のノウハウや知的財産に当たる情報、外交上や捜査上の機密に属する情報など、みだりに他者に開示されたり一般に公開されたりすると、私人の権利益や公共の利益を害するおそれのあるものが含まれているため、取扱いには注意を要する。その反面で、行政機関が行政決定に用いた情報は、後に争いになった場合に証拠として提出が求められたり、事後的に行政決定の適否を検証・評価する際の資料として必要になったり、後世の人々が歴史研究の素材として探し求めたりすることが想定できるため、適切に保管し、必要に応じて開示することが求められる。その際に、私人の権利益や公共の利益との調整が必要なことはもちろんである。

行政情報法 このように、行政機関による情報の取扱いは、さまざまな考慮や要請の中でバランスをとりながら適正に行われることが必要である。こうした問題を対象にする法分野を、行政情報法と呼ぶことができる。情報がデータベース化されることによって検索や照合がきわめて容易となり、これらがオンラインで結合されることによって情報の拡散や漏洩のリスクが格段に高まり、ビッグデータや AI の活用によって情報の分析の精度が飛躍的に向上した現代においては、行政情報法も重要性も増すばかりである。本章は、行政情報法を対象とする。

本章の対象 行政情報法に関する規定は、さまざまな法令に散在しており、現在のところ統一的な法典は存在しない。通則的な法律としては、情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法などがあり、これらが本章の主たる対象となる。行政上の秘密

第30章

公法と私法

30.1 序 説

30.1.1 公法と私法の分類

(1) 概 念

法はさまざまな観点から分類することができる。公法と私法の分類もその一つである。公法と私法をそれぞれどのように定義し、どのような基準で分類するかはそれ自体が大きな問題である。ただし、この問題に深入りする前に、公法と私法のイメージを大雑把に示しておこう。

私法とは 私法とは、私人間の法律関係に適用されることを主として想定された法規範をいう。たとえば、私人間の契約関係に適用される民法の規定（法律行為や契約に関する規定）は、私法の典型である。私法は、行政主体が私人と同じ立場で当事者となる法律関係にも適用される。たとえば、行政主体が執務で使用するパソコンを購入するために業者との間で売買契約を締結する場合には、民法の規定が適用される。

公法とは こうした私法の定義を反対解釈すれば、公法とは、行政主体が私人とは異なる立場で当事者となる法律関係に適用される法である、と一応いうことができる。たとえば、行政庁が許可申請を拒否する場合には、行政手続法8条により理由の提示が必要である。申請の拒否は、個別法が行政庁に与えた許可権限の行使であり、私人とは異なる立場で当事者になっているので、それに適用される行政手続法8条は公法に属する(*)。それに対し、私人が契約の申込みに対して契約締結を拒否する場合には、通常は相手方に対して拒否の理由を示すことは求められない。私人は私的自治の原則に基づいて契約の自由を有するからである。

* ここでいう「私人とは異なる立場」とは、行政手続法4条1項の「固有の資格」[←8.85 (210頁)]に近い。ただし、ここでいう「私人とは異なる立場」は、公法と私法を区別する理論的な基準として示されているのに対し、行政手続法4条1項の「固有の資格」は行政手続法の適用の有無を決定するための制定法上の要件だから、両者が一

第 31 章

法令の効力と適用範囲

31.1 序 説

法令の効力とは、法令が法として通用し、適用されうる状態にあることをいう。本章では、第一に、法令の効力がどのような場合に発生し、また消滅するかについて説明する〔→31.2〕。

法令の効力あるいは適用範囲には一定の限界がある。たとえば、暦年途中の税制改正がその年の1月1日までさかのぼって適用されるか、国外で外国企業が合意したカルテルにも日本の独禁法が適用されるか、在日米軍基地に駐留する米兵が犯罪を行った場合に日本の刑法が適用されるか、といった問題がその例である。本章では、第二に、法令の適用範囲の限界を、時間・場所（地域）・人の3つの観点から検討する〔→31.3～31.5〕。

こうした問題は、行政法の教科書では「行政法の効力」というタイトルのもとで扱われることが多い¹。しかし、そこでは、行政法に特有の問題が論じられているわけではなく、法令一般に妥当する問題が行政法的な素材を例に扱われているにすぎない。そこで、本章のタイトルは「法令の効力と適用範囲」とした。なお、本章では、成文法源のうち法律・命令・条例を対象とし、法令という言葉はこの三つの総称として用いる。

本章のテーマは学習上は重要論点として扱われていない（教科書によっては扱っていないものもある）。特に効力の発生・消滅はテクニカルな問題が多いので、初学者は飛ばしてもかまわない。ただし、時間的適用範囲は憲法の科目で学習する事後法や財産権の論点と密接にかかわるし、場所的適用範囲で扱う域外適用は近年グローバル化との関係でとみに重要性を増している。その他の点も含めて適用範囲の問題は個別法の解釈の応用という側面もあるので、行政法をひとつおりに勉強した後で戻ってくるとよい²。

¹ たとえば塩野 I 72 頁以下、宇賀 I 17 頁以下。

² 本章のテーマに関するまとまった解説として、論点体系 I 82～92 頁〔飯島淳子〕。

第 32 章

地方自治法上の関与*

32.1 序 説

関与とは 第 2 章 [← 2.2.2 (3) (c) (26～27 頁)] で述べたとおり、普通地方公共団体に対する国または都道府県の関与（以下「地方自治法上の関与」または単に「関与」という）とは、より広域の団体（関与主体）である国または都道府県が、より狭域の団体（被関与主体）である都道府県または市町村の行う事務処理に関して、その適法性や適正性を確保するために一定のコントロールを及ぼす制度、またはそのために行われる行為をいう。

1999（平成 11）年の地方自治法改正（第 1 次地方分権改革）以前は、特に機関委任事務 [← 2.2.2 (3) (b) (26 頁)] において、国が地方公共団体の事務処理に介入することが常態化していた。同年の改正の中心課題の一つは、関与に関する法制度を整備し、地方公共団体の自主性・自立性および国に対する対等独立性を回復することであった。

本章では、同年の改正で整備された関与の制度（245 条以下）について説明する。もっとも、関与の仕組みはきわめて複雑かつテクニカルなので、ごく基本的なことに限らざるをえない。詳細は地方自治法の教科書を参照してほしい¹。本章では、地方自治法の規定は法律名を省略して条数（条文番号）のみで引用する。

32.2 関与の意義

32.2.1 関与の類型

地方自治法は、関与の定義を一般的な形で示すことはせず、245 条で関与の類型を列挙することによって関与の意義を定めている。ただし、一般条項である 245 条 3 号は、「前 2 号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別的に関わる行為」が関与に当たると定めているので、これを

¹ たとえば、塩野Ⅲ 261 頁以下、宇賀・自治法 436 頁以下。

司法試験・予備試験問題参照部分索引

司法試験	
司法試験平成 18 年第 23 問ア	46
司法試験平成 18 年第 23 問イ	45
司法試験平成 18 年第 23 問エ	47
司法試験平成 18 年第 24 問ア	42
司法試験平成 18 年第 24 問イ	35
司法試験平成 18 年第 24 問ウ	44
司法試験平成 18 年第 25 問ア	70
司法試験平成 18 年第 25 問イ	494
司法試験平成 18 年第 25 問ウ	670
司法試験平成 18 年第 26 問ア	71
司法試験平成 18 年第 26 問イ	167
司法試験平成 18 年第 26 問ウ	168
司法試験平成 18 年第 26 問エ	331
司法試験平成 18 年第 27 問ア	669
司法試験平成 18 年第 27 問イ	669
司法試験平成 18 年第 27 問ウ	668
司法試験平成 18 年第 28 問ア	182
司法試験平成 18 年第 28 問イ	200
司法試験平成 18 年第 28 問ウ	201
司法試験平成 18 年第 29 問ア	410
司法試験平成 18 年第 29 問イ	151
司法試験平成 18 年第 29 問ウ	453
司法試験平成 18 年第 29 問エ	159
司法試験平成 18 年第 30 問ウ	328
司法試験平成 18 年第 30 問エ	328
司法試験平成 18 年第 31 問ア	298
司法試験平成 18 年第 31 問イ	311
司法試験平成 18 年第 31 問ウ	302
司法試験平成 18 年第 32 問A	220, 225
司法試験平成 18 年第 32 問B	220
司法試験平成 18 年第 32 問C	220
司法試験平成 18 年第 33 問ア	698
司法試験平成 18 年第 33 問イ	695
司法試験平成 18 年第 33 問ウ	699
司法試験平成 19 年第 23 問イ	45
司法試験平成 19 年第 24 問ア	704
司法試験平成 19 年第 24 問イ	651
司法試験平成 19 年第 24 問ウ	492
司法試験平成 19 年第 24 問エ	529
司法試験平成 19 年第 25 問ア	393
司法試験平成 19 年第 25 問イ	399
司法試験平成 19 年第 25 問ウ	403
司法試験平成 19 年第 25 問エ	133
司法試験平成 19 年第 27 問イ	323
司法試験平成 19 年第 27 問ウ	516
司法試験平成 19 年第 28 問ア	298
司法試験平成 19 年第 28 問イ	295
司法試験平成 19 年第 28 問ウ	305
司法試験平成 19 年第 28 問エ	301
司法試験平成 19 年第 29 問ア	295, 716
司法試験平成 19 年第 29 問イ	717
司法試験平成 19 年第 29 問ウ	306
司法試験平成 19 年第 29 問エ	715
司法試験平成 19 年第 30 問ア	331
司法試験平成 19 年第 30 問ウ	175
司法試験平成 19 年第 30 問エ	205
司法試験平成 19 年第 31 問ア	231
司法試験平成 19 年第 31 問イ	227
司法試験平成 19 年第 31 問ウ	232
司法試験平成 19 年第 31 問エ	242
司法試験平成 19 年第 33 問ア	682
司法試験平成 19 年第 33 問イ	684
司法試験平成 19 年第 33 問ウ	684
司法試験平成 19 年第 33 問エ	679
司法試験平成 19 年第 33 問オ	682
司法試験平成 20 年第 23 問ア	62
司法試験平成 20 年第 23 問イ	495
司法試験平成 20 年第 23 問ウ	38, 350
司法試験平成 20 年第 23 問エ	73
司法試験平成 20 年第 24 問ア	417
司法試験平成 20 年第 24 問イ	414
司法試験平成 20 年第 24 問エ	411
司法試験平成 20 年第 25 問ア	516
司法試験平成 20 年第 25 問ウ	521
司法試験平成 20 年第 25 問エ	328
司法試験平成 20 年第 26 問ア	71
司法試験平成 20 年第 26 問イ	74
司法試験平成 20 年第 27 問ア	298, 302
司法試験平成 20 年第 27 問イ・エ	306
司法試験平成 20 年第 27 問ウ	305
司法試験平成 20 年第 28 問ア・イ	420
司法試験平成 20 年第 29 問ア	198, 200
司法試験平成 20 年第 29 問イ	181
司法試験平成 20 年第 29 問イ・ウ	188

司法試験平成 20 年第 29 問エ	181, 205	司法試験平成 22 年第 23 問ウ	182, 213
司法試験平成 20 年第 30 問ア	226	司法試験平成 22 年第 23 問エ	183
司法試験平成 20 年第 30 問イ	226, 337	司法試験平成 22 年第 24 問ア	478
司法試験平成 20 年第 30 問ウ	249	司法試験平成 22 年第 24 問イ	446
司法試験平成 20 年第 30 問エ	231	司法試験平成 22 年第 24 問ウ	452
司法試験平成 20 年第 31 問ア	691	司法試験平成 22 年第 24 問エ	157, 414
司法試験平成 20 年第 31 問イ	692	司法試験平成 22 年第 25 問ア	331
司法試験平成 20 年第 31 問ウ	692	司法試験平成 22 年第 25 問イ	319
		司法試験平成 22 年第 25 問ウ	329
司法試験平成 21 年第 21 問ア	361	司法試験平成 22 年第 26 問ア	475
司法試験平成 21 年第 21 問イ	361	司法試験平成 22 年第 26 問イ	473
司法試験平成 21 年第 21 問ウ	746	司法試験平成 22 年第 26 問ウ	175, 478
司法試験平成 21 年第 21 問エ	348	司法試験平成 22 年第 26 問エ	479
司法試験平成 21 年第 22 問ア	209	司法試験平成 22 年第 27 問ア	226
司法試験平成 21 年第 22 問イ	199	司法試験平成 22 年第 27 問イ	225, 226
司法試験平成 21 年第 22 問ウ	183	司法試験平成 22 年第 27 問ウ	230
司法試験平成 21 年第 22 問エ	184	司法試験平成 22 年第 27 問エ	232
司法試験平成 21 年第 23 問ア	428	司法試験平成 22 年第 28 問ア	236
司法試験平成 21 年第 23 問イ	166	司法試験平成 22 年第 28 問ウ	250
司法試験平成 21 年第 23 問ウ	453	司法試験平成 22 年第 29 問ア	682
司法試験平成 21 年第 24 問ア	72	司法試験平成 22 年第 29 問イ	682
司法試験平成 21 年第 24 問イ	329	司法試験平成 22 年第 29 問ウ	689
司法試験平成 21 年第 24 問ウ	195, 329	司法試験平成 22 年第 31 問ア	425
司法試験平成 21 年第 25 問ア	305	司法試験平成 22 年第 31 問イ	478
司法試験平成 21 年第 25 問イ	306	司法試験平成 22 年第 31 問ウ	506
司法試験平成 21 年第 25 問ウ	291	司法試験平成 22 年第 40 問イ	45
司法試験平成 21 年第 26 問ア	268	司法試験平成 22 年第 40 問ウ	805
司法試験平成 21 年第 26 問イ	269		
司法試験平成 21 年第 26 問ウ	270	司法試験平成 23 年第 21 問ア	368, 372
司法試験平成 21 年第 26 問エ	270	司法試験平成 23 年第 21 問イ	354
司法試験平成 21 年第 27 問ア	267	司法試験平成 23 年第 21 問ウ	207
司法試験平成 21 年第 27 問イ	242	司法試験平成 23 年第 22 問ア	588
司法試験平成 21 年第 27 問ウ	247	司法試験平成 23 年第 22 問イ	134
司法試験平成 21 年第 27 問エ	242	司法試験平成 23 年第 23 問ア	174
司法試験平成 21 年第 28 問ア	697	司法試験平成 23 年第 23 問イ	206
司法試験平成 21 年第 28 問イ	691, 718	司法試験平成 23 年第 23 問ウ	197
司法試験平成 21 年第 28 問ウ	716	司法試験平成 23 年第 24 問ア	180
司法試験平成 21 年第 28 問エ	700, 718	司法試験平成 23 年第 24 問イ	206
司法試験平成 21 年第 40 問ア	41	司法試験平成 23 年第 24 問ウ	166
司法試験平成 21 年第 40 問イ	43	司法試験平成 23 年第 25 問ア	424
司法試験平成 21 年第 40 問ウ	33, 680	司法試験平成 23 年第 25 問イ	424
司法試験平成 21 年第 40 問エ	118	司法試験平成 23 年第 25 問ウ	425
		司法試験平成 23 年第 25 問エ	426
司法試験平成 22 年第 21 問ア	549	司法試験平成 23 年第 26 問ア	337
司法試験平成 22 年第 21 問イ	546	司法試験平成 23 年第 26 問イ	524
司法試験平成 22 年第 22 問ア	599	司法試験平成 23 年第 26 問ウ	337
司法試験平成 22 年第 22 問イ	133	司法試験平成 23 年第 26 問エ	249, 338
司法試験平成 22 年第 22 問ウ	612	司法試験平成 23 年第 27 問ア	226
司法試験平成 22 年第 23 問ア	200	司法試験平成 23 年第 27 問イ	594
司法試験平成 22 年第 23 問イ	180, 462	司法試験平成 23 年第 27 問ウ	232

- 司法試験平成 23 年第 28 問ア 733
 司法試験平成 23 年第 28 問イ 242
 司法試験平成 23 年第 28 問ウ 270
 司法試験平成 23 年第 28 問エ 234
 司法試験平成 23 年第 29 問ア 36
 司法試験平成 23 年第 29 問イ 36
 司法試験平成 23 年第 30 問ア 29
 司法試験平成 23 年第 30 問イ 26
 司法試験平成 23 年第 30 問ウ 659

 司法試験平成 24 年第 21 問 A 496
 司法試験平成 24 年第 21 問 B 496
 司法試験平成 24 年第 21 問 C・D 495
 司法試験平成 24 年第 22 問ア 603
 司法試験平成 24 年第 22 問イ・エ 604
 司法試験平成 24 年第 22 問ウ 604
 司法試験平成 24 年第 23 問ア 183
 司法試験平成 24 年第 23 問イ 183
 司法試験平成 24 年第 23 問ウ 185
 司法試験平成 24 年第 24 問ア 200
 司法試験平成 24 年第 24 問イ 196
 司法試験平成 24 年第 24 問ウ 180
 司法試験平成 24 年第 25 問ア・イ 151
 司法試験平成 24 年第 25 問ウ 414
 司法試験平成 24 年第 26 問 1 328
 司法試験平成 24 年第 26 問 4 331
 司法試験平成 24 年第 27 問ア 324
 司法試験平成 24 年第 27 問ウ 329
 司法試験平成 24 年第 28 問ア 668
 司法試験平成 24 年第 28 問ウ 337
 司法試験平成 24 年第 29 問ア 226
 司法試験平成 24 年第 29 問イ 226
 司法試験平成 24 年第 29 問ウ 230
 司法試験平成 24 年第 30 問ア 686
 司法試験平成 24 年第 30 問イ 699
 司法試験平成 24 年第 30 問ウ 693
 司法試験平成 24 年第 30 問エ 684
 司法試験平成 24 年第 40 問ア 26
 司法試験平成 24 年第 40 問イ 797
 司法試験平成 24 年第 40 問エ 562

 司法試験平成 25 年第 21 問ア 758
 司法試験平成 25 年第 21 問イ 763
 司法試験平成 25 年第 21 問エ 627
 司法試験平成 25 年第 22 問ア 405
 司法試験平成 25 年第 23 問ア 133
 司法試験平成 25 年第 23 問イ 135
 司法試験平成 25 年第 23 問ウ 506
 司法試験平成 25 年第 24 問ア 189
 司法試験平成 25 年第 24 問イ・ウ 190

 司法試験平成 25 年第 25 問ア 186
 司法試験平成 25 年第 25 問イ 185
 司法試験平成 25 年第 25 問ウ 185
 司法試験平成 25 年第 26 問ア 416
 司法試験平成 25 年第 26 問イ 425
 司法試験平成 25 年第 26 問ウ 414
 司法試験平成 25 年第 27 問ア 324
 司法試験平成 25 年第 27 問イ 331
 司法試験平成 25 年第 27 問ウ 331
 司法試験平成 25 年第 27 問エ 516
 司法試験平成 25 年第 28 問ア 660
 司法試験平成 25 年第 28 問イ 333
 司法試験平成 25 年第 28 問ウ 337
 司法試験平成 25 年第 28 問エ 366
 司法試験平成 25 年第 29 問ア 699
 司法試験平成 25 年第 29 問イ 697
 司法試験平成 25 年第 29 問ウ 698
 司法試験平成 25 年第 29 問エ 701
 司法試験平成 25 年第 40 問ア 45, 48
 司法試験平成 25 年第 40 問イ 37
 司法試験平成 25 年第 40 問ウ 797

 司法試験平成 26 年第 21 問ア 54
 司法試験平成 26 年第 21 問イ 199
 司法試験平成 26 年第 21 問ウ 168
 司法試験平成 26 年第 21 問エ 72
 司法試験平成 26 年第 22 問ア 469
 司法試験平成 26 年第 22 問ウ 501
 司法試験平成 26 年第 23 問ア 196
 司法試験平成 26 年第 23 問イ 194
 司法試験平成 26 年第 23 問ウ 200
 司法試験平成 26 年第 24 問ア 443
 司法試験平成 26 年第 24 問イ 469
 司法試験平成 26 年第 24 問ウ 161
 司法試験平成 26 年第 24 問エ 156
 司法試験平成 26 年第 25 問ア 514
 司法試験平成 26 年第 25 問イ 517
 司法試験平成 26 年第 25 問ウ 331
 司法試験平成 26 年第 25 問エ 328
 司法試験平成 26 年第 26 問イ 656
 司法試験平成 26 年第 26 問ウ 669
 司法試験平成 26 年第 27 問ア 114
 司法試験平成 26 年第 27 問イ 247
 司法試験平成 26 年第 27 問ウ 241
 司法試験平成 26 年第 27 問エ 247
 司法試験平成 26 年第 28 問ア 231
 司法試験平成 26 年第 28 問イ 304
 司法試験平成 26 年第 28 問ウ 272
 司法試験平成 26 年第 28 問エ 630
 司法試験平成 26 年第 29 問ア 684

司法試験平成 26 年第 29 問イ	694
司法試験平成 26 年第 29 問ウ	682
司法試験平成 26 年第 29 問エ	700
司法試験平成 26 年第 39 問ア	654
司法試験平成 26 年第 39 問ウ	622
司法試験平成 26 年第 39 問エ	803
司法試験平成 26 年第 40 問ア	29
司法試験平成 26 年第 40 問イ	711, 712
司法試験平成 26 年第 40 問ウ	29

予備試験

予備試験平成 23 年第 13 問ア	368, 372
予備試験平成 23 年第 13 問イ	354
予備試験平成 23 年第 13 問ウ	207
予備試験平成 23 年第 14 問イ	403
予備試験平成 23 年第 14 問ウ	405
予備試験平成 23 年第 14 問エ	92
予備試験平成 23 年第 15 問ア	180
予備試験平成 23 年第 15 問イ	206
予備試験平成 23 年第 15 問ウ	166
予備試験平成 23 年第 16 問ア	292
予備試験平成 23 年第 16 問イ	305
予備試験平成 23 年第 16 問ウ	301
予備試験平成 23 年第 16 問エ	298
予備試験平成 23 年第 17 問ア	226
予備試験平成 23 年第 17 問イ	594
予備試験平成 23 年第 17 問ウ	232
予備試験平成 23 年第 25 問ア	36
予備試験平成 23 年第 25 問イ	36
予備試験平成 24 年第 13 問ア	310
予備試験平成 24 年第 13 問イ	74
予備試験平成 24 年第 13 問ウ	745
予備試験平成 24 年第 13 問エ	749
予備試験平成 24 年第 14 問ア	603
予備試験平成 24 年第 14 問イ	エ 604
予備試験平成 24 年第 14 問ウ	604
予備試験平成 24 年第 15 問ア	469
予備試験平成 24 年第 15 問イ	156
予備試験平成 24 年第 15 問ウ	414
予備試験平成 24 年第 16 問 1	328
予備試験平成 24 年第 16 問 4	331
予備試験平成 24 年第 17 問ア	668
予備試験平成 24 年第 17 問ウ	337
予備試験平成 25 年第 13 問ア	405
予備試験平成 25 年第 14 問ア	186
予備試験平成 25 年第 14 問イ	185
予備試験平成 25 年第 14 問ウ	185

予備試験平成 25 年第 15 問ア	416
予備試験平成 25 年第 15 問イ	425
予備試験平成 25 年第 15 問ウ	414
予備試験平成 25 年第 16 問ア	324
予備試験平成 25 年第 16 問イ	331
予備試験平成 25 年第 16 問ウ	331
予備試験平成 25 年第 16 問エ	516
予備試験平成 25 年第 17 問ア	699
予備試験平成 25 年第 17 問イ	697
予備試験平成 25 年第 17 問ウ	698
予備試験平成 25 年第 17 問エ	701

予備試験平成 26 年第 13 問ア	469
予備試験平成 26 年第 13 問ウ	501
予備試験平成 26 年第 14 問ア	199
予備試験平成 26 年第 14 問イ	199
予備試験平成 26 年第 14 問ウ	199
予備試験平成 26 年第 14 問エ	180
予備試験平成 26 年第 15 問ア	443
予備試験平成 26 年第 15 問イ	469
予備試験平成 26 年第 15 問ウ	161
予備試験平成 26 年第 15 問エ	156
予備試験平成 26 年第 16 問イ	517
予備試験平成 26 年第 16 問ウ	331
予備試験平成 26 年第 16 問エ	328
予備試験平成 26 年第 17 問ア	473
予備試験平成 26 年第 17 問イ	255
予備試験平成 26 年第 17 問ウ	653
予備試験平成 26 年第 18 問ア	114
予備試験平成 26 年第 18 問イ	247
予備試験平成 26 年第 18 問ウ	241
予備試験平成 26 年第 18 問エ	247
予備試験平成 26 年第 19 問ア	684
予備試験平成 26 年第 19 問イ	694
予備試験平成 26 年第 19 問ウ	682
予備試験平成 26 年第 19 問エ	700
予備試験平成 27 年第 13 問ア	358
予備試験平成 27 年第 13 問イ	108, 362
予備試験平成 27 年第 13 問ウ	199
予備試験平成 27 年第 13 問エ	73
予備試験平成 27 年第 14 問ア	97, 647
予備試験平成 27 年第 14 問イ	605
予備試験平成 27 年第 14 問ウ	602
予備試験平成 27 年第 14 問エ	410
予備試験平成 27 年第 15 問ア	464
予備試験平成 27 年第 15 問イ	465
予備試験平成 27 年第 15 問ウ	468
予備試験平成 27 年第 15 問エ	469
予備試験平成 27 年第 16 問ア	415

- 予備試験平成 27 年第 16 問イ 413
 予備試験平成 27 年第 16 問ウ 478
 予備試験平成 27 年第 17 問ア 255
 予備試験平成 27 年第 17 問イ 254
 予備試験平成 27 年第 17 問ウ 253
 予備試験平成 27 年第 18 問ア 695
 予備試験平成 27 年第 18 問イ 684
 予備試験平成 27 年第 18 問ウ 686
 予備試験平成 27 年第 18 問エ 698
- 予備試験平成 28 年第 13 問イ 551
 予備試験平成 28 年第 13 問ウ 552
 予備試験平成 28 年第 13 問エ 551
 予備試験平成 28 年第 14 問ア 181
 予備試験平成 28 年第 14 問イ 183
 予備試験平成 28 年第 14 問ウ 183
 予備試験平成 28 年第 15 問ア 442
 予備試験平成 28 年第 15 問イ 469
 予備試験平成 28 年第 15 問ウ 168
 予備試験平成 28 年第 15 問エ 554
 予備試験平成 28 年第 16 問ア 331
 予備試験平成 28 年第 16 問イ 331
 予備試験平成 28 年第 16 問エ 329
 予備試験平成 28 年第 17 問 234
 予備試験平成 28 年第 18 問ア 698
 予備試験平成 28 年第 18 問イ 686
 予備試験平成 28 年第 18 問ウ 700
- 予備試験平成 29 年第 13 問ア 547
 予備試験平成 29 年第 13 問イ 546
 予備試験平成 29 年第 13 問ウ 537
 予備試験平成 29 年第 14 問ア 758
 予備試験平成 29 年第 14 問イ 762
 予備試験平成 29 年第 14 問ウ 747
 予備試験平成 29 年第 15 問ア 190
 予備試験平成 29 年第 15 問イ 180
 予備試験平成 29 年第 15 問ウ 168
 予備試験平成 29 年第 16 問ア 446
 予備試験平成 29 年第 16 問ウ 424
 予備試験平成 29 年第 17 問ア 245
 予備試験平成 29 年第 17 問イ 247
 予備試験平成 29 年第 17 問ウ 249, 338
 予備試験平成 29 年第 17 問エ 274
 予備試験平成 29 年第 18 問ア 714
 予備試験平成 29 年第 18 問イ 719
 予備試験平成 29 年第 18 問ウ 719
 予備試験平成 29 年第 24 問ア 45, 48
 予備試験平成 29 年第 24 問イ 45
 予備試験平成 29 年第 24 問ウ 48
- 予備試験平成 30 年第 13 問ア 495
 予備試験平成 30 年第 13 問イ 492
 予備試験平成 30 年第 13 問ウ 496
 予備試験平成 30 年第 14 問ア 124
 予備試験平成 30 年第 14 問イ 125
 予備試験平成 30 年第 14 問ウ 501
 予備試験平成 30 年第 15 問ア 208, 296
 予備試験平成 30 年第 15 問イ 180
 予備試験平成 30 年第 15 問ウ 162, 181
 予備試験平成 30 年第 15 問エ 188
 予備試験平成 30 年第 16 問ア 438
 予備試験平成 30 年第 16 問イ 433
 予備試験平成 30 年第 16 問ウ 422
 予備試験平成 30 年第 17 問ア 328
 予備試験平成 30 年第 17 問イ 202
 予備試験平成 30 年第 17 問ウ 331
 予備試験平成 30 年第 17 問エ 516
 予備試験平成 30 年第 18 問ア 175
 予備試験平成 30 年第 18 問イ 97, 647
 予備試験平成 30 年第 18 問ウ 337, 358
 予備試験平成 30 年第 18 問エ 668
 予備試験平成 30 年第 19 問ア 682
 予備試験平成 30 年第 19 問イ 685
 予備試験平成 30 年第 19 問ウ 699
- 予備試験平成 31 年第 13 問ア 69
 予備試験平成 31 年第 13 問イ 670
 予備試験平成 31 年第 13 問ウ 746
 予備試験平成 31 年第 14 問ア 128
 予備試験平成 31 年第 14 問イ 499
 予備試験平成 31 年第 14 問ウ 134
 予備試験平成 31 年第 15 問ア 196
 予備試験平成 31 年第 15 問イ 195
 予備試験平成 31 年第 15 問ウ 186
 予備試験平成 31 年第 15 問エ 184
 予備試験平成 31 年第 16 問ア 328
 予備試験平成 31 年第 16 問イ 323
 予備試験平成 31 年第 16 問ウ 331
 予備試験平成 31 年第 16 問エ 329, 735
 予備試験平成 31 年第 17 問ア 603
 予備試験平成 31 年第 17 問イ 479
 予備試験平成 31 年第 17 問ウ 477
 予備試験平成 31 年第 18 問ア 717
 予備試験平成 31 年第 18 問イ 719
 予備試験平成 31 年第 18 問ウ 718
 予備試験平成 31 年第 24 問ア 26
 予備試験平成 31 年第 24 問イ 803
 予備試験平成 31 年第 24 問ウ 804
 予備試験平成 31 年第 24 問エ 805

- 予備試験令和2年第13問ア 199
 予備試験令和2年第13問イ 199
 予備試験令和2年第13問ウ 206
 予備試験令和2年第13問エ 180,199
 予備試験令和2年第14問ア 161
 予備試験令和2年第14問イ 656
 予備試験令和2年第14問ウ 482
 予備試験令和2年第14問エ 396,410
 予備試験令和2年第15問ア 331
 予備試験令和2年第15問イ 332
 予備試験令和2年第15問ウ 330
 予備試験令和2年第16問ア 292
 予備試験令和2年第16問イ 294
 予備試験令和2年第16問ウ 305
 予備試験令和2年第17問ア 264
 予備試験令和2年第17問イ 234
 予備試験令和2年第17問エ 227
 予備試験令和2年第17問ウ 232,235
 予備試験令和2年第24問ウ 45,47

 予備試験令和3年第13問ア 55
 予備試験令和3年第13問イ 58
 予備試験令和3年第13問ウ 70
 予備試験令和3年第14問ア 506
 予備試験令和3年第14問イ 602
 予備試験令和3年第14問ウ 501
 予備試験令和3年第15問ア 202

 予備試験令和3年第15問イ 184
 予備試験令和3年第15問ウ 186
 予備試験令和3年第16問ア 151
 予備試験令和3年第16問イ 168
 予備試験令和3年第17問ア 251
 予備試験令和3年第17問イ 251
 予備試験令和3年第17問ウ 254

 予備試験令和4年第13問ア 62
 予備試験令和4年第13問イ 361
 予備試験令和4年第13問ウ 236,241
 予備試験令和4年第14問ア 213
 予備試験令和4年第14問イ 213
 予備試験令和4年第14問ウ 213
 予備試験令和4年第15問ア 424
 予備試験令和4年第15問イ 414
 予備試験令和4年第15問エ 422
 予備試験令和4年第15問ウ 436
 予備試験令和4年第16問ア 297
 予備試験令和4年第16問イ 306
 予備試験令和4年第16問ウ 310
 予備試験令和4年第16問エ 291
 予備試験令和4年第17問ア 681,684
 予備試験令和4年第17問イ 697
 予備試験令和4年第17問ウ 681
 予備試験令和4年第24問イ 24
 予備試験令和4年第24問ウ 39

事項索引

あ 行

青色申告 467,494
 アカウンタビリティ 38,704
 明渡裁決 98
 —の代執行 228
 当てはめ 142,392
 —(広義)の構造 389
 狭義の—の誤り 400
 アドバンス・ルーリング制度 170
 安全配慮義務 68
 域外適用 779
 —の可否を決定するのは誰か 784
 —の考慮要素 784
 海面漁業調整規則の— 787
 個人情報保護法の— 721,786
 条例の— 790
 独占禁止法の— 789
 意見公募手続 205
 意見陳述のための手続(広義の聴聞) 181
 意思 84
 医師の応招義務 759
 意思表示 84
 意思表示型 81,86
 委託
 —の概念 659
 行政事務の— 657
 行政主体間の— 657
 →「民間委託」をも見よ
 一事不再議 197
 一事不再理 →「申請」「二重の危険」を見よ
 一般競争入札 650
 一般処分 91,117,128,611
 一般法 12
 一般法主義の原則(関与の) 799
 委任
 —と委託の区別 659
 —の概念 658
 権限の— 45,54
 立法の— 53,54
 委任規定の文理 541
 委任規定の見分け方 56
 委任行政 31

委任条例 61
 —と自主条例の見分け方 559
 委任命令 54
 —の適法性 540
 委任立法 54,535
 違法事由 383
 →「実体的違法事由」「手続的違法事由」をも見よ
 違法処分の転換 585
 違法性の承継 602
 違法な契約の効力 653
 違法の抗弁 609
 医療サービスの給付 672
 インカメラ審理 701
 インセンティブ 281
 上乗せ条例 572
 営造物 619,670

横断条項 394
 応答留保 194,330,515
 オープンデータ 719
 公の施設 619,631
 —の指定管理者 664
 オンライン(官報) 771
 オンライン(公示送達) 129
 オンライン(処分) 127
 オンライン(申請) 194

か 行

外局 35
 外局規則 52
 会計検査院規則 52
 会計法30条 747
 外交・安全保障情報 692
 戒告(代執行) 231
 戒告処分 →「懲戒戒告処分」を見よ
 開示請求権 683
 —と訴えの利益 684
 —の濫用 687
 開示請求の手続 685
 開示の実施 687

解釈基準 166
 解釈の誤り 389,393
 ——の論証方法 391
 解釈の方法 144
 解除条件 130,137
 海浜地 621
 外部化現象 74,167
 外部効果 351
 外部性 113
 価格の有利性 656
 確定 75,104,216
 加算税 277
 過少申告——と「正当な理由」 401
 過失犯 265
 瑕疵の治癒 469,583
 課税処分 84,104,483
 課徴金 102,278
 裁量型—— 285
 神奈川県臨時特例企業税条例 578
 下命・禁止 90
 ——と届出との組み合わせ 93
 過料 233,270
 ——事件の裁判と公開・対審 275
 簡易代執行 232
 完結型計画 474
 監獄法施行規則 547
 慣習法 62
 官製談合 651
 間接強制 233
 間接強制調査 →「準強制調査」を見よ
 間接罰 266,609
 官報 770
 官民競争入札 661
 関与（普通地方公共団体に対する国又は都道府
 県の） 26,795
 ——に関する訴え 806
 ——の基本原則 798
 管理関係論 754

 議会 4
 機関 22
 機関委任事務 26
 期限 137
 記述概念 742,752
 技術的な助言 72,801
 基準の設定・公表 178
 規制規範 361
 規則（地方公共団体の長の） 59
 →「外局規則」を見よ
 ——による罰則 570

羈束 149
 羈束裁量 153,389
 規則その他の規程（地方公共団体の委員会の）
 60
 既存不適格 774
 既得権 774
 機能管理（公物の） 620
 機能的自治 31
 義務づけ規定 410
 義務の有無の見分け方 114
 逆 FOIA 訴訟 700
 給水拒否 533
 給水契約 667
 給付行政 8,665
 給付の始期 107
 強行規定 96
 強行規定（地方税法） 578,580
 行政委員会 39
 行政機関 34
 行政機関（情報公開法） 681
 行政機関情報公開法 680
 行政機関等（個人情報保護法） 713
 行政機関等匿名加工情報 691,720
 行政基準 163
 行政規則 70,348
 →「外部化現象」「行政内部規定」「内部基
 準」を見よ
 行政計画 472
 →「計画」から始まる項目を見よ
 ——と行政処分 480
 行政警察活動 307
 行政刑罰 264
 行政契約 644
 行政権の濫用 70,525,612
 行政行為 79
 →「行政処分」を見よ
 ——の分類学 84
 準法律行為的—— 85
 法律行為的—— 85
 行政財産 620,649
 ——の目的外使用 632
 行政裁判所 601
 行政裁量 148
 →「裁量」から始まる項目を見よ
 ——と法の解釈・適用の関係 384
 ——の有無 408
 ——の司法審査 149,422
 強制執行 221
 →「行政上の強制執行」を見よ
 行政指導 318,509

- 権限不行使の違法性 520
- と行政処分の区別 114,326
- と附款(負担)との区別 138
- 中の応答留保 514
- の概念 318
- の限界と職務権限 320
- の作為義務 521
- の主体 326
- の中止等の求め 331
- の分類 320
- の方式 331
- の法律の根拠の要否 323
- 不服従を理由とする不利益の取扱い 511
- を法定する理由 325
- 違法性阻却事由としての—— 519
- 内閣総理大臣による—— 322
- 行政指導指針 331
- 行政指導に関する事実の公表 731,735
- 行政主体 23,27
 - に課される公法的規律 32
- 行政上の強制執行 222
 - の法律の根拠 236
 - 自主条例は——の根拠になるか 240
- 行政情報法 675
- 行政処分 78
 - 「行政行為」をも見よ
 - と行政行為 79
 - と契約 110
 - の違法性 383
 - の瑕疵と法律関係 589
 - の権力性 118
 - の効果と効力 126
 - の失効 130
 - の職権取消しと撤回 132
 - 「職権取消し」「撤回」をも見よ
 - の成立 127
 - の定義 111
 - の取消し 123
 - の発効 128
 - の判例上の定義 119
 - の附款 136
 - の見分け方 111
 - の無効 125,594
 - 瑕疵ある——の効力 123
 - 国・地方公共団体以外の主体による—— 118
 - 〈行政処分は取り消されるまで有効〉の意味 589
- 強制処分法定主義 364
- 行政審判 186
- 行政制裁 259
- 行政組織の法定事項の範囲 37
- 行政組織編成権 349
- 行政代執行 →「代執行」を見よ
- 行政庁 41
- 強制調査 291,294
- 行政調査 287
 - と刑事手続 303
 - と処分の違法性 483
 - と即時強制 251
 - の瑕疵の効果 313
 - の分類 290
 - の要件・範囲・手続 295
- 強制徴収 234
 - と自主条例 242
- 行政手続条例 210
- 行政手続と憲法 211
- 行政手続法 172
 - の対象 175
 - の適用除外 208,327
 - の法源 172
 - の目的 174
- 行政内部規定 50,70,163
 - 「行政規則」「内部基準」をも見よ
- 行政の概念 3
- 行政罰 259
- 行政犯 265,271
- 行政文書 681,725
 - と情報 683
- 行政文書ファイル管理簿 725
- 行政法各論 13
- 行政法総論 10
- 行政目的調査 293
- 行政立法 348
 - 「命令等」と—— 205
- 競争入札 650
- 協定 332,521
 - の概念 332
 - の締結に応じる理由 333
 - の法的性質と法的拘束力 336
 - の法的統制 338
 - の法律の根拠の要否 337
 - の履行強制 337
 - 縦型—— 334
 - 横型—— 334
- 供覧 682
- 許可使用 631,636
- 許可制 88
- 許認可手続のワンストップ化 202

距離 758
 規律 112
 規律管轄権 781
 ——行使の許容類型 782
 規律密度 362,391,535
 規律力 112
 緊急措置 359
 均衡性原則 67
 →「比例原則」をも見よ
 禁止 →「下命・禁止」を見よ
 勤務条件法定主義 646

国地方係争処理委員会 805
 クリーン・ハンズ原則 490
 時効の主張と—— 495
 グリーン購入法 656
 グレーゾーン解消制度 170
 グローバル化への対応（個人情報保護） 720
 グローマー拒否 699
 訓令 70
 訓令的職務命令 72

計画間調整 477,479
 計画裁量 477
 ——の司法審査 478
 計画策定手続 478
 経過措置 774
 景観利益 764
 警察（実質的意味の） 99
 →「公物警察」をも見よ
 警察許可 99
 形式的考慮要素審査 427
 形式秘 727
 刑事訴訟における行政処分の効力・違法性の審理 607
 刑事犯 265
 刑事法の位置づけ（公法と私法） 754
 形成 75,104,216
 形成的行為 87
 係争処理（関与） 805
 契約 317,522,643
 →「協定」「公契約」をも見よ
 行政処分と—— 110
 決裁 682
 原因者負担金 103
 権原 226
 権利の委任 45,54
 権利の融合 533
 権限の連結 533
 権限濫用禁止原則 69

健康保険 672
 限時法 772
 建築基準法3条2項 775
 建築基準法65条 761
 建築協定 335
 権利取得裁決 98
 権力性 118
 権力説 741,754
 権力的事実行為 240,254
 権力留保説 370
 権利濫用禁止原則 69

行為形式論 76,121
 公営住宅 670
 公益 3
 ——と私益 4
 公益事業許可制 100
 公益上の理由による義務の開示 689
 公益上の理由による裁量の開示 697
 公益的サービス 665
 公害防止協定 333,523
 効果主義（効果理論） 783
 公企業の特許 99
 合議制の行政庁 41
 公共安全情報 693
 公共組合 30
 公共契約 650
 公共工事適正化法 655
 公共サービス改革法 660
 公共施設等運営権 663
 公共の福祉 3
 公共用財産 620,649
 公共用物 619
 公契約条例 652
 公権 746
 公債 646
 公示送達 129
 公序良俗 97,762
 公正・透明の原則（関与） 804
 高知市普通河川等管理条例 577
 公聴会 201
 交通反則通告制度 268,613
 公定力 126,592
 公表 729
 →「制裁的公表」をも見よ
 ——の分類 730
 ——の法的統制 735
 ——の法律の根拠の要否 733
 情報提供目的の—— 732
 公布 770

公物 618
 —管理権 622
 —管理者 623
 —管理者による妨害排除請求 628
 —管理法 620
 —警察 636, 639, 640
 —の時効取得 626
 —の使用関係 630
 —の使用許可は行政処分か 638
 —の消滅 624
 —の成立 623
 —の分類 618
 私有— 624
 公物法 618
 —の法源 620
 公文書管理 724
 公法 740, 753
 広報 707, 730
 公法契約 645
 公法私法二元論 742, 744
 公法上の義務 759
 公務員の任用 645
 公有財産 649
 公用財産 620, 649
 公用収用 97
 公用制限 624
 公用物 619
 考慮遺脱 426
 考量・衡量・考慮 158
 効力規定 96
 考慮要素 413
 考慮要素の審査 427
 国語的定義 145
 国債 646
 国際慣習法 62
 国際的二重課税 785
 告示 57
 内閣の— 52
 国税徴収法 234
 告知・聴聞 177
 告発義務 304
 国民 4
 国民公園 636
 国民主権 4, 705
 国務大臣=行政長官同一人制 38
 国立大学法人 29
 個人識別情報 689
 個人識別符号 714
 個人情報 714, 715
 —の取得・管理・利用・提供 716

個人情報ファイル 715, 716
 個人情報保護 708
 個人情報保護（行政調査との関係） 295, 304
 個人情報保護委員会 721, 724
 個人情報保護法改正（令和3年） 710
 個人に関する情報 688
 戸籍法施行規則 550, 558
 国会中心立法の原則 344
 国会の行為規範（委任立法） 539
 国家管轄権 781, 792
 国家行政組織法と〇〇省設置法の関係 39
 国家賠償請求訴訟における行政処分の違法性の主張 614
 国家法人説 23
 国家免除 793
 個別具体性 113
 個別事情考慮義務 444, 452
 個別法 10
 固有条例 →「自主条例」を見よ
 固有の資格 210, 796
 根拠規範 361
 コンセッション 102, 663

さ 行

再委任の可否 555
 罪刑均衡原則 263, 284
 罪法定主義 262, 357, 568
 債権放棄の議決 →「損害賠償請求権の放棄」を見よ
 財産管理法 620, 648
 最小限度の原則（関与の） 799
 財政民主主義 652
 裁定的関与 796
 裁判官の良心 64, 432
 裁判所の行動原理（委任立法） 539
 債務名義 222
 裁量 148, 407
 →「行政裁量」を見よ
 —審査の定式 428
 羈束—（法規—） 153
 形成— 160
 決定— 159, 161
 効果— 159, 424
 自由—（便宜—） 153～154
 政治的・外交的— 416
 選択— 159
 専門技術的— 418, 432
 対司法— 153
 対法律— 153

- 手続の—— 162
- 時(タイミング)の—— 161
- 要件—— 155,424
- 要件——と効果——の関係 160
- 裁量基準 166,169,444
 - と個別事情の考慮 451
- 裁量審査 422
 - の観点 440
 - の審査密度 437
 - の特徴 426
- 裁量病 385,449
- 先買い 647
- 作用法的行政機関概念 41
- 作用法的根拠づけ 323,362
- 散在情報 715
- 三条機関 35,41
- 三段階構造モデル 122
- 参与機関 43

- 事案の特性 146
- 私益 4
- 始期 128,137
- 事業認定 98
- 私権 746
- 施行 770
- 自国利益 784
- 自己情報コントロール権 710
- 自己負罪拒否特権 301,305
- 事実行為 87,217
 - 「権力的事実行為」「実力行使」をも見よ
- 事実認定 142,156,158
- 自主条例 61,353
 - 「委任条例」「条例」をも見よ
 - と行政上の義務の履行を求める請求権(実体権) 250
 - は行政上の強制執行の根拠になるか 240
 - は即時強制の根拠になるか 255
- 強制徴収と—— 242
- 市場化テスト 660
- 指針 58
- 私人間適用 765
- 施設等機関 37
- 自然公物 619
- 事前照会(法の解釈・適用) 169
- 自然犯 265
- 自治事務 25,803
- 執行管轄権 782
- 執行機関 44,217
- 実効性確保の類型 220

- 執行罰 233,261
- 執行命令 55
 - の適法性 555
- 執行力 237
- 実質的考慮要素審査 427
- 実質的証拠法則 158
- 実質秘 727
- 実体的違法事由 383,407
- 質問検査 292
 - 「税務調査」をも見よ
- 実力 217
- 実力行使(行政機関の法律によらない) 255
- 指定管理者 664
- 指定法人 31
- 私的自治 753,764
- 自動車検問 309
- 児童扶養手当法施行令 545,558
- 私法 740,753
- 司法警察活動 307
- 私法上の請求権 759
- 私法秩序(条例との関係) 574
- 司法的執行 243
- 事務事業情報 693
- 事務配分的行政機関概念 34
- 指名回避・指名停止 655
- 指名競争入札 650,655
- 地元企業優先の指名 656
- 諮問機関 43
- 社会観念審査 449
- 社会通念上の著しい妥当性の欠如 430
- 社会法 753
- 社会保障 106
- 集会の自由 640
- 終期 130,137
- 住基ネット 722
- 自由主義 5
- 自由使用 631,633
- 重大明白基準 597
- 十分性認定 712,721
- 銃砲刀剣類登録規則 548
- 住民訴訟 653
- 住民同意 398
 - 「同意制条例」をも見よ
- 取用裁決 98
- 重要事項留保説 371
 - 「本質性理論」をも見よ
- 重要な事実の誤認 429
- 受益者負担金 103
- 授權法 535
 - の合憲性 536

—の趣旨 544
 主権免除 793
 主体説 741
 主張立証責任（行政文書の存否の） 698
 受忍義務 239,255
 受任命令 54
 →「委任命令」をも見よ
 守秘義務 726
 —と告発義務 304
 準強制調査 292,294
 準司法手続 →「行政審判」を見よ
 準則法 571,581,622
 準備行政 644
 準法律行為の行政行為 85,105
 場屋営業 765
 条件 137
 情報 675
 —と媒体 677
 行政文書と— 683
 法の対象としての— 677
 情報公開 678
 —制度と著作権法 701
 —の基本理念 704
 情報公開・個人情報保護審査会 700
 情報公開条例 679
 情報単位論 695
 情報提供 707
 情報発信 730
 情報法 676
 情報連携 722
 消滅時効 747
 条約 366
 条理 63
 —としての社会通念 431
 条例 59,559
 →「委任条例」「自主条例」をも見よ
 —による課税 570
 —による財産権の制限 567
 —による罰則 568
 —の域外適用 790
 「淫行」— 582
 上乘せ— 572
 横出し— 572
 路上喫煙禁止— 61,581
 条例制定権 563
 —の事項的限界 564
 条例の失効（法律による） 575
 条例の留保 366
 所轄 39
 職能分離 183,276

職務質問 308
 職務命令 72
 違法な—への服従義務 73
 所持品検査 311
 職権取消し 123,132
 —権限の根拠 133
 —権者 134
 —の違法性 498
 —の効果 501
 —の要件 498,499,501
 —の要件と制限 135
 職権取消し・撤回の制限法理 506
 職権取消しと撤回の見分け方 133
 処分 →「行政処分」を見よ
 処分基準 179
 処分等の求め 202
 処分要件 →「要件」を見よ
 《処分要件→処分（効果）》 141,385
 処分理由の差替え 586
 白地要件規定 409
 自力救済 222
 知る権利 706
 白色申告 467
 侵害留保原理 7,357
 —と所持品検査 312
 —と処分要件の解釈の関係 391,397,399
 —の憲法上の根拠 358
 緊急措置と— 359
 侵害留保説 368
 審議検討協議情報 693
 信義則 68,444,489,531
 人工公物 619
 審査基準 198
 開示請求の— 686
 審査の申出（関与） 805
 審査密度 437
 人事院規則 52
 真实性・相当性の法理 736
 申請 176,288
 —の一事不再理（再申請の可否） 197
 —の「受理」 194
 申請拒否処分（救済方法） 381
 申請拒否処分（の法効果） 115
 申請権 191,202
 —の有無の見分け方 193
 申請としての開示請求 685
 申請に対する処分 176
 人的行政機関概念 34
 人民 4
 人民主権 4

信頼関係の法理 670
 信頼保護原則 168,490
 課税と—— 494
 施策変更と—— 491
 随意契約 650,653
 水道法15条 667
 水利権 635
 水路 621
 税額確定処分 →「課税処分」を見よ
 生活保護基準 58,553
 制限される権利・利益の性質（委任立法） 546
 制限免除主義 793
 制裁的公表 286,534,731
 →「公表」をも見よ
 政治的行為 536
 精神的事実行為 217
 静的計画 474
 「正当な理由」（過少申告加算税） 401
 「正当の理由」（水道法15条1項） 667
 制度的契約論 673
 制度の趣旨 145
 政府調達協定 652
 税務調査 292,295,484
 世界主義 783
 責任主義 263,273,278,280
 是正の仕組み（関与） 801
 設権行為 94,347
 絶対免除主義 793
 説明責任 704
 専決 47
 全部留保説 369
 占有権（公物管理者の） 629
 相互主義 792
 争訟取消し 124
 相対的無効 611
 送達 128
 相当性原則 →「均衡性原則」を見よ
 双方代理 757
 相隣関係 761
 遡及適用 776
 即時強制 219,250
 即時執行 251
 →「即時強制」をも見よ
 属人主義 782
 属地主義 782
 組織規範 361
 組織共用文書 682

組織法的行政機関概念 34
 組織法的根拠づけ 323,362
 訴訟条件としての行政処分の効力 613
 訴訟要件 243
 租税 103
 ——権力関係説 105
 ——債務関係説 105
 租税法主義 363,494,570
 措置入院 251
 措置法律 348
 損害賠償請求権の放棄（議会による） 654
 損失補償 506,649,663,777
 存否応答拒否 698

た 行

退去強制 252
 代決 47
 第三者からの情報取得 295
 第三者の手続保障（情報公開） 699
 代執行 225
 ——に抵抗する者への対応 231
 ——の戒告 231
 ——の公益性要件 230
 ——の実行行為 231
 ——の補充性要件 229
 ——の要件の緩和・手続の簡略化 232
 ——令書 231
 明渡（引渡）義務の—— 228
 代執行（関与） 803
 対象者利益 785
 退職一時金 538
 退職勧奨 513
 対人処分 130
 代替的作為義務 226
 滞納処分 235
 対物処分 130
 代理（行政機関間の） 46
 他国・国際利益 785
 他事考慮 393,399,426
 ——と裁量の範囲 447
 談合 651
 地位 89
 地域における事務 25,511,565
 秩序罰 271
 地方公共団体 23
 ——の事務 25
 地方支分部局 36
 地方税条例主義 571

- 中間的基準 144,163,390～392,401
- 懲戒戒告処分(の法効果) 116
- 懲戒罰 260
- 調査・検討過程の審査 436,479
- 調査義務 287
- 調達行政 8,644
- 聴聞 181,289
 - 調書・報告書 184
 - と弁明の機会の付与の振分け 181
 - の主体 182
 - の審理 184
 - の通知 182
 - を経た処分の不服申立て 185
 - 処分の原因事実と—— 185
 - 特例—— 181
- 直接強制 233
- 直接執行 804
- 直接発生型 81,86,92,95,104,106,589
- 直罰 266
- 著作権法 701
- 追跡的な審査 152
- 追認(双方代理行為の) 758
- 通告処分 268
- 通則法 12
- 通達 70
- 通知(業界への) 71
- 通知(地方公共団体への) 72
- 停止条件 128,137
- 訂正請求(保有個人情報の) 719
- 訂正放送 759
- ディバージョン 268
- 締約強制 667
- 敵意ある聴衆 642
- 適合性原則 67
 - 「比例原則」をも見よ
- 適正手続3原則 177,456
- 適用対象と適用規範(個人情報保護) 710
- 適用対象と適用規範(情報公開) 679
- 「できる」規定 410
- デジタル・プラットフォーム 766
- デジタル庁 39
- デジタル庁令 51
- 撤回 132
 - 権限の根拠 134
 - 権者 135
 - の違法性 503
 - の効果 505
 - の要件 503
 - の要件と制限 135
- 撤回権の留保 139
- 手続的違法事由 454
 - :意見陳述手続(聴聞など) 457
 - :基準の設定・公表 462
 - :諮問手続 461
 - :内部手続 470
 - :理由の提示 463
- 手続的瑕疵の効果 179
 - 「手続的違法事由」をも見よ
- 手続的法治国説 212,215
- 同意制条例 400
- 統轄 39
- 東京都建築安全条例 603
- 道具概念 742
- 投資のリスク 493
- 到達主義(行政処分) 128
- 到達主義(申請) 194
- 到達主義(届出) 204
- 動的計画 475
- 統督 38
- 透明性 174,705
- 道路標識 611
- 道路法4条 625,628
- 独自条例 →「自主条例」を見よ
- 徳島市公安条例 575
- 特殊法人 30
- 特定個人情報・特定個人情報ファイル 723
- 特定秘密保護法 728
- 特定歴史公文書等 726
- 独任制の行政庁 41
- 特別行政主体 23,27,211
- 特別区 24
- 特別権力関係 350
- 特別の機関(国家行政組織法8条の3) 37
- 特別養護老人ホーム 671
- 独立一体説 695
- 独立行政法人 29
- 独立行政法人等情報公開法 33,680
- 独立条例 561
- 独立命令 54,344,374
- 特例政令 652
- 都市計画事業 475
- 土地収用 97
- 特許 99
- 特許使用 631,634
- 特許を受ける権利 746
- 独禁法24条 760
- 独禁法25条 760～761

届出 203,288
 ——の受理・不受理 92
 婚姻の—— 93,204
 届出制 92
 情報収集目的の—— 94
 取消訴訟の排他性 591,594,600
 取締規定 96,762
 努力義務と法的義務 178

な 行

内閣府 39
 内部基準 162,351
 →「行政規則」「行政内部規定」をも見よ
 内部規定 →「行政内部規定」を見よ
 ナッジ 738

二重処罰 282
 二重の危険 263
 日米地位協定 794
 入札 650
 入札談合 651
 任意規定 96
 任意規定（地方税法） 580
 任意調査 291,294
 ——の限界 307
 質問検査は——か 292
 任意的手法 316
 認可制 96
 認可法人 30

 農地法施行令 544
 ノーアクションレター制度 169

は 行

廃止（法令の） 772
 廃止規定 773
 バイパス理論 244
 配慮義務（条例上の） 530,776
 白紙委任 535,536,539
 八条機関 35,41,43
 バックフィット規制 777
 パブリック・コメント手続 207
 パブリック・フォーラム 641
 番号法 723
 犯罪の非刑罰的処理 268
 犯則調査 293
 判断・認識 84
 判断過程審査 433,449

判断過程審査（委任命令） 553
 判断過程審査（行政計画） 478
 判断代置 149
 判断要素・論証過程の審査 434,478
 反面調査 295
 判例 64

非完結型計画 475
 非権力的手法 316
 ビジネスと人権 767
 非説明的情報開示 705
 必要性原則 67
 →「比例原則」をも見よ
 標準処理期間 196
 標的主義 783
 平等原則 65,168
 裁量審査における—— 443
 比例原則 67,253,263,284
 裁量審査における—— 441

フェアネス 531
 不開示情報 688
 不確定概念 153,409,410
 不可争力 125
 複数の行政庁が関与する処分 201
 副総理 46
 不作為の違法確認訴訟（関与） 803,807
 不存在決定 698
 付帯的政策（公共契約） 656
 負担 137,404
 負担金 102
 普通財産 649
 復興庁 39
 復興庁令 51
 物理的事実行為 217
 物理力 217
 不当な差別的取扱いの禁止 669
 部分開示 694
 部分社会論 351
 普遍主義 783
 不法に平等なし 66
 プライバシー 709
 プライバシー情報型 690
 プラットフォーム 766,786
 不利益処分 176
 不利益な取扱い（行政手続法 32 条 2 項） 329
 不利益な取扱いの禁止（関与） 801
 ふるさと納税告示 552
 フル装備条例 62,560
 文書閲覧 183,460

文法と読解 11

並行権限 804

並行条例 561

ヘイトスピーチ対処条例 791

弁明の機会の付与 186

返戻 194, 204, 329

保育所 671

法益侵害 609

法規 344

法規命令 348

法規留保説 375

法源 49

成文—— 50, 51, 59

不文—— 62

法行為 217

法効果 75

法効果が見分けにくい例 115

法効果発生要件 82

法人 22

法人処罰規定 265

法人等情報 692

法治国原理 341

法治主義 342

法定外公共物 620

法定主義（関与の） 797

法定受託事務 25, 802

法定犯 265

法的仕組み 87

法の一般原則 64, 65

法の支配 341

法律関係 75

——の変動 75, 216

法律関係に関する訴訟 596

法律規定条例 561

法律行為的行政行為 85

法律事項 573

法律実施条例 561

法律上の争訟 247

法律による行政の原理 340

法律の先占（専占） 572

法律の法規創造力 343, 373, 374

法律の優位 53, 353

条例に対する—— 571

法律の留保 7, 354

——の範囲 368

憲法上の——（条例に対する） 566

憲法における—— 355

法律上の——（条例に対する） 573

法令 61

法令番号 53

ホームレスのテントの除却 228

保険医療機関 480, 673

保護規範 763

保護主義 783

補充性 229

補助機関 42

補助金 108, 361

——交付決定 108

墓地理葬条例 560

保有（行政文書の） 682

保有個人情報 714

本案 243, 378, 379

本質性理論 363, 372

本人開示 690, 717

本人—代理人（principal-agent）モデル 704

ま 行

マイナンバー制度 723

見直し規定 773

民間委託 660, 662

民主主義 4

民主的統制説 350

民主的統治構造説 349

民商（民主商工会） 300

無効確認訴訟 125, 596

無効の効果（無効と取消しの違い） 595

無効の要件（無効事由） 596

名誉毀損 736

命令 50, 51

→「委任命令」「執行命令」をも見よ

命令制定権者の裁量権の趣旨 548

命令的行為 87

「命令等」 205

命令等制定手続 205

メリット制 606

黙示的公用廃止説 627

目的・動機 445, 448

目的規定 397

黙秘権 →「自己負罪拒否特権」を見よ

モザイク・アプローチ 689, 714

や 行

薬事法施行規則 551

有形力 217

誘導 261

——経済的手法による 281

要件 75

——判断の誤り 385,388

条件と—— 90

処分—— 83,84,141

法効果発生—— 82

《要件→効果》 75,140,345

要件裁量（情報公開） 694

→「行政裁量」「裁量」をも見よ

用途地域 474

要配慮個人情報 717

横出し条例 572

ら 行

利益説 741

立憲君主制 340,341

立法管轄権 781

立法の概念 344

里道 621,634

リモート・アクセス 289

略式代執行 232

理由提示

→「理由の提示」「理由付記」をも見よ

——制度の趣旨 189

——の瑕疵の効果 469

——の論点 188

——の程度 189,464

理由の差替え 586

理由の提示 188,199,463

理由の提示（不開示決定） 686

理由付記 178

——の追完 585

領域主権 780

利用停止請求（保有個人情報の） 719

両罰規定 265

利用目的（個人情報の） 715

療養の給付 672

例外的事情基準 598

令状主義 297,304

レコード・スケジュール 725

労働保険料認定決定処分 606

老齢加算 553

論証過程の審査 →「判断要素・論証過程の審査」を見よ

わ 行

枠組法 571,581,622

英 字

FIT 制度 281

NIMBY 398

OECD 8 原則 711

PFI 662

WTO 政府調達協定 652

判例索引

【凡例】

- ・判例集の略語は、百I vii頁「凡例」掲記の文献略語の例によった。
- ・判例集の出典が付記されていないものは、裁判所ウェブサイトにて閲覧できる。
- ・事件番号が複数存在するものは、筆頭の1件のみを示した。

最大判昭 24.5.18 昭 23 (オ) 137 民集 3-6-199 [出訴期間遡及短縮]	125, 776
最判昭 27.3.28 昭 25 (れ) 1325 刑集 6-3-546	296
最大判昭 28.2.18 昭 25 (オ) 416 民集 7-2-157 [農地買取所有者誤認]	744
福岡高判昭 28.10.14 昭 28 (う) 1958 高刑集 6-10-1366	219
最大判昭 28.12.23 昭 27 (オ) 1150 民集 7-13-1561 [皇居外苑] [百I 63]	637~639
最判昭 29.1.21 昭 25 (オ) 354 民集 8-1-102 [中川原村農地買取] [百I 67]	501
最判昭 29.5.14 昭 26 (オ) 905 民集 8-5-937	198
最判昭 29.7.16 昭 27 (あ) 6363 刑集 8-7-1151 [麻薬不記帳]	302
最判昭 29.7.19 昭 25 (オ) 236 民集 8-7-236 [農地買取計画転換]	586
最判昭 29.7.30 昭 28 (オ) 525 民集 8-7-1463 [京都府立医大①]	414, 429
最判昭 29.7.30 昭 28 (オ) 745 民集 8-7-1501 [京都府立医大②] [判I 35]	414
最判昭 29.9.28 昭 25 (オ) 168 民集 8-9-1779	127
最大判昭 29.11.24 昭 26 (あ) 3188 刑集 8-11-1866 [新潟県公安条例]	563, 790
最判昭 29.11.26 昭 27 (オ) 697 民集 8-11-2075	107
最大判昭 30.4.27 昭 24 (れ) 1143 刑集 9-5-924	298
最判昭 30.6.24 昭 28 (オ) 1015 民集 9-7-930 [産米供出個人割当]	443
最判昭 30.12.26 昭 26 (オ) 898 民集 9-14-2070 [百I 65]	126, 594, 597
最判昭 31.4.13 昭 29 (オ) 550 民集 10-4-397 [多田村農地委員会] [百I 69]	409, 411
最判昭 31.4.24 昭 29 (オ) 79 民集 10-4-417 [国税滞納処分対抗要件]	745
最判昭 31.7.6 昭 29 (オ) 762 民集 10-7-819	460
最大判昭 31.7.18 昭 25 (オ) 206 民集 10-7-890 [国籍不存在確認訴訟]	597
最大判昭 31.7.18 昭 27 (あ) 4223 刑集 10-7-1173 [麻薬取扱者記帳義務]	302
最大判昭 32.2.20 昭 27 (あ) 838 刑集 11-2-802	301
最判昭 32.5.10 昭 29 (オ) 973 民集 11-5-699 [大阪市警警察官不倫]	429, 430
最大判昭 32.11.27 昭 26 (れ) 1452 刑集 11-12-3113 [判I 214]	265
最大判昭 32.12.28 昭 30 (れ) 3 刑集 11-14-3461 [法令公布方法]	770
最判昭 33.3.28 昭 30 (オ) 862 民集 12-4-624 [パチンコ球遊器] [判I 173]	73
最大判昭 33.4.9 昭 29 (オ) 542 民集 12-5-717 [荻窪駅前広場]	403
最大判昭 33.4.30 昭 29 (オ) 236 民集 12-6-938 [追徴税併科] [百I 108]	278, 282
最判昭 33.5.1 昭 32 (あ) 2243 刑集 12-7-1272 [全通都城支部長]	537
最判昭 33.7.1 昭 32 (オ) 128 民集 12-11-1612 [温泉法]	418
最大判昭 33.7.9 昭 27 (あ) 4533 刑集 12-11-2407 [酒税法再委任]	556
最大判昭 33.9.10 昭 29 (オ) 898 民集 12-13-1969 [帆足計]	412
津地判昭 33.9.12 民集 18-1-7	634
最大判昭 33.10.15 昭 30 (あ) 871 刑集 12-14-3313 [法令公布時期]	771
浦和地決昭 34.3.17 昭 34 (ソ) 1 下民集 10-3-498	273

最判昭 34.6.26 昭 33 (オ) 538 民集 13-6-846 [退職願撤回] [百 I 124]	68, 128
最判昭 34.7.14 昭 30 (オ) 873 民集 13-7-960 [村長借入金受領]	758
最判昭 34.9.22 昭 32 (オ) 252 民集 13-11-1426 [西宮農地買収無効主張]	597
最判昭 35.2.9 昭 32 (オ) 758 民集 14-1-96	96
名古屋高判昭 35.2.29 民集 18-1-9	634
最判昭 35.3.18 昭 33 (オ) 61 民集 14-4-483 [無許可食肉販売] [判 I 48]	95, 96, 762
最判昭 35.3.31 昭 32 (オ) 934 民集 14-4-663 [国税滞納処分背信の悪意者] [判 I 43] [百 I 9]	745
東京地判昭 35.4.20 昭 32 (行) 79 行集 11-4-872	597
最判昭 35.7.12 昭 33 (オ) 784 民集 14-9-1744 [国有地払下げ] [判 I 133]	649
広島地判昭 35.8.1 昭 34 (行) 7 行裁例集 11-8-2341	430
東京地判昭 36.2.21 昭 33 (行) 110 行集 12-2-204 [小平農地買収]	598
最判昭 36.3.7 昭 35 (オ) 759 民集 15-3-381 [立木売却益課税] [判 I 165]	597
最判昭 36.4.21 昭 35 (オ) 248 民集 15-4-850	614
最判昭 36.7.6 昭 35 (あ) 1352 刑集 15-7-1054	278
最判昭 36.7.14 昭 32 (オ) 1096 民集 15-7-1814 [訴願裁決未了農地買収]	584
広島高判昭 36.11.7 民集 18-5-763	430
最判昭 37.4.10 昭 36 (オ) 62 民集 16-4-699 [昭和電工水利権]	635
最大判昭 37.5.2 昭 35 (あ) 636 刑集 16-5-495 [交通事故不報告]	302
最大判昭 37.5.30 昭 31 (あ) 4289 刑集 16-5-577 [大阪市売春取締条例] [判 I 21] [百 I 41]	563, 569
最大判昭 37.11.28 昭 30 (あ) 2961 刑集 16-11-1593 [第三者所有物]	212
最大判昭 38.3.27 昭 37 (あ) 900 刑集 17-2-121 [区長公選制]	24
最判昭 38.4.2 昭 36 (オ) 1308 民集 17-3-435 [山形県任期付教員] [百 I 88]	404
最判昭 38.5.31 昭 36 (オ) 84 民集 17-4-617 [判 I 97] [百 I 116]	467
最大判昭 38.6.26 昭 36 (あ) 2623 刑集 17-5-521 [奈良県ため池条例] [判 II 185] [百 II 246]	567
東京地判昭 38.9.18 昭 36 (行) 26 行裁例集 14-9-1666 [個人タクシー]	214
最判昭 38.12.12 昭 37 (オ) 1388 民集 17-12-1682 [伊東地区農地委員会] [百 I 111]	471
最判昭 38.12.24 昭 36 (あ) 1187 判時 359-63 [さけ・ます流網漁業等取締規則]	541, 557
最判昭 39.1.16 昭 35 (オ) 676 民集 18-1-1 [安濃村村道通行妨害排除] [百 I 13]	634
最判昭 39.1.23 昭 36 (オ) 30 民集 18-1-37 [毒入りアラレ]	97, 762
最大判昭 39.5.27 昭 37 (オ) 1472 民集 18-4-676 [待命処分]	443
最判昭 39.6.4 昭 37 (オ) 49 民集 18-5-745 [広島タクシー転回]	429
最判昭 39.6.5 昭 39 (あ) 65 刑集 18-5-189	273, 283
大阪地判昭 39.7.29 昭 39 (わ) 2193 下刑集 6-7=8-883	609
最判昭 39.10.22 昭 38 (オ) 499 民集 18-8-1763 [判 I 47] [百 I 122]	105
最判昭 39.10.29 昭 37 (オ) 296 民集 18-8-1809 [ごみ焼却場] [判 II 19] [百 II 143]	4, 119
最判昭 40.3.26 昭 38 (あ) 1801 刑集 19-2-83	265
東京地決昭 40.4.22 昭 40 (行ク) 3 行裁判集 16-4-708 [医療費値上げ職権告示] [判 II 90]	43
最大判昭 40.4.28 昭 37 (あ) 2176 刑集 19-3-240	263
大阪高決昭 40.10.5 昭 40 (行ス) 3 行集 16-10-1756 [茨木市庁舎] [判 I 210]	226, 227
最大判昭 41.2.23 昭 38 (オ) 797 民集 20-2-320 [茨城県農業共済組合連合会] [判 I 208] [百 I 105]	245, 249
横浜地判昭 41.3.25 昭 38 (わ) 2184 刑集 26-9-571 [川崎民商]	300
最判昭 41.6.23 昭 37 (オ) 815 民集 20-5-1118 [「署名狂やら殺人前科」]	736
最判昭 41.11.1 昭 40 (オ) 296 民集 20-9-1665 [普通財産売却い時効]	749
最判昭 41.12.8 昭 38 (オ) 1080 民集 20-10-2059 [公務員日直手当]	750
最大決昭 41.12.27 昭 37 (ク) 64 民集 20-10-2279 [過料裁判合憲決定] [判 I 215] [百 I 107]	275
最大判昭 42.5.24 昭 39 (行ツ) 14 民集 21-5-1043 [朝日訴訟] [判 I 39]	747
最判昭 42.9.12 昭 39 (行ッ) 65 訟月 13-11-1418	214

- 最判昭 42.9.26 昭 40 (行ツ) 103 民集 21-7-1887 [茨木市春日地区農地買収] [百 I 68] 501
 最大判昭 42.9.27 昭 40 (オ) 620 民集 21-7-1955 261
 最決昭 42.10.25 昭 42 (あ) 426 刑集 21-8-1128 [公衆浴場無許可営業] 610
 最判昭 43.9.17 昭 40 (行ツ) 91 訟月 15-6-714 214
 最判昭 43.11.7 昭 39 (行ツ) 97 民集 22-12-2421 [玉川地区農地買収] 499, 501
 最判昭 43.12.24 昭 39 (行ツ) 87 民集 22-13-3147 [墓地埋葬法解釈通達] [判 II 35] [百 I 52] 74
 東京地判昭 44.7.8 昭 44 (行ウ) 30 行裁例集 20-7-842 [ココム] [判 I 143] 417, 447
 最判昭 44.7.11 昭 37 (オ) 752 民集 23-8-1470 [中国国慶節祝典] 411, 417
 大阪高判昭 44.9.30 昭 42 (行コ) 4 判タ 241-108 [スコッチライト] [判 I 7] 66
 最大決昭 44.11.26 昭 44 (シ) 68 刑集 23-11-1490 [博多駅] 706
 最大決昭 44.12.3 昭 42 (シ) 78 刑集 23-12-1525 299
 最判昭 44.12.4 昭 41 (オ) 211 民集 23-12-2407 [北九州市道路敷地二重譲渡] 622, 625
 最大判昭 45.7.15 昭 40 (行ツ) 100 民集 24-7-771 [供託金取戻請求] [判 II 20] [百 II 142] 749
 最判昭 45.9.11 昭 43 (あ) 712 刑集 24-10-1333 [重加算税併科] [判 I 216] 278, 283
 最決昭 45.10.22 昭 44 (あ) 2357 刑集 24-11-1516 [無許可輸出罪] 611
 最大判昭 46.1.20 昭 42 (行ツ) 52 民集 25-1-1 [稲沢農地売払い] [百 I 44] 544, 649, 778
 最判昭 46.1.22 昭 39 (行ツ) 20 民集 25-1-45 [島根県温泉審議会] [百 I 110] 470
 最判昭 46.4.22 昭 44 (あ) 2736 刑集 25-3-451 [第 12 三光丸] [百 I 50] 788
 最判昭 46.10.28 昭 40 (行ツ) 101 民集 25-7-1037 [個人タクシー] [判 I 96] [百 I 114]
 163, 213, 456, 458, 462
 最判昭 47.4.20 昭 43 (行ツ) 97 民集 26-3-507 [関税通告処分] 270
 最判昭 47.4.21 昭 42 (行ツ) 38 民集 26-3-567 159
 最判昭 47.7.25 昭 41 (行ツ) 34 民集 26-6-1236 [道路位置廃止] [判 II 84] 584
 最判昭 47.10.12 昭 43 (行ツ) 17 民集 26-8-1410 [平塚汚物取扱業] 482
 最判昭 47.11.16 昭 43 (行ツ) 3 民集 26-9-1573 [エビス食品] [判 I 153] [百 I 119] 193
 最大判昭 47.11.22 昭 44 (あ) 734 刑集 26-9-554 [川崎民商] [判 I 123] [百 I 100] 293, 298, 301
 最判昭 47.12.5 昭 43 (行ツ) 61 民集 26-10-1795 [法人税青色申告更正] [判 II 85] [百 I 82]
 469, 585
 名古屋高判昭 48.1.31 昭 46 (行コ) 25 行裁例集 24-1=2-4 288
 最決昭 48.2.12 昭 45 (あ) 1969 刑集 27-1-8 [道路標識彎曲] 612
 最大判昭 48.4.25 昭 43 (あ) 837 刑集 27-3-418 [久留米駅] [判 I 212] [百 I 96] 254
 最判昭 48.4.26 昭 42 (行ツ) 57 民集 27-3-629 [名義冒用譲渡所得課税] [判 I 166] [百 I 80] 598
 最決昭 48.7.10 昭 45 (あ) 2339 刑集 27-7-1205 [荒川民商] [判 I 124] [百 I 101] 162, 292, 296, 485
 東京高判昭 48.7.13 昭 44 (行コ) 12 行裁例集 24-6=7-533 [日光太郎杉] [判 I 144] 434, 443
 最判昭 48.9.14 昭 43 (行ツ) 95 民集 27-8-925 [長東小学校校長分限] 157, 160, 411, 414, 436
 最判昭 48.10.18 昭 46 (オ) 146 民集 27-9-1210 [倉吉都市計画街路用地] 411
 最大判昭 48.12.12 昭 43 (オ) 932 民集 27-11-1536 [三菱樹脂] 765
 最判昭 49.2.5 昭 44 (オ) 628 民集 28-1-1 [東京中央卸売市場] [判 I 164] [百 I 87] 504, 506
 千葉地判昭 49.2.27 昭 45 (行ウ) 12 判時 740-48 585
 最判昭 49.4.25 昭 45 (行ツ) 36 民集 28-3-405 [青色申告承認取消処分] 189, 214, 465, 468
 最判昭 49.5.30 昭 46 (行ツ) 106 民集 28-4-594 [大阪府国民健康保険審査会] [判 I 56] [百 I 1]
 42
 最判昭 49.7.19 昭 42 (行ツ) 59 民集 28-5-790 [昭和女子大] 415, 765
 最判昭 49.7.19 昭 46 (行ツ) 14 民集 28-5-897 [郵便局員懲戒処分] [判 I 37] [百 I 6] 646
 山口地下関支判昭 49.9.28 昭 45 (ワ) 264 判タ 322-275 514
 東京高判昭 49.10.23 昭 48 (行コ) 30 行集 25-10-1262 [名義冒用譲渡所得課税] 599
 東京地判昭 49.10.29 昭 44 (行ウ) 119 行集 25-10-1318 198
 最大判昭 49.11.6 昭 44 (あ) 1501 刑集 28-9-393 [猿払事件] 537, 539, 557
 最判昭 49.12.10 昭 44 (行ツ) 8 民集 28-10-1868 [京都市教育委員会] [百 I 112] 470

最判昭 50.2.25 昭 48 (オ) 383 民集 29-2-143 [自衛隊八戸駐屯地] [判 I 28] [百 I 22] ……	69, 748, 749
最大判昭 50.4.30 昭 43 (行ツ) 120 民集 29-4-572 [薬事法違憲判決] ……	100
最判昭 50.5.29 昭 42 (行ツ) 84 民集 29-5-662 [群馬中央バス] [判 I 107・116] [百 I 115]	43, 456, 458, 461
最大判昭 50.9.10 昭 48 (あ) 910 刑集 29-8-489 [徳島市公安条例] [判 I 18] [百 I 40] ……	564, 575
最判昭 50.9.26 昭 46 (行ツ) 19 民集 29-8-1338 [百 I 123] ……	204
最判昭 51.3.16 昭 50 (あ) 146 刑集 30-2-187 ……	308, 313
最判昭 51.5.6 昭 45 (行ツ) 32 判時 819-35 ……	455
最判昭 51.7.9 昭 50 (あ) 1889 集刑 201-137 ……	305
東京高決昭 51.8.3 昭 51 (ラ) 137 判時 837-49 ……	273
最判昭 51.12.24 昭 51 (オ) 46 民集 30-11-1104 [仙台畦畔時効取得] [判 I 42] [百 I 28] ……	627
広島高判昭 52.1.24 昭 49 (ネ) 240 労働判例 345-22 ……	514
最大判昭 52.7.13 昭 46 (行ツ) 69 民集 31-4-533 [津地鎮祭] ……	655
最決昭 52.12.19 昭 48 (あ) 2716 刑集 31-7-1053 [徴税虎の巻] [百 I 38] ……	727
最判昭 52.12.20 昭 47 (行ツ) 52 民集 31-7-1101 [神戸税関] [判 I 141] [百 I 77]	152, 413, 428, 438, 441
最判昭 53.2.23 昭 52 (オ) 884 民集 32-1-11 [議員報酬請求権] [判 I 38] ……	747
最判昭 53.5.26 昭 49 (行ツ) 92 民集 32-3-689 [余目町個室付浴場] [判 I 9] [百 I 25] ……	70, 526
最決昭 53.5.31 昭 51 (あ) 1581 刑集 32-3-457 [沖縄返還交渉秘密漏洩] ……	727
最判昭 53.6.16 昭 50 (あ) 24 刑集 32-4-605 [余目町個室付浴場] [百 I 66] ……	612
最判昭 53.6.20 昭 52 (あ) 1435 刑集 32-4-670 [米子銀行強盗] [百 I 103] ……	311
最大判昭 53.7.12 昭 48 (行ツ) 24 民集 32-5-946 [農地売払い対価増額] ……	778
最判昭 53.9.7 昭 51 (あ) 865 刑集 32-6-1672 [天王寺覚醒剤] [判 I 122] ……	312
最大判昭 53.10.4 昭 50 (行ツ) 120 民集 32-7-1223 [マクリーン] [判 I 6] [百 I 73]	63, 412, 416, 423, 428, 436, 437, 444, 449, 453
千葉地判昭 53.12.15 昭 51 (わ) 176 刑事裁判月報 10-11=12-1463 ……	257, 360
最判昭 53.12.21 昭 53 (行ツ) 35 民集 32-9-1723 [高知市普通河川等管理条例] [判 I 19] ……	577
最判昭 54.7.20 昭 54 (行ツ) 46 判タ 399-115 ……	45
最判昭 55.7.10 昭 52 (オ) 405 判タ 434-172 [市立下関商業高校] ……	514
東京高判昭 55.7.28 昭 51 (行コ) 89 行集 31-7-1558 [摂津訴訟] ……	108
最決昭 55.9.22 刑集 34-5-272 [判 I 121] [百 I 104] ……	310
最判昭 56.1.27 昭 51 (オ) 1338 民集 35-1-35 [宜野座村工場誘致] [判 I 27] [百 I 21] ……	491
最判昭 56.2.26 昭 52 (行ツ) 137 民集 35-1-117 [ストロングライフ] [百 I 57]	394, 396, 410, 447, 508
最判昭 56.3.24 昭 54 (オ) 750 民集 35-2-300 [日産自動車] ……	765
最判昭 56.3.27 昭 55 (行ツ) 30 民集 35-2-417 ……	129
大阪高判昭 56.5.20 昭 55 (ネ) 1482 判タ 449-75 ……	335
最判昭 56.7.16 昭 53 (オ) 1386 民集 35-5-930 [豊中市給水拒否] [判 I 10] ……	518, 534, 669
東京地判昭 56.7.16 昭 54 (行ウ) 4 行集 32-7-1082 ……	198
東京地判昭 56.10.28 昭 53 (行ウ) 105 行集 32-10-1854 ……	198
大阪地判昭 57.2.19 昭 55 (行ウ) 55 行集 33-1=2-118 [近鉄特急] [判 II 95] ……	535, 772
最判昭 57.3.30 昭 55 (あ) 1122 刑集 36-3-478 [外国人登録法] ……	302
最決昭 57.4.2 昭 54 (あ) 1756 刑集 36-4-503 [原判決は判 I 213] ……	265
最判昭 57.4.22 昭 53 (行ツ) 62 民集 36-4-705 [盛岡工業地域指定] [判 II 32] [百 II 148] ……	475
最判昭 57.4.23 昭 55 (オ) 255 民集 36-4-727 [中野区マンション] [判 I 137] [百 I 120] ……	161, 518
最判昭 57.7.15 昭 53 (行ツ) 21 民集 36-6-1146 [高砂市給油取扱所] [判 I 154] [百 I 54] ……	127, 128
最判昭 57.7.15 昭 55 (行ツ) 137 民集 36-6-1169 [交通反則通告] [判 II 21] [百 II 146] ……	270
東京地判昭 57.10.4 昭 50 (ワ) 5488 判時 1073-98 ……	232
最判昭 57.10.7 昭 52 (オ) 500 民集 36-10-2091 [昭和郵便局] ……	620, 637, 638
東京地八王子支判昭 58.2.9 昭 53 (ワ) 997 民集 47-2-603 [武蔵野マンション] ……	522

福岡高判昭 58.3.7 昭 55 (行コ) 31 行集 34-3-394 [飯盛町旅館建築規制条例] [判 I 22]	577
最大判昭 58.6.22 昭 52 (オ) 927 民集 37-5-793 [よど号]	415, 416
東京地判昭 58.10.12 昭 51 (特わ) 1831 刑事裁判月報 15-10-521 [ロッキード]	322
最判昭 58.10.27 昭 56 (行ツ) 139 民集 37-8-1196	278
最判昭 59.1.31 昭 56 (オ) 184 民集 38-1-30 [百 I 125]	31
最判昭 59.2.24 昭 55 (あ) 2153 刑集 38-4-1287 [石油価格カルテル] [判 I 206] [百 I 93]	519
最判昭 59.3.27 昭 58 (あ) 180 刑集 38-5-2037	299, 302
横浜地判昭 59.7.25 昭 58 (行ウ) 26 判タ 530-260 [神奈川県公文書公開条例]	685
大阪地判昭 59.11.30 昭 56 (行ウ) 70 行集 35-11-1906	484
最判昭 59.12.13 昭 57 (オ) 1011 民集 38-12-1411 [東京都管住宅無断増築] [判 I 23] [百 I 7]	670
東京高判昭 59.12.20 昭 59 (行コ) 46 行集 35-12-2288 [神奈川県公文書公開条例] [判 I 68]	685
最判昭 60.1.22 昭 57 (行ツ) 70 民集 39-1-1 [旅券発給拒否] [判 I 110] [百 I 118]	214, 463, 464, 469, 585
最判昭 60.4.23 昭 56 (行ツ) 36 民集 39-3-850 [判 I 113]	467
最判昭 60.7.16 昭 55 (オ) 309 民集 39-5-989 [品川マンション] [判 I 203] [百 I 121] - 162, 330, 515	
最大判昭 60.10.23 昭 57 (あ) 621 刑集 39-6-413 [福岡県青少年保護育成条例]	564, 582
最判昭 60.12.13 昭 57 (オ) 202 民集 39-8-1779 [府中刑務所差入れ]	415
東京地判昭 61.3.31 昭 51 (行ウ) 97 判時 1190-15	484
千葉地判昭 61.7.25 昭 56 (ワ) 731 判タ 634-196 [診療拒否]	760
高松高判昭 61.12.2 昭 61 (う) 183 判タ 631-244 [迷惑電話]	791
最判昭 61.12.16 昭 55 (行ツ) 147 民集 40-7-1236 [田原湾干潟]	621
最判昭 62.2.20 昭 57 (行ツ) 164 民集 41-1-122 [百 I 126]	198
最判昭 62.3.20 昭 57 (行ツ) 74 民集 41-2-189 [福江市ごみ処理施設] [判 I 195]	653
最判昭 62.5.19 昭 56 (行ツ) 144 民集 41-4-687 [阪南町土地売却随意契約]	653
東京高判昭 62.7.29 昭 59 (う) 263 高刑集 40-2-77 [ロッキード]	322
最判昭 62.10.30 昭 60 (行ツ) 125 判タ 657-66 [青色申告信頼保護] [判 I 25] [百 I 20]	494
最判昭 62.11.24 昭 62 (行ツ) 49 判タ 675-111 [里道廃止]	634
東京高判昭 62.12.24 昭 56 (行コ) 72 行裁例集 38-12-1807 [環境基準] [判 I 28]	58
東京高判昭 63.3.24 昭 59 (ネ) 2925 判タ 664-260 [在日台湾人身上調査票]	717
東京高判昭 63.3.29 昭 58 (ネ) 362 民集 47-2-610 [武蔵野マンション]	522
最判昭 63.3.31 昭 62 (行ツ) 77 判タ 667-92	306
最判昭 63.6.17 昭 60 (行ツ) 124 判タ 681-99 [菊田医師] [判 I 159] [百 I 86]	134, 504, 505
最決昭 63.10.28 昭 63 (あ) 103 刑集 42-8-1239 [スピード違反公訴提起] [判 I 171]	613
最判昭 63.12.20 昭 60 (オ) 269 訟務月報 35-6-979	314
大阪地判平 1.3.14 昭 61 (行ウ) 30 判タ 691-255 [大阪府知事交際費情報公開]	707
横浜地判平 1.5.23 昭 60 (行ウ) 5 行集 40-5-480	702
東京地判平 1.6.12 昭 60 (ワ) 7418 判タ 723-206 [狛江市宅地開発指導要綱]	522
最判平 1.6.20 昭 57 (オ) 164 民集 43-6-385 [自衛隊百里基地] [判 I 32]	756
最判平 1.9.19 昭 58 (オ) 1413 民集 43-8-955 [建築基準法違反建築物取去請求] [判 I 24] [百 I 8]	761
最決平 1.11.8 昭 60 (あ) 1265 判タ 710-274 [武蔵野マンション] [判 I 204] [百 I 89]	512, 669
最判平 1.11.20 平 1 (行ツ) 126 民集 43-10-1160 [千葉県民記帳所]	792
最判平 1.12.8 昭 60 (オ) 933 民集 43-11-1259 [鶴岡灯油]	761
浦和地判平 1.12.15 昭 61 (行ウ) 11 判タ 731-116	198
最判平 2.1.18 昭 59 (行ツ) 45 判タ 719-72 ① [伝習館①]	58
最判平 2.1.18 昭 59 (行ツ) 46 民集 44-1-1 [伝習館②] [百 I 49]	413, 441
最判平 2.2.1 昭 63 (行ツ) 163 民集 44-2-369 [サーベル登録拒否] [判 I 179]	548, 553, 554, 556
大阪地決平 2.8.29 平 2 (ヨ) 1277 判時 1371-122	668

大阪高判平 2.10.31 平 1 (行コ) 8 行集 41-10-1765 [大阪府知事交際費情報公開]	707
千葉地判平成 2.10.31 昭 62 (行ウ) 11 税資 181-206	484
大阪地判平 2.12.20 平 1 (行ウ) 54 税資 181-1020	484
京都地判平 3.2.5 昭 59 (行ウ) 11 判タ 751-238 [児童扶養手当周知徹底] [判 I 14]	708
最判平 3.3.8 平 1 (行ツ) 99 民集 45-3-164 [浦安鉄杭撤去] [判 I 2] [百 I 98]	255, 360, 623
東京高判平 3.5.31 平 1 (行コ) 69 行集 42-5-959	689, 702
東京高判平 3.6.6 平 2 (行コ) 164 訟月 38-5-878	484
最判平 3.7.9 平 3 (行ツ) 41 民集 45-6-1049 [東京拘置所幼年者接見拒否] [判 I 182] [百 I 45]	
.....	416, 547, 557
最判平 3.12.20 平 2 (行ツ) 137 民集 45-9-1455 [大阪府水道部仮装接待] [判 I 59] [百 I 18]	48
神戸地判平 4.6.30 平 1 (ワ) 1569 判タ 802-196 [診療拒否]	760
最大判平 4.7.1 昭 61 (行ツ) 11 民集 46-5-437 [成田新法] [判 I 4] [百 I 113]	162, 213, 295, 300
最判平 4.10.29 昭 60 (行ツ) 133 民集 46-7-1174 [伊方原発] [判 I 139] [百 I 74]	
.....	167, 213, 419, 432, 462
最判平 4.11.26 昭 63 (行ツ) 170 民集 46-8-2658 [阿倍野市街地再開発事業] [判 II 31]	98
最判平 4.12.10 平 4 (行ツ) 48 判タ 813-184 [東京都公文書開示条例] [判 I 111]	214, 466, 468, 686
最判平 5.2.18 昭 63 (オ) 890 民集 47-2-574 [武蔵野マンション] [判 I 205] [百 I 95]	512, 522, 523
最判平 5.3.11 平 1 (オ) 930 民集 47-4-2863 [判 II 146] [百 II 213]	300
最判平 5.3.16 昭 61 (オ) 1428 民集 47-5-3483 [第 1 次家永教科書] [判 I 146] [百 I 76 ①]	
.....	421, 433, 538
大阪高判平 5.3.23 平 3 (行コ) 20 判タ 828-179 [鴨川ダムサイト]	693
秋田地判平成 5.4.23 平 2 (行ウ) 1 行集 44-4=5-325	326
大阪高判平 5.10.5 平 3 (行コ) 3 判自 124-50 [児童扶養手当周知徹底]	708
最判平 6.1.27 平 3 (行ツ) 18 民集 48-1-53 [大阪府知事交際費情報公開] [判 I 80] [百 I 31]	
.....	681, 707
神戸地姫路支判平 6.1.31 昭 63 (ワ) 168 判タ 862-298	335
最判平 6.2.8 昭 62 (オ) 253 民集 48-2-123 [恩給担保貸付] [判 I 161]	502
最判平 6.3.25 平 5 (行ツ) 110 判タ 864-195 [鴨川ダムサイト情報公開] [判 I 70] [百 I 33]	706
大阪高判平 6.6.29 平 4 (行コ) 31 判タ 890-85 [安威川ダム]	693
最大判平 7.2.22 昭 62 (あ) 1351 刑集 49-2-1 [ロッキード] [判 I 58] [百 I 15]	320
最判平 7.3.7 平 1 (オ) 762 民集 49-3-657 [泉佐野市民会館]	412, 622, 638, 640
大阪高判平 7.4.12 平 5 (行コ) 69 税資 209-8	484
最判平 7.6.23 平 1 (オ) 1260 民集 49-6-1600 [薬害クロロキン] [百 II 217]	134, 504, 521
仙台高判平 7.7.31 平 5 (行コ) 9 税資 213-372	484
最判平 7.11.7 平 3 (行ツ) 212 民集 49-9-2829 [判 I 130] [百 I 64]	107
大阪高判平 7.11.21 平 6 (行コ) 74 行集 46-10=11-1008 [児童扶養手当法施行令]	557
東京高判平 7.11.28 平 7 (行コ) 26 判タ 896-95	555
最判平 8.3.8 (行ツ) 74 民集 50-3-469 [神戸高専] [判 I 142] [百 I 78]	415, 436, 446, 449
最判平 8.3.15 平 5 (オ) 1285 民集 50-3-549 [上尾市福祉会館]	412, 638, 640
最判平 8.7.2 平 6 (行ツ) 183 判タ 920-126 [中国人別居配偶者在留期間更新不許可]	444, 491
最判平 8.10.29 平 5 (オ) 956 民集 50-9-2506 [松山市道路敷地二重譲渡]	628
最判平 9.1.28 平 5 (行ツ) 11 民集 51-1-147 [山陽自動車道吹田山口線] [判 II 96] [百 II 203]	
.....	410, 412
東京地判平 9.2.27 平 6 (行ウ) 111 判タ 954-115 [年金併給調整] [判 I 160]	502
富山地判平 9.3.26 平 4 (行ウ) 3 税資 222-1285	484
札幌地判平 9.3.27 平 5 (行ウ) 9 判タ 938-75 [二風谷ダム]	368, 442
神戸地判平 9.4.28 平 6 (行ウ) 34 行集 48-4-293 [宝塚市パチンコ店条例] [判 I 20]	247, 581
最判平 9.8.29 平 6 (オ) 1119 民集 51-7-2921 [第 3 次家永教科書訴訟] [百 I 76]	433
札幌高判平 9.10.7 平 9 (行コ) 3 行裁例集 48-10-753 [釧路産廃処理施設] [判 I 126]	399
最判平 9.12.18 平 8 (オ) 1361 民集 51-10-4241 [川崎市位置指定道路妨害排除] [判 I 50]	634

最判平 10.4.10 平 6 (行ツ) 153 民集 52-3-776 [指紋捺捺拒否]	417
旭川地判平 10.4.21 平 7 (行ウ) 1 判時 1641-29 [旭川市国民健康保険条例]	364
福岡地判平 10.5.26 平 6 (行ウ) 31 判タ 990-157 [判 I 12]	68
大阪高判平 10.6.2 平 9 (行コ) 23 判タ 986-197 [宝塚市パチンコ店条例]	247
最判平 10.7.3 平 6 (行ツ) 111 判タ 984-73 [セブンイレブン酒販免許]	412
最判平 10.9.10 平 6 (行ツ) 35	708
最判平 10.10.13 平 9 (行ツ) 214 判タ 991-107 [社会保険庁シール入札談合] [判 I 217] [百 I 109]	280, 283
最判平 11.1.21 平 7 (オ) 2122 民集 53-1-13 [志免町マンション給水拒否] [判 I 199]	534, 668
最決平 11.2.17 平 7 (ア) 463 刑集 53-2-64 [尾道警察官発砲] [百 I 97]	253
浦和地判平 11.3.1 平 4 (ワ) 110 判タ 1021-136 [公立高校受検事前協議文書]	717
東京高判平 11.3.31 平 9 (行コ) 84 判時 1689-51 [ドリームⅡ] [判 I 163]	505
鹿児島地判平 11.6.14 平 10 (行ウ) 3 判時 1717-78	673
最判平 11.7.15 平 9 (オ) 367 判タ 1015-106 [判 I 156] [百 I 55]	129
最判平 11.7.19 平 7 (オ) 947 判タ 1011-75 [三菱タクシー] [百 I 71]	452
甲府地決平 11.8.10 平 11 (ヨ) 60 判自 212-62	69
最判平 11.10.22 平 10 (行ヒ) 43 民集 53-7-1270 [判 I 155]	128
最判平 11.11.19 平 8 (行ツ) 236 民集 53-8-1862 [逗子市情報公開条例] [判 II 79] [百 II 180]	586
最判平 11.11.25 平 8 (行ツ) 76 判タ 1018-177 [環状 6 号線] [判 I 190] [百 I 53]	479
京都地判平 12.2.25 平 7 (行ウ) 4 訟月 46-9-3724	484
最判平 12.3.17 平 10 (行ツ) 10 判タ 1029-159 [墓地経営許可]	561
東京高判平 12.9.27 平 12 (行コ) 162	655
東京高判平 13.2.8 平 12 (ネ) 2915 判時 1742-96	280
最判平 13.3.27 平 8 (行ツ) 210 民集 55-2-530	695
東京高判平 13.6.14 平 11 (行コ) 173 判タ 1121-118 [判 I 118]	199, 462, 466
東京地判平 13.12.17 平 13 (行ウ) 85 判時 1776-32	204
最判平 13.12.18 平 9 (行ツ) 21 民集 55-7-1603 [レシピ本人開示]	691
大阪高判平 13.12.25 平 13 (ネ) 1165 判自 265-11 [宇治市住民票データ流出] [判 I 89]	716
最判平 14.1.31 平 8 (行ツ) 42 民集 56-1-246 [児童扶養手当法施行令] [判 I 181]	545, 556, 557
最判平 14.2.28 平 9 (行ツ) 136 民集 56-2-467 [愛知県交際費情報公開]	708
大阪地判平 14.3.15 平 9 (ワ) 2222 判タ 1104-86 [O-157 カイワレ大根]	737
最判平 14.4.12 平 11 (オ) 887 民集 56-4-729 [横田基地]	793
大阪高判平 14.7.3 平 13 (ネ) 1979 判時 1801-38 [被災者自立支援金]	666
最判平 14.7.9 平 10 (行ツ) 239 民集 56-6-1134 [宝塚市パチンコ店条例] [判 I 209] [百 I 106]	244, 246, 338, 528, 581, 629
最判平 14.7.9 平 10 (行ヒ) 104 判自 234-22 [越谷市固定資産評価委員会] [判 I 117]	455, 471
東京地判平 14.8.27 平 9 (行ウ) 47 判時 1835-52 [林試の森] [判 I 13]	478
最決平 14.9.30 平 10 (あ) 1491 刑集 56-7-395 [新宿段ボール小屋] [百 I 99]	256
札幌地判平 14.11.11 平 13 (ワ) 206 判タ 1150-185 [小樽公衆浴場]	765
名古屋高金沢支判平 15.1.27 平 12 (行コ) 12 判タ 1117-89 [もんじゅ]	600
東京高判平 15.5.21 平 13 (ネ) 3067 判時 1835-77 [O-157 カイワレ大根] [判 I 3]	731, 733
最判平 15.6.26 平 14 (行ヒ) 189 判タ 1128-368 [アレフ信者転入届]	94, 204
東京地判平 15.10.31 平 14 (行ウ) 422 判自 246-113	688
最判平 15.11.11 平 10 (行ヒ) 54 民集 57-10-1387 [大阪市食糧費情報公開]	692
名古屋高金沢支判平 15.11.19 平 13 (ネ) 128 判タ 1167-153	330
最判平 15.11.21 平 15 (あ) 93 刑集 57-10-1043	265
最判平 15.11.27 平 15 (オ) 129 民集 57-10-1665 [象のオリ]	213
最決平 15.12.25 平 15 (許) 37 民集 57-11-2562 [人名用漢字] [判 I 185]	550, 558
最判平 16.1.15 平 14 (行ヒ) 312 判タ 1144-158 [松任市一般廃棄物処理業] [判 I 127] [百 I 59]	481

最決平 16.1.20 平 15 (あ) 884 刑集 58-1-26 [今治税務署] [判 I 125] [百 I 102]	305
大阪高判平 16.2.19 平 14 (ネ) 1531 訟月 53-2-541 [O-157 カイワレ大根]	731
さいたま地判平 16.3.17 平 9 (行ウ) 24 訟務月報 51-6-1409	230
最判平 16.4.13 平成 15 (あ) 1560 刑集 58-4-247 [死体検案不届]	303
最判平 16.6.1 平 12 (行ヒ) 125 判タ 1163-158 [合川町排水事業契約分割]	652
最判平 16.7.13 平 12 (行ヒ) 32 判タ 1164-114 [無限連鎖講課税]	600
最判平 16.7.13 平 12 (行ヒ) 96 民集 58-5-1368 [デザイン博] [判 I 45] [百 I 4]	757
最判平 16.11.25 平 13 (オ) 1513 民集 58-8-2326 [訂正放送]	759
最判平 16.12.24 平 12 (行ツ) 209 民集 58-9-2536 [紀伊長島町水道水源保護条例] [判 I 15] [百 I 24]	529, 776
長野地判平 17.2.4 平 15 (行ウ) 7 判タ 1229-221	461
長崎地判平 17.3.8 平 16 (行ウ) 9 判タ 1214-169	555
東京地判平 17.4.22 平 15 (行ウ) 434	461
名古屋地判平 17.5.26 平 16 (行ウ) 44 判タ 1275-144 [東郷町ラブホテル条例]	581
最判平 17.5.30 平 15 (行ヒ) 108 民集 59-4-671 [もんじゅ]	433, 600
最判平 17.7.15 平 14 (行ヒ) 207 民集 59-6-1661 [高岡医療圏] [判 II 27] [百 II 154]	115, 325, 480
最判平成 17.9.8 平 14 (行ツ) 36 判タ 1200-132 [指宿保健医療圏] [判 I 128]	480
最判平成 17.9.13 平 14 (行ヒ) 72 民集 59-7-1950 [日本機械保険連盟]	280
福岡高判平 17.9.26 平 17 (行コ) 5 判タ 1214-168	555
東京高判平 17.10.20 平 16 (行コ) 14 判タ 1197-103 [伊東大仁線]	479
最判平 17.10.25 平 15 (行ヒ) 320 判タ 1200-136 [土浦保健医療圏]	115, 325
最判平 17.11.21 平 17 (受) 721 民集 59-9-2611 [松戸市立病院診療費] [百 I 27]	749
最大判平 17.12.7 平 16 (行ヒ) 114 民集 59-10-2645 [小田急] [判 II 38] [百 II 159]	479
大阪高判平 17.12.8 平 14 (行コ) 106 [永源寺第 2 ダム]	486
最判平 17.12.16 平 15 (受) 1980 民集 59-10-2931 [大分公有水面埋立地時効取得]	627
最判平 18.1.13 平 16 (受) 1518 民集 60-1-1 [貸金業法施行規則]	542, 557
仙台高判平 18.1.19 平 17 (行コ) 6	463
最判平 18.2.7 平 15 (受) 2001 民集 60-2-401 [呉市教研集会] [判 I 145] [百 I 70]	152, 412, 423, 438, 445, 449, 633, 640
最判平 18.2.21 平 14 (受) 133 民集 60-2-508 [越谷市道路交通妨害排除]	622, 630
名古屋高判平 18.2.24 平 17 (行コ) 2 判タ 1242-131 [紀伊長島町水道水源保護条例]	530
最大判平 18.3.1 平 12 (行ツ) 62 民集 60-2-587 [旭川市国民健康保険条例] [判 I 1] [百 I 19]	358, 363, 571
最判平 18.3.10 平 13 (行ヒ) 289 判タ 1210-61 [京都市レセプト訂正請求]	719
最判平 18.3.23 平 15 (オ) 422 判タ 1208-72 [熊本刑務所信書発受制限]	412, 416
東京高判平 18.3.29 平 17 (行コ) 325 税資 256 順号 10356	484
最判平 18.3.30 平 17 (受) 364 民集 60-3-948 [国立マンション]	763
最判平 18.4.20 平 17 (行ヒ) 9 民集 60-4-1611 [雪谷税務署]	401
最判平 18.4.25 平 16 (行ヒ) 86 民集 60-4-1728 [雪谷税務署]	401
東京地判平 18.6.6 平 17 (ワ) 11648 判時 1948-100 [国税局文書回答公表]	737
最判平 18.7.14 平 15 (行ツ) 35 民集 60-6-2369 [高根町簡易水道事業] [判 I 200] [百 II 150]	669
最判平 18.7.21 平 15 (受) 1231 民集 60-6-2542 [対パキスタン貸金請求]	793
最判平 18.9.4 平 15 (行ヒ) 321 判タ 1223-127 [林試の森]	478
東京地判平 18.9.6 平 15 (行ウ) 668 判タ 1275-96	184
最判平 18.9.14 平 15 (行ヒ) 68 判タ 1225-166 [第二東京弁護士会]	261, 439
東京高判平 18.9.27 平 18 (行コ) 92 判タ 1233-169	198
広島高判平 18.9.27 平 16 (行コ) 10 税資 256 順号 10519	484
最判平 18.10.5 平 17 (行ヒ) 395 判タ 1227-140	456
最判平 18.10.24 平 17 (行ヒ) 20 民集 60-8-3128 [ストックオプション] [判 I 30]	278, 402
最判平 18.10.26 平 17 (受) 2087 判タ 1225-210 [木屋平村] [判 I 196] [百 I 91]	651, 655

最判平 18.11.2 平 16 (行ヒ) 114 民集 60-9-3249 [小田急] [判 I 188] [百 I 72]	478
最判平 19.2.6 平 18 (行ヒ) 136 民集 61-1-122 [在ブラジル被爆者健康管理手当] [判 I 29] [百 I 23]	490, 495, 748
福岡高判平 19.3.22 平 18 (ネ) 547 判例地方自治 304-35 [福岡町公害防止協定]	338
最判平 19.4.17 平 18 (行ヒ) 50 判タ 1240-165 [愛知県食糧費情報公開] [判 I 84] [百 I 34]	696
東京高判平 19.4.17 平 18 (行コ) 250	184
最判平 19.4.19 平 16 (行ヒ) 208 判タ 1242-114 [郵便区分機]	469
最判平 19.9.18 平 17 (あ) 1819 刑集 61-6-601 [広島市暴走族追放条例]	564
最判平 19.11.1 平 17 (受) 1977 民集 61-8-2733 [在韓被爆者健康管理手当] [判 II 147] [百 II 214]	496
最判平 19.12.7 平 17 (行ヒ) 163 民集 61-9-3290 [獅子島] [判 I 132]	412, 445, 453, 632
最判平 20.1.18 平 17 (行ヒ) 304 民集 62 卷 1 号 1 頁 [宮津市土地先行取得] [判 I 198] [百 I 92]	651
大阪地判平 20.1.31 平 19 (行ウ) 166 判タ 1268-152	293, 297, 460, 487
最決平 20.3.3 平 17 (あ) 947 刑集 62-4-567 [薬害エイズ]	521
最判平 20.3.6 平 19 (オ) 403 民集 62-3-665 [住基ネット] [判 I 91]	710, 722
最決平 20.3.6 平 19 (行フ) 6 判タ 1267-172 [ビームス]	273
那覇地判平 20.3.11 平 19 (行ウ) 14 判時 2056-56 [判 I 100]	199, 462
最大判平 20.6.4 平 18 (行ツ) 135 民集 62-6-1367 [国籍法違憲判決] [判 II 3]	94, 558
最決平 21.1.15 平 20 (行フ) 5 民集 63-1-46 [情報公開インカメラ] [判 I 87] [百 I 35]	701
大阪地判平 21.3.25 平 18 (行ウ) 3 判自 324-10 [大阪鞠公園]	229, 230, 232
最判平 21.7.10 平 19 (受) 1163 判タ 1308-106 [福岡町公害防止協定] [判 I 192] [百 I 90]	248, 338, 523
東京高判平 21.10.14 平 21 (行コ) 78 LEX/DB	461
最大判平 21.11.18 平 21 (行ヒ) 83 民集 63-9-2033 [東洋町] [判 I 183]	543
最判平 21.12.27 平 21 (行ヒ) 145 民集 63-10-2631 [タスキの森] [判 II 76] [百 I 81]	603
最大判平 22.1.20 平 19 (行ツ) 260 民集 64-1-1 [空知太神社]	757
東京地判平 22.3.30 平 21 (行ウ) 256 判タ 1366-112 [医薬品ネット販売] [判 I 115]	208
最判平 22.6.3 平 21 (受) 1338 民集 64-4-1010 [冷凍倉庫] [判 II 162] [百 II 227]	615
東京高判平 22.9.15 平 21 (行コ) 347 判タ 1359-111	633
東京地判平 22.10.1 平 21 (行ウ) 132 判タ 1362-73	600
横浜地判平 22.10.6 平 19 (行ウ) 99 判自 345-25	688
東京地判平 23.3.23 平 16 (ワ) 25016 判時 2124-202 [薬害イレッサ] [判 I 207]	521
最判平 23.6.7 平 21 (行ヒ) 91 民集 65-4-2081 [一級建築士] [判 I 112] [百 I 117]	140, 182, 188, 214, 463, 468, 469
最判平 23.6.14 平 22 (行ヒ) 124 集民 237-21 [紋別市営老人福祉施設] [判 I 134]	649
最判平 23.9.22 平 21 (行ツ) 73 民集 65-6-2756 [損益通算廃止] [判 I 5]	778
最判平 23.9.30 平 21 (行ツ) 173 判タ 1359-75 [損益通算廃止]	779
最判平 23.10.14 平 20 (行ヒ) 11 判タ 1376-116 ② [省エネ数値情報公開] [判 I 76]	694
東京高判平 23.11.15 平 23 (ネ) 3630 判タ 1361-142 [薬害イレッサ]	521
最判平 23.12.16 平 22 (受) 2324 判タ 1363-47 [違法建築請負] [判 I 49] [百 I 10]	97, 762
大阪地判平 23.12.22 平 23 (行ウ) 57 判自 372-102	390
最判平 24.1.16 平 23 (行ツ) 263 判タ 1370-80 ① [教職員国旗国歌]	428, 441
最判平 24.1.16 平 23 (行ツ) 242 判タ 1370-80 ② [教職員国旗国歌] [判 I 11]	428, 441
最判平 24.2.9 平 23 (行ツ) 177 民集 66-2-183 [教職員国旗国歌]	79
東京高判平 24.2.17 平 22 (行ケ) 29 公正取引委員会審決集 58-2-127	281
最判平 24.2.28 平 22 (行ツ) 392 民集 66-3-1240 [高齢加算廃止東京] [判 I 184] [百 I 47 ①]	553, 556
東京高判平 24.2.28 平 23 (行コ) 345	655

最判平 24.4.2 平 22 (行ヒ) 367 民集 66-6-2367 [老齡加算廃止福岡] [百 I 47 ②]	553
大阪高判平 24.4.12 平 22 (行コ) 124 訟月 59-2-119 [水俣病不認定]	421
最判平 24.4.20 平 22 年 (行ヒ) 102 民集 66-6-2583 [神戸市外郭団体派遣職員] [判 II 6 ①]	654
最判平 24.4.20 平 21 (行ヒ) 235 判タ 1383-132 [大東市退職慰労金] [判 I 63]	654
東京高判平 24.9.12 平 22 (行コ) 397 訟月 59-6-1654 [ロヒンギヤ難民不認定]	600
大阪高判平 24.9.14 平 24 (行コ) 9 判自 388-84	390
最判平 24.12.7 平 22 (あ) 957 刑集 66-12-1722 [世田谷事件]	537
最判平 25.1.11 平 24 (行ヒ) 279 民集 67-1-1 [医薬品ネット販売] [判 I 180] [百 I 46]	
.....	536, 551, 553, 557
大阪地判平 25.2.21 平 23 (行ウ) 151	281
東京地判平 25.2.26 平 24 (行ウ) 223 判タ 1414-313	461
最判平 25.3.21 平 22 (行ヒ) 242 民集 67-3-438 [神奈川県臨時特例企業税]	570, 578
最判平 25.4.16 平 24 (行ヒ) 245 民集 67-4-1115 [水俣病不認定] [判 I 140] [百 I 75]	421
名古屋高判平 25.4.26 平 24 (行コ) 42 判自 373-43	468
最判平 26.1.28 平 23 (行ヒ) 332 民集 68-1-49 [小浜市一般廃棄物処理業] [判 II 48] [百 II 165]	
.....	481
広島高松江支判平 26.3.7 平 24 (行コ) 6 判時 2265-17 [判 I 105]	182, 460
東京地判平 26.4.15 平 25 (行ウ) 33 判タ 1409-336	600
東京高判平 26.6.26 平 26 (行コ) 76 判タ 1406-83 [横浜市吸い殻条例]	273
東京高判平 26.6.26 平 26 (行コ) 90 [金商法課徴金]	281
最判平 26.7.14 平 24 (行ヒ) 33 判タ 1407-52 [沖繩返還密約] [判 I 88] [百 II 187]	698
最判平 26.7.18 平 24 (行ヒ) 459 民集 68-6-575	387, 390
最決平 26.8.19 平 26 (行ト) 55 判タ 1406-50 [逃亡犯罪人引渡命令] [判 I 95]	213
金沢地判平 26.9.29 平 24 (行ウ) 1 判自 396-69 [判 I 106]	183
最判平 26.10.23 平 24 (受) 2231 民集 68-8-1270 [広島中央保険生活協同組合]	97
最判平 27.3.3 平 26 (行ヒ) 225 民集 69-2-143 [函館パチンコ店営業許可取消し] [判 I 101] [百 II	
167]	168, 453
最判平 27.3.27 平 25 (オ) 1655 民集 69-2-419 [西宮市市営住宅条例]	766
名古屋高金沢支判平 27.6.24 平 26 (行コ) 8 判自 400-104	183
東京高判平 27.9.17 平 27 (ネ) 2104LEX/DB [渋谷区立宮下公園]	232
最判平 27.12.14 平 26 (オ) 77 民集 69-8-2348 [NTT 企業年金基金] [判 I 178] [百 I 43]	
.....	538, 539, 557
仙台高判平 28.2.2 平 24 (ネ) 266 判時 2293-18 [自衛隊情報保全隊] [判 I 90]	715
東京地判平 28.6.17 平 24 (行ウ) 54 判時 2346-20 [英語講師厚生年金保険]	167
最判平 28.12.9 平 27 (あ) 416 刑集 70-8-806 [国際郵便物検査]	300
最判平 28.12.15 平 27 (行ツ) 211 判タ 1435-86 [京都府風俗案内所規制条例]	564
最判平 28.12.20 平 28 (行ヒ) 394 民集 70-9-2281 [辺野古埋立承認取消違法確認] [判 I 158] [百 I	
84]	132, 498, 499, 808
東京地判平 29.1.31 平 26 (行ウ) 262 判タ 1442-82	607
最大判平 29.3.15 平 28 (あ) 442 刑集 71-3-13 [GPS 捜査]	294, 305
大阪高判平 29.7.14 平 28 (ネ) 3239 判時 2363-36 [松原民商・市民健康まつり]	640
最判平 29.9.14 平 28 (受) 1187 判タ 1443-51 [大阪府工業用水道使用廃止負担金]	646
東京高判平 29.9.21 平 29 (行コ) 57 労働判例 1203-76	607
最判平 29.12.12 平 28 (行ヒ) 233 民集 71-10-1958 [ブラウン管]	789
最判平 30.1.19 平 29 (行ヒ) 46 判タ 1450-25 [内閣官房報償費情報公開]	696
山形地判平 30.8.21 平 29 (行ウ) 7 判時 2397-141	400
東京高判平 30.10.3 平 30 (行コ) 9 判自 451-56	400
最判平 30.11.6 平 29 (行ヒ) 320 判タ 1459-25 [加古川市職員猥褻停職]	431
東京地判平 31.3.14 平 26 (行ウ) 80 [安愚楽牧場]	697

大阪地判平 31.4.11 平 29 (行ウ) 220 判タ 1466-114	468
最判令 1.7.18 平 30 (受) 533 判タ 1465-52 [以西土地改良区] [百 I 14]	635
最判令 2.3.26 令 1 (行ヒ) 367 民集 74-3-471 [辺野古埋立承認取消処分審査請求] [百 II 130]	210
最判令 2.4.7 平 31 (受) 606 民集 74-3-646 [強制執行費用]	244
最判令 2.6.30 令 2 (行ヒ) 68 民集 74-4-800 [泉佐野市ふるさと納税] [百 I 48]	552, 798, 801, 807
最判令 2.7.6 平 31 (行ヒ) 97 判タ 1480-123 [姫路市教員いじめ隠蔽停職]	431
東京高判令 2.7.22 令 1 (行コ) 129 [安愚楽牧場]	697
最判令 3.2.1 平 30 (あ) 1381 刑集 75-2-123 [リモート・アクセス]	290
最判令 3.3.2 令 2 (受) 763 民集 75-3-317 [バイオマス利活用整備交付金] [百 I 83]	586
最判令 3.3.18 令 1 (行ツ) 179 民集 75-3-552 [要指導医薬品]	551
最判令 3.6.4 令 2 (行ヒ) 133 民集 75-7-2963 [被災者生活再建支援金] [百 I 85]	499, 500
最判令 3.6.29 令 2 (受) 205 民集 75-7-3340 [宅建業名義貸し]	762
最判令 3.7.6 令 3 (行ヒ) 76 民集 75-7-3422 [辺野古サンゴ礁]	428, 440, 806
最判令 4.2.15 令 3 (行ツ) 54 民集 76-2-190 [大阪市ヘイトスピーチ条例]	655
東京地判令 4.4.15 平 31 (行ウ) 95	607
最判令 4.5.17 令 2 (行ヒ) 340 判タ 1500-67 [安愚楽牧場]	697
最判令 4.6.14 令 3 (行ヒ) 164 判タ 1504-24 [氷見市消防長パワハラ停職]	428, 431
東京高判令 4.8.25 令 4 (行コ) 8	485
最判令 4.9.13 令 4 (行ヒ) 7 判タ 1504-13 [長門市消防長パワハラ分限免職]	431
東京高判令 4.11.29 令 4 (行コ) 130	607
最判令 5.2.21 令 3 (オ) 1617 [金沢市庁舎前広場]	639
最判令 5.3.9 令 4 (オ) 39 [マイナンバー]	723

著者略歴

興津 征雄 (おきつ ゆきお)

1977年 静岡市生まれ
2000年 東京大学法学部卒業
2005年 パリ第2大学 DEA 課程修了 (国内公法修士)
2005年 神戸大学大学院法学研究科助教授
2007年 神戸大学大学院法学研究科准教授
2014年～2015年 ニューヨーク大学グローバル・リサーチ・フェロー
2016年 神戸大学大学院法学研究科教授
現在に至る

主要著書

『違法是正と判決効——行政訴訟の機能と構造』弘文堂 (2010年)
『ヨーロッパという秩序』勁草書房 (2013年) (瀨本正太郎と共編著)
『行政法判例集Ⅱ 救済法〔第2版〕』有斐閣 (2018年) (大橋洋一ほかと共著)
『行政法判例集Ⅰ 総論・組織法〔第2版〕』有斐閣 (2019年) (大橋洋一ほかと共著)
『法学入門』有斐閣 (2021年) (穴戸常寿ほかと共著)

法学叢書 = 2-I

法学叢書 行政法I 行政法総論 (電子版)

2023年 11月 25日 © 初 版 発 行
この電子書籍は 2023年 10月 10日 発行の同タイトルを
底本としています。

著 者 興津 征雄 発行者 森平 敏孝

【発行】 株式会社 新世社

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目3番25号
編集 ☎ (03) 5474-8818 (代) サイエンスビル

【発売】 株式会社 サイエンス社

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目3番25号
営業 ☎ (03) 5474-8500 (代) 振替 00170-7-2387
FAX ☎ (03) 5474-8900

組版 (株)加藤文明社

〈検印省略〉

本書の内容を無断で複写複製することは、著作者および
出版者の権利を侵害することがありますので、その場合
にはあらかじめ小社あて許諾をお求め下さい。

ISBN978-4-88384-906-2

サイエンス社・新世社のホームページのご案内
<https://www.saiensu.co.jp>
ご意見・ご要望は
shin@saiensu.co.jp まで。